



神奈川県

福祉子どもみらい局共生推進本部室

2021(令和3)年版 神奈川県の男女共同参画

男女共同参画年次報告書



2022(令和4)年3月



本書について

本書は、「神奈川県男女共同参画推進条例」（2002年4月施行）及び「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」（2018年3月策定）に基づく年次報告書として、本県の取組みや、進捗状況を数字で示すなど、男女共同参画の推進にかかる状況を県民のみなさまに明らかにするためのものです。

2021(令和3)年版 神奈川県男女共同参画

男女共同参画年次報告書

目次

I	神奈川県における男女共同参画の状況	
1	あらゆる分野における男女共同参画	1
2	職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	3
3	男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし	5
4	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	7
II	県の総合計画「かながわグランドデザイン」における位置付け	9
III	かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の推進状況	
1	かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の体系	11
2	かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の進捗状況と評価	13
3	かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の参考数値の状況	18
4	かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の 2019（令和元）及び2020（令和2）年度事業実績	21
IV	かながわDV防止・被害者支援プランの推進状況	
1	かながわDV防止・被害者支援プランの体系	57
2	かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況と評価	59
3	かながわDV防止・被害者支援プランの 2019（令和元）及び2020（令和2）年度事業実績	62
V	神奈川県男女共同参画審議会の審議状況	89
	〈参考〉2020（令和2）年度審議会等の女性委員の登用状況	91

I 神奈川県における男女共同参画の状況

1 あらゆる分野における男女共同参画

審議会等は、国や地方公共団体が重要な施策を進めるにあたって有識者等から意見を求めるため、法令や条例などに基づき設置された機関です。

神奈川県では、審議会等における女性委員の登用率について具体的な目標を設定して取り組んでいます。

神奈川県の2020年度の女性委員登用率は36.9%と、前年度より1.5ポイント増加しました。

なお、県では、第10次登用計画に基づき、2022年度に40%を超えることを目標として取り組んでいます。(グラフ1)

※2014年4月1日付で「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱の運用について」を一部改正し、「法令等の規定に基づき職を指定して選出する委員」、「県議会に対して県議会議員から推薦を依頼する委員」については登用計画の対象外としたため、グラフ中、2014年以降の登用率については、この運用に基づき算出した登用率を掲載しています。(旧基準に基づく登用率:32.2%(2014)、33.2%(2015)、33.0%(2016)、33.8%(2017)、33.2%(2018)、31.8%(2019)、31.9%(2020))

2021年度の県職員(教員・警察官を除く)における幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合は、17.3%と前年度より0.5ポイント増加していますが、未だに女性が少なく、政策方針決定過程での男女共同参画が不十分な状況が続いています。(グラフ2)

県内の事業所において女性管理職の割合は、2020年度は8.2%と0.1ポイント増加していますが、依然として低い水準となっています。(グラフ3)

*「管理職」とは、部長相当職及び課長相当職をいいます(以下同じ)。



県は福祉子どもみらい局調査、国は内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成



「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画に基づく取組状況」より作成



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成 (算式: 女性管理職人数/管理職総数)

県内の事業所において、男女別の正社員総数のうち女性の管理職の割合は、2020年度は4.8%でした。

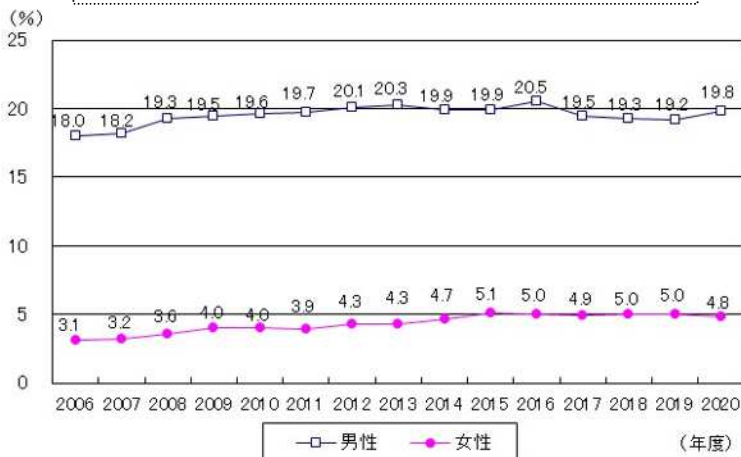
女性の管理職の割合は、近年5%前後で推移しており、男性の割合と比べて約4分の1と依然として低い状況が続いています。(グラフ4)

県内大学の理学部・工学部の女性割合は、2008年度以降増加の傾向にあり、2020年度は16.1%となっており、前年度より0.2ポイント増加しました。(グラフ5)

県内公立高等学校等卒業者の進学状況は、学部別にみると、女性は男性と比べて理・工学部への進路選択が少ない状況です。

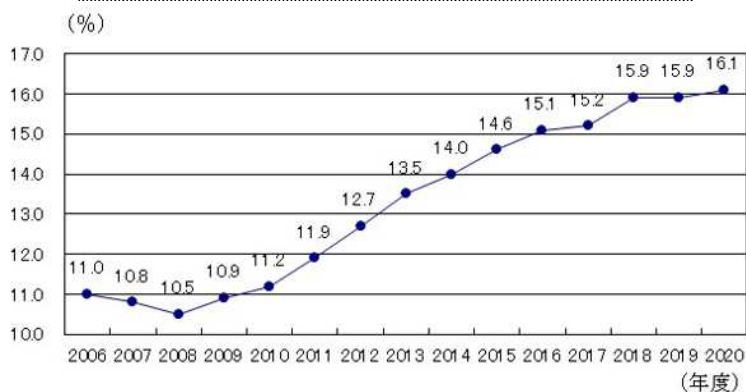
2020年度は12年前と比べると、女性は、理学部が3.6%で1.3ポイント、工学部が4.5%と0.6ポイント増加しました。(グラフ6)

グラフ4 男性及び女性の各正社員総数のうち管理職の割合



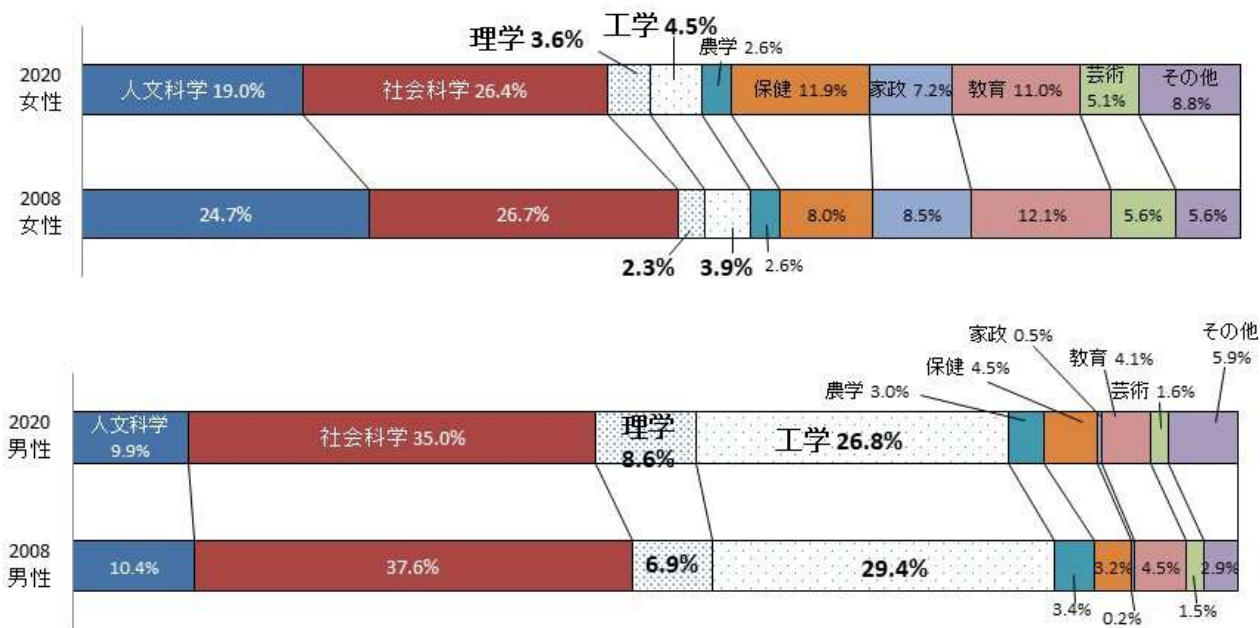
「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成 (算式: 男女別各管理職人数 / 男女別各正社員総数)

グラフ5 県内大学の理学部・工学部の女性割合



2008までは、「神奈川の大学統計」より作成
2009以降は「神奈川県学校基本調査結果報告」により作成

グラフ6 県内公立高等学校等卒業者の大学・短期大学の進学状況



神奈川県「公立高等学校等卒業者の進路状況調査」より作成

2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

日本の女性の年齢階級別労働力率は、「M字カーブ」を描いていますが、諸外国はM字の谷はほとんどありません。

また、M字の底は、30～34歳となっており、30歳代で労働力率が大きく落ち込んでいます。

神奈川県は、約20年前（1995年）にはM字カーブの底が深くなっていましたが、近年その傾向は緩和されつつあります。しかしながら、M字カーブの底の値、深さも全国最下位となっており、出産子育て期にあたる女性にとって、就業の継続が難しい状況がうかがわれます。

その原因としては、長時間労働や長い通勤時間等、特に30歳代の仕事に対する負担が大きいことが挙げられます。（グラフ7）

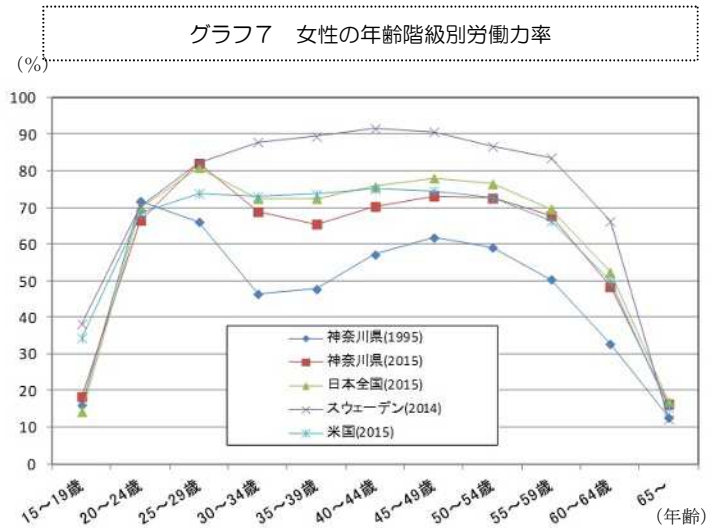
2019、2020年の男女間の賃金格差は、男性を100とした場合、全国では、女性はいずれも74.3%と2018年を上回り、神奈川県では、2019年は76.2%、2020年は76.5%と2018年の75.7%を上回りました。（グラフ8）

2020年度の県条例に基づく事業所からの届出結果では、平均勤続年数が男性は16.0年、女性は10.5年で、格差は5.5年でした。

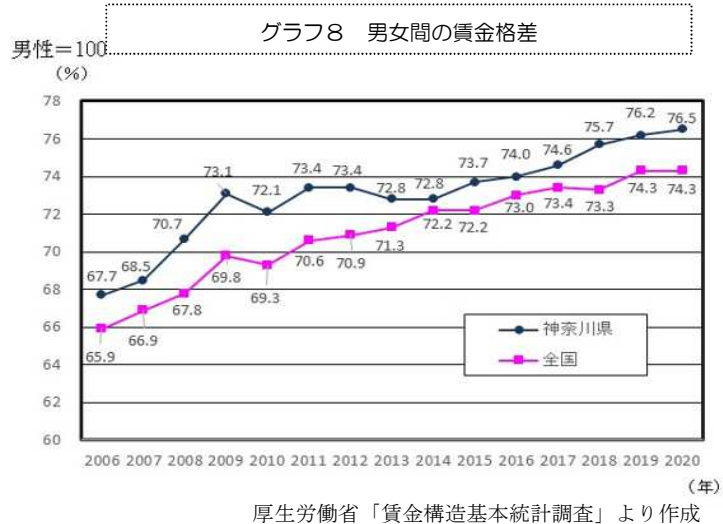
なお、2020年の賃金構造基本統計調査での神奈川県の男女別平均勤続年数の差は4.8年と、前年の4.5年から格差は0.3年拡大しています。（グラフ9）

*『条例に基づく届出』の対象：県内の従業員数300人以上の事業所（年度ごと）

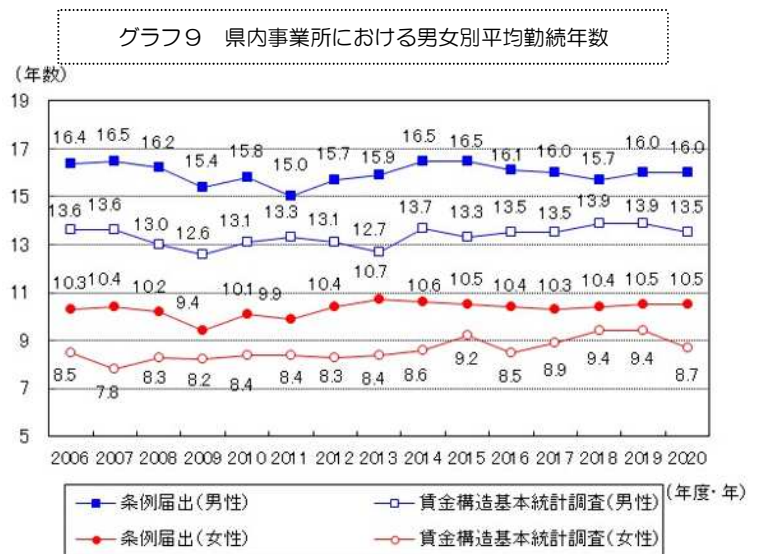
*『賃金構造基本統計調査』の対象：5人以上の常用労働者を雇用する民営企業及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業者から抽出（年ごと）



神奈川県、日本全国は「国勢調査」、米国及びスウェーデンはILO「LABORSTA」より作成。「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合



厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」厚生労働省「賃金構造基本統計調査」及びより作成

県内の事業所において、2020年度
の女性正社員の割合は55.6%、男性
正社員の割合は82.2%となっていま
す。

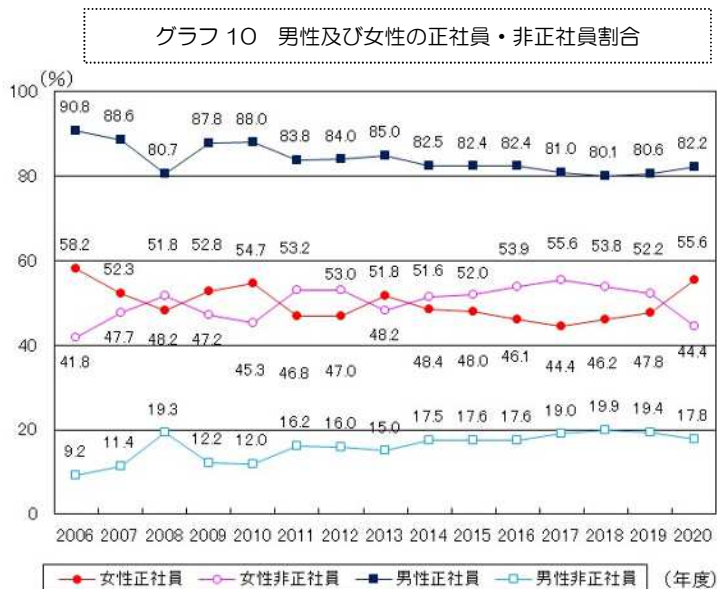
女性の正社員の割合は前年度より
7.8ポイントと大きく増加し、
正社員が非正社員を上回りました。
(グラフ10)

2020年度に、都道府県労働局雇用
均等室(全国)によせられたセクシ
ュアル・ハラスメントの相談件数は、
前年度より986件減少して6,337
件でした。

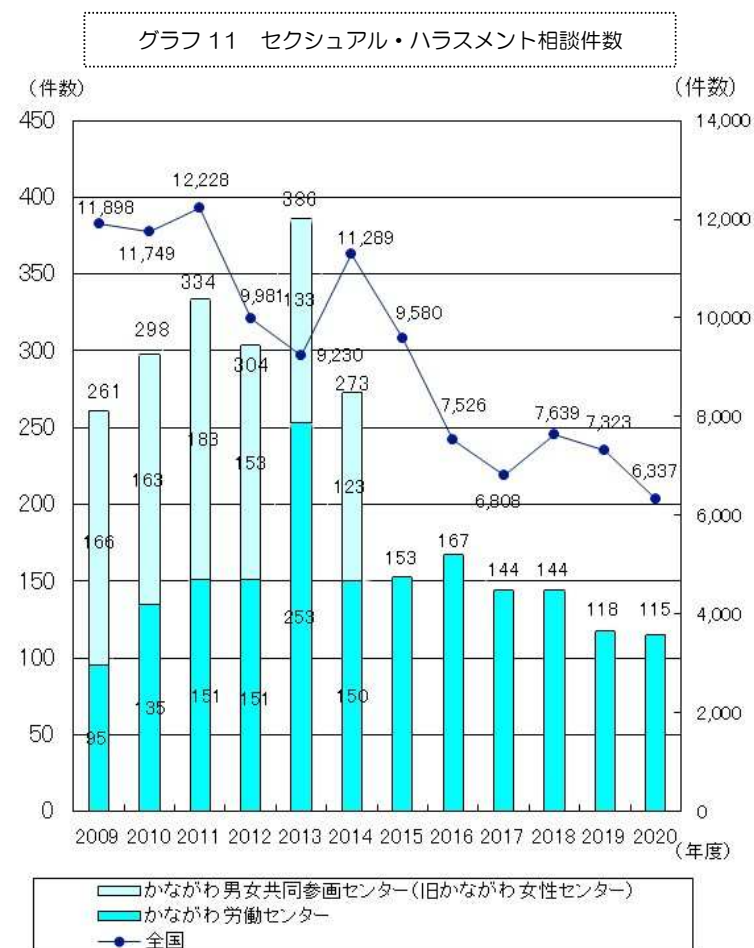
また、かながわ労働センターで受
けた相談件数は115件で、近年ほぼ
横ばいで推移しています。(グラフ
11)

*かながわ女性センターのセクシュアル・ハ
ラスメントの相談は、2014年度で終了しま
した。

*かながわ女性センターは2015年4月より相
談窓口を再編し、「かながわ男女共同参画セ
ンター」に名称変更しました。



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成



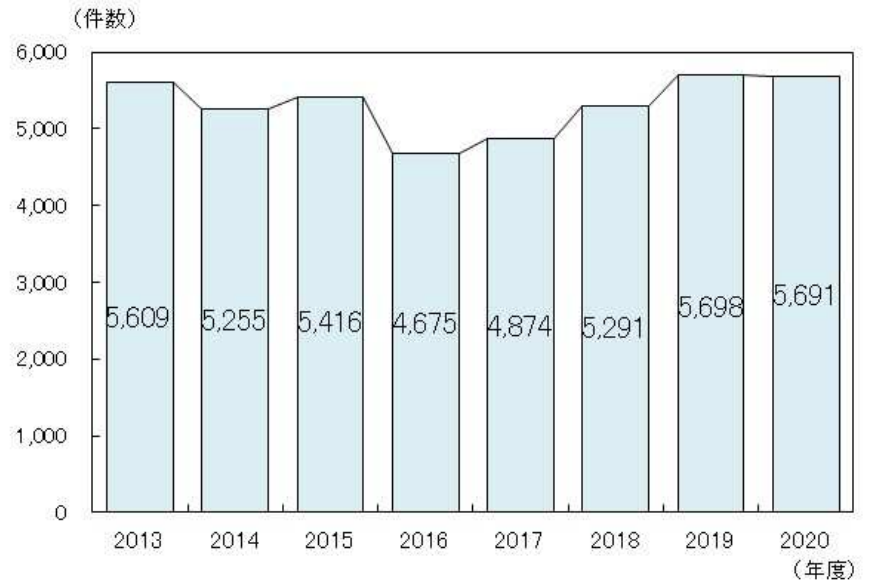
厚生労働省「雇用機会均等法の施行状況」及び
かながわ労働センター「神奈川県労働相談の概況」より作成

3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

県配偶者暴力相談支援センターによせられた、配偶者等からの暴力（DV）相談件数は、近年は5千件前後で推移しています。（グラフ12）

* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の全面施行（2002年4月）に伴い、県は2002年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。その後、2011年9月に横浜市が、2012年10月に相模原市が、2016年5月に川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

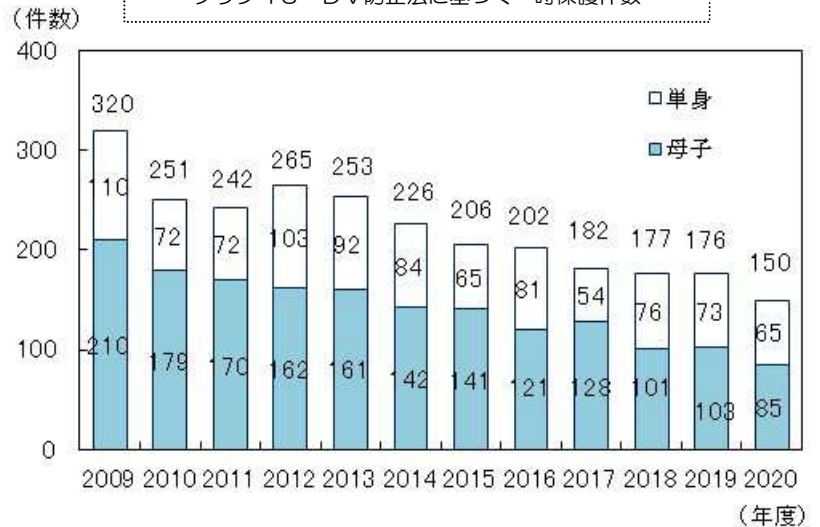
グラフ12 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数



神奈川県で2020年度にDV防止法に基づく一時保護を行った件数は、150件となっています。

また、一時保護件数のうち、母子での保護は85件で、一時保護をした被害者の半数以上が子どもを同伴しています。（グラフ13）

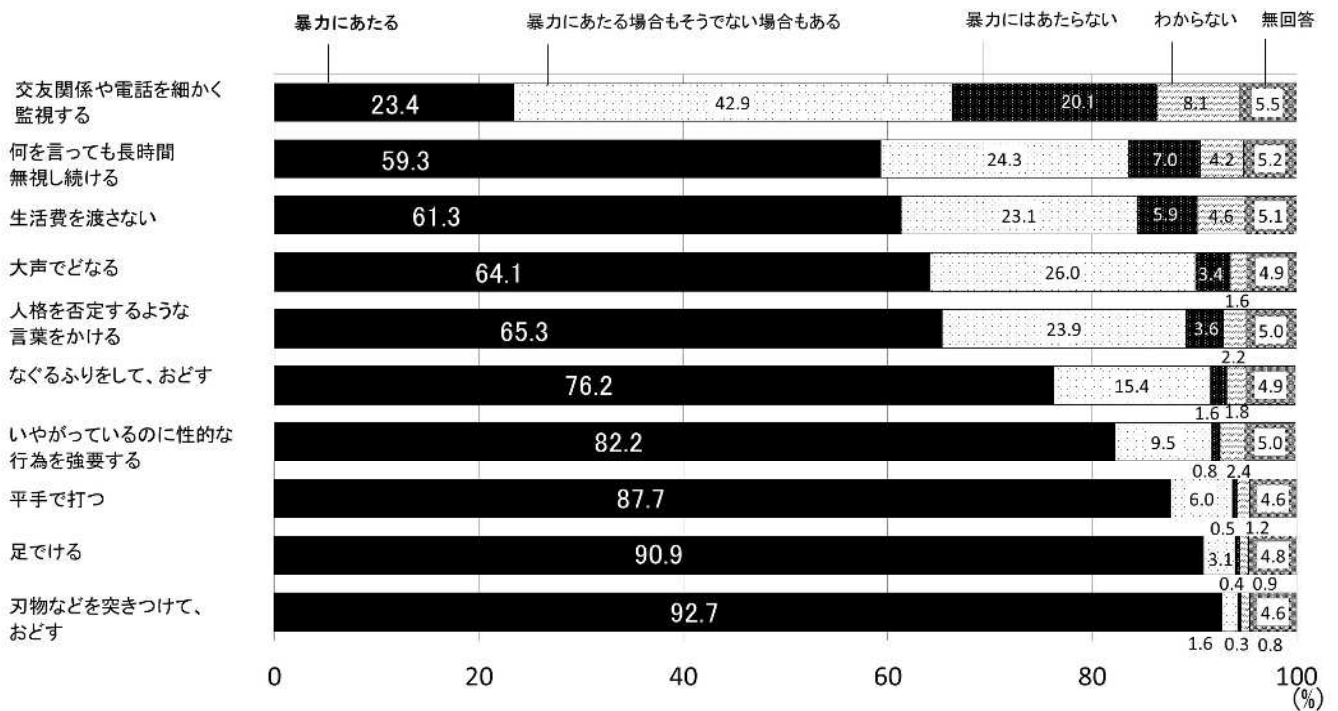
グラフ13 DV防止法に基づく一時保護件数



2017 年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間（事実婚や別居中も含む）で次の行為が行われた場合、それを暴力だと思うか尋ねたところ、すべての項目で「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。

ただし、「交友関係や電話を細かく監視する」では、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」が「暴力にあたる」を上回っています。（グラフ 14）

グラフ 14 夫婦間での暴力についての認識



2017 年度県民ニーズ調査（課題）より作成

4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

県の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意識に対して、「《そう思わない》」は86.1%となり、前年度より1.2ポイント増加しています。(グラフ15)

「社会通念・慣習・しきたりなどで」や「社会全体で」では、「《男性の方が優遇されている》」が7割と、「《女性の方が優遇されている》」を大きく上回っています(グラフ16)

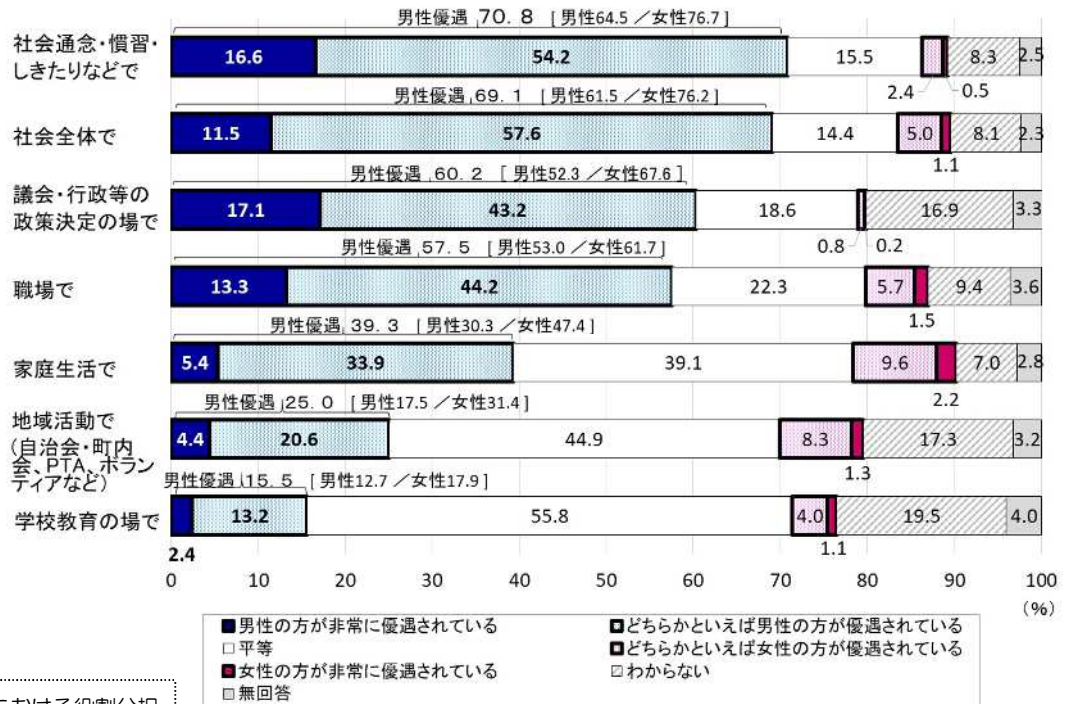
家庭における「家事」や「介護」については、家庭内における女性の負担が大きくなっています。(グラフ17)

グラフ15 夫は外で働き、妻は家を守るべきとの意識



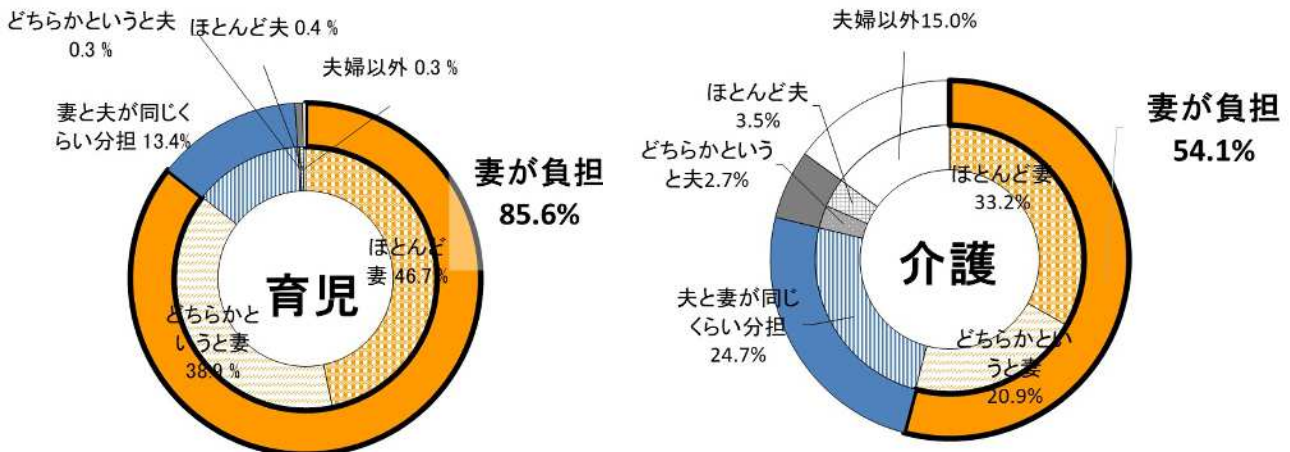
2016年度県民ニーズ調査(課題)より作成

グラフ16 男女の地位の平等感



2016年度県民ニーズ調査(課題)より作成

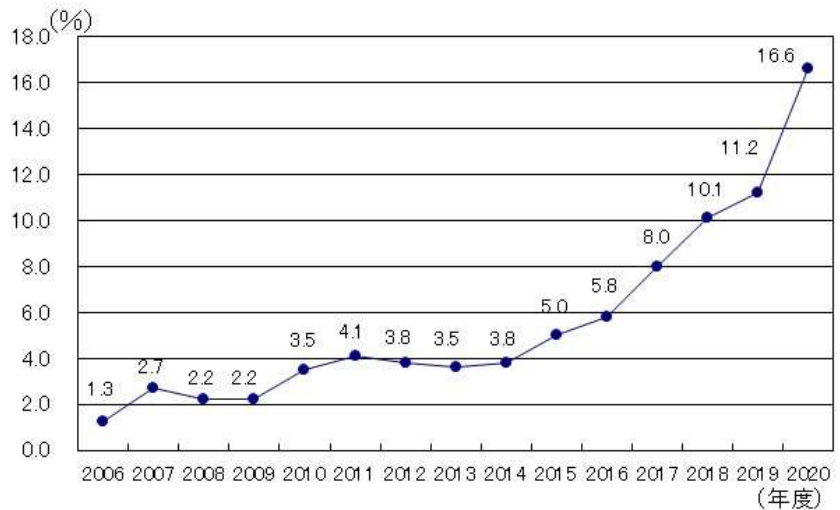
グラフ17 家庭における役割分担



2021年度県民ニーズ調査(課題)より作成

グラフ 18 男性の育児休業利用率

事業所における男性の育児休業利用割合は、前年度に比べ 5.4 ポイント増加して 16.6% となりました。(グラフ 18)



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成

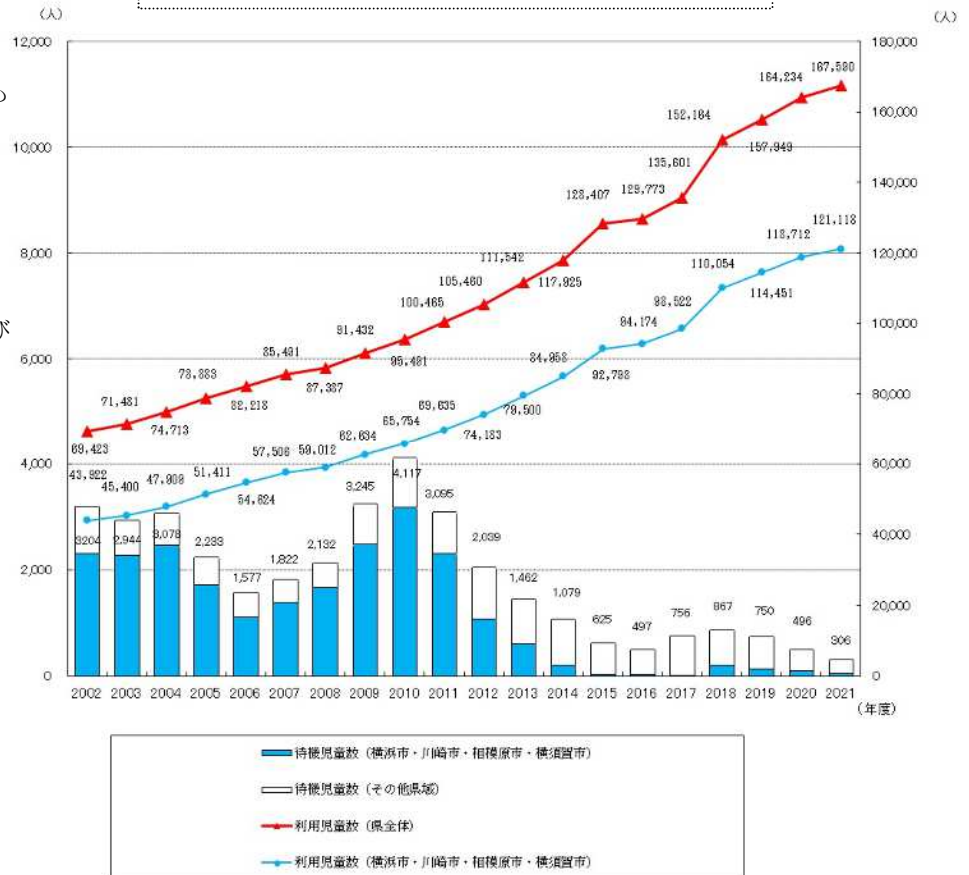
保育所等利用児童数は年々増加しており、2021 年度は県全体で 167,590 人と、前年より 3,356 人増加しています。

また、保育所等利用待機児童数は、2021 年度は 306 人と前年度より 190 人減少しています。(グラフ 19)

グラフ 19 保育所等利用児童数と保育所等利用待機児童数

* 保育所等：保育所、認定こども園（幼稚園機能部分を除く。）及び地域型保育事業

* 地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の各事業



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

<新型コロナウイルス感染症拡大を受けて>

「1 神奈川県における男女共同参画の状況」の各グラフの直近の数値は、新型コロナの影響を受けた結果である可能性があります。2022 年度は、新型コロナの影響や、これまでの「かながわ男女共同参画推進プラン」の進捗状況を踏まえて、取り組むべき施策を検討し、プランの改定を行います。

II 県の総合計画「かながわグランドデザイン」における位置付け

神奈川県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2012年3月に「かながわグランドデザイン基本構想」及び「実施計画」、2015年7月に「第2期実施計画」をとりまとめ、基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の礎となる取組みを着実に進めてきました。

このたび、2018年度に「第2期実施計画」の計画期間が終了したことから、「第3期実施計画」を策定し、これまで取り組んできた政策を、SDGsの理念なども踏まえてさらに進化させました。

計画では、5つの「めざすべき姿」を掲げており、「ひとのチカラを最大限に生かす神奈川」を実現する柱IV「ひとのチカラ」に、プロジェクト12「男女共同参画～誰もがお互いを尊重し、共に参画し活躍できる社会づくり～」を位置付けています。

プロジェクト12 男女共同参画 ～誰もがお互いを尊重し、共に参画し活躍できる社会づくり～

様々な分野で女性の活躍が進む一方、長時間労働をはじめとする男性中心型労働慣行や性別による役割分担意識は依然として根強く残っており、出産や介護に伴う女性の就業継続やキャリア形成を難しくするとともに、家庭や地域活動への男性の参画を阻む大きな壁となっています。

そこで、あらゆる分野における男女共同参画を一層進めるため、固定的な役割分担意識の解消や企業における働き方改革の取組みを促進するとともに、配偶者等からの暴力防止や、様々な困難を抱えた女性などに対する支援に取り組み、誰もが互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、笑ってらせる社会をめざします。

■プロジェクトの指標

	2018年度実績	2022年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合〔県民ニーズ調査〕	81.4%	82.0%
25～44歳の女性の就業率【暦年】〔神奈川県労働力調査〕	74.5%	78.5%

■具体的な取組み

A あらゆる分野における男女共同参画

- かながわ女性の活躍応援団や神奈川なでしこブランド事業などの女性活躍推進の取組みにより、SDGsのゴールにも掲げられているあらゆる分野における男女共同参画を進めます。
- 女子高校生などの理系志望や、女性農業者の経営参画など、女性の参画が進んでいない分野への女性の参画を支援します。
- 性別を理由とした固定的な役割分担の概念、例えば「男は仕事、女は家庭」といった意識を解消するため、ライフキャリア教育の普及や様々な啓発活動を通じて、男女共に仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざします。

B 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

- 子どもを産み育てながら働き続けたい女性や再就職を希望する女性に対して、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うとともに、誰もが多様で柔軟な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業の職場環境づくりを促進します。
- 育児・介護を理由とした本人の意に反する離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭の両立が可能となるよう、保育所の整備などを進める市町村の取組みへの支援や、介護保険施設の整備など、育児・介護などの基盤整備を図ります。

C 暴力や差別のない健やかで安心なくらし

- 配偶者等からの暴力を含むあらゆる暴力の根絶をめざして、若年層に向けたデートDV防止の啓発や、配偶者暴力相談支援センターにおける各種相談及び被害者の緊急一時保護、自立支援を行います。また、SNSを活用した配偶者等からの暴力に関する相談窓口を設置します。

- ひとり親家庭や高齢単身女性など、様々な困難を抱えた女性の自立を支援します。また、性的マイノリティ（LGBTなど）の方々が周囲の無理解や偏見に苦しむことのないよう「かながわSOGI※派遣相談」などの事業を実施し、多様な性のあり方について理解を深め、人権が尊重される社会をめざします。

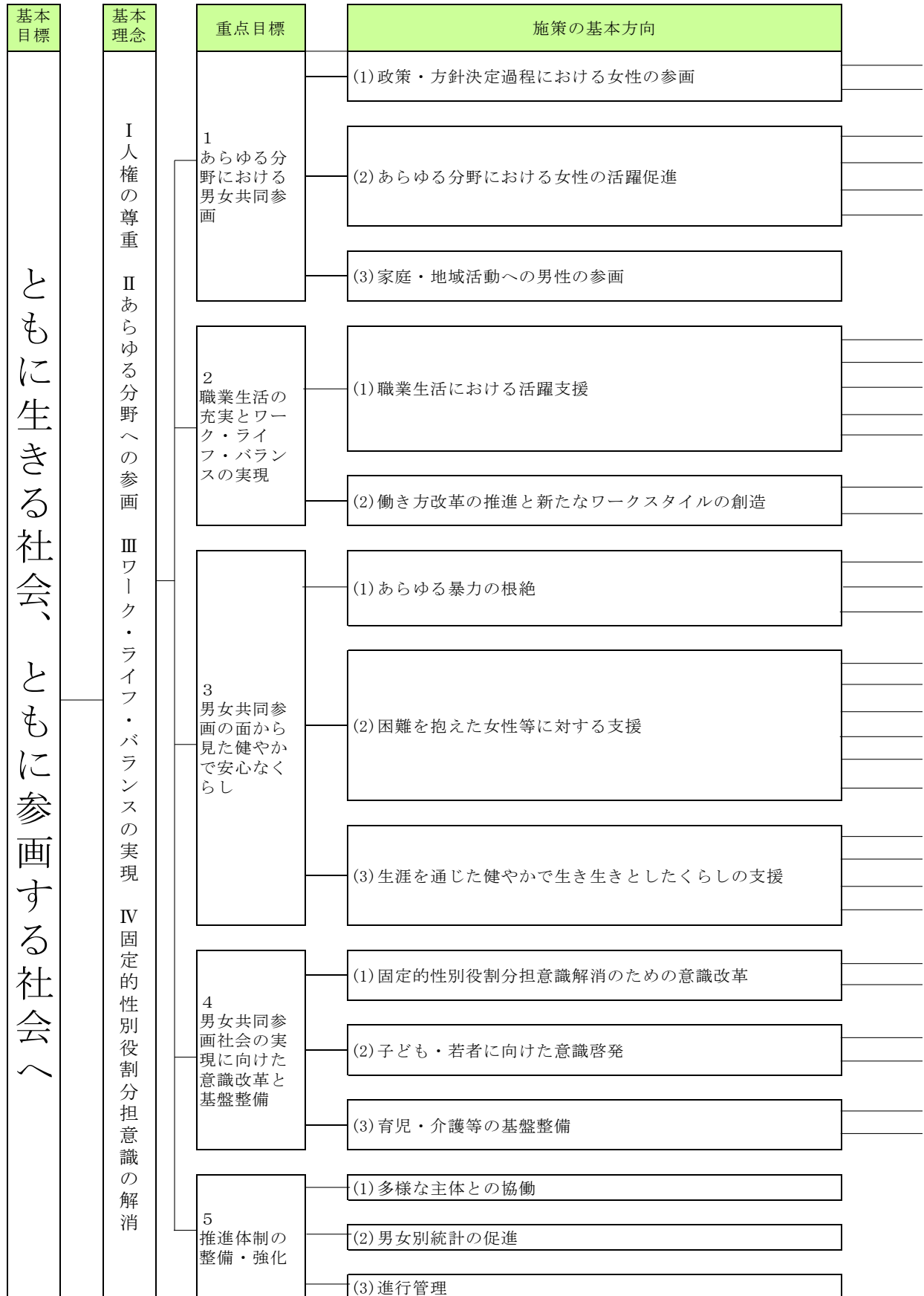
※Sexual Orientation & Gender Identity の略称。性的指向(好きになる性別)と、性自認(自分がどんな性別だと思うかという認識)のこと。

■プロジェクトのKPI

具体的な 取組み	KPI	計画策定時 の現状	2019	2020	2021	2022
A	県の審議会等における女性委員の割合 〔県共生推進本部室調べ〕	35.1% (2017)	38.9%	40.0%	40.4%	40.8%
A	民間事業所の女性管理職（課長相当職以上） の割合 〔県立かながわ男女共同参画センター調べ〕	7.8% (2018)	9.1%	10.4%	11.7%	13.0%
B	ワーク・ライフ・バランスのセミナー等への 参加者数〔県雇用労政課調べ〕	150人 (2018)	150人	150人	150人	150人
B	民間の介護休業利用事業所割合 〔県立かながわ男女共同参画センター調べ〕	26.8% (2018)	27.9%	29.0%	30.1%	31.2%
C	デートDV防止啓発講座開催数 〔県立かながわ男女共同参画センター調べ〕	4回 (2018)	4回	5回	5回	6回
C	母子家庭等就業・自立支援センター事業に よる就業者数〔県子ども家庭課調べ〕	35人 (2018)	80人	80人	80人	80人

Ⅲ かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の推進状況

1 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の体系



主要施策	
——	①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画
——	②民間における政策・方針決定過程への女性の参画
——	①女性の活躍の推進
——	②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援
——	③農業や商工業分野における女性の参画支援
——	④防災分野への女性の参画支援
——	①女性の就業支援
——	②育児等の基盤整備【再掲】※1
——	③介護の基盤整備【再掲】※2
——	④就業環境の整備
——	⑤安定した就業への支援
——	①長時間労働の是正と多様な働き方の促進
——	②両立支援のための取組み促進
——	①配偶者等からの暴力防止
——	②配偶者等からの暴力被害者への支援
——	③犯罪被害者等に対する支援
——	①ひとり親家庭に対する支援
——	②高齢女性に対する支援
——	③障がいのある女性に対する支援
——	④外国人女性に対する支援
——	⑤生活困窮者等の自立に向けた支援
——	⑥性的マイノリティ（LGBT等）に対する支援
——	①女性の健康に対する支援
——	②男性の健康に対する支援
——	③エイズ・性感染症等に対する支援
——	④県民が生涯にわたり輝き続けることができる「人生100歳時代」に向けた取組み
——	①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
——	②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供
——	①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成
——	②学校現場における基盤整備
——	①育児等の基盤整備
——	②介護の基盤整備

※1及び※2は、最も施策の関連が深い柱として「重点目標4－施策の基本方向(3)－主要施策①及び②」に本掲として位置付けているため、本欄を再掲としています。

2 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の進捗状況と評価

○2022年3月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。

○「2019・2020年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の○から始まる部分は取組み実績を記載し、●から始まる部分は取組み実績に2019年度男女審評価への対応を含めて記載しています。

○「2019・2020年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の末尾の〔 〕内に記載されている数字は、「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の2019及び2020年度事業実績」（P21～55）の事業の通し番号です。

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて】

○2020年1月に県内で最初の新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の感染者が判明し、4月に最初の緊急事態宣言が発出され、2021年1月にも、再度緊急事態宣言が発出された。

○県では、2020年2月に、県主催のイベントや県立学校行事を原則中止又は延期とするなど、感染防止対策に集中的に取り組むこととする方針を決定した。刻々と変化する感染状況を受けて、当初予定していた2020年度事業について、2020年度に入ってから随時、実施するか中止するかを判断してきたが、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症への対応を行うなかで、9月に抜本的に業務を見直し、コロナに関連する事業、県民生活に直結する事業及び法令により実施が義務付けられている事業を除き、原則として中止又は廃止することとした。「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」2019年度実績の評価についても、1年延期することを決定した。

○こうした状況のなか、2020年9月に内閣府男女共同参画局に「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」が設置され、11月には緊急提言がなされ、コロナ下において、女性就業者数が多いサービス産業等が受けた打撃の大きさ、女性の非労働力人口の増加、DVや性暴力の増加・深刻化等の懸念、女性自殺者数の増加等の課題が提起された。

○このような課題に対して、2020年度においては、主に次のような施策を実施した。

- ◆「生活支援総合相談窓口」を開設し、コロナの影響により生活に困窮している方を対象に、くらし、すまい、しごとの相談をワンストップで実施

- ◆「かながわDV相談LINE」の相談日を週2日から4日に拡充、インターネット広告を実施

- ◆多くの県民にDV被害についての気づきを促す小田急線及び京急線での車内広告による広報

- ◆「いのちのほっとライン@かながわ」におけるこころの健康に係る悩み相談の実施

○コロナの収束が見えないなか、2021年11月に県生活困窮者対策推進本部を設置し、「子ども」、「女性」や「孤独・孤立に陥っている方」の課題の把握、生活困窮者支援策の検討、施策化、SDGsを活用した共助による支援策の検討、具体化等について、全庁体制で生活困窮者対策の取組を推進していく。

【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価】

○全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症へ対応したために、予定通りに事業を進めることができなかったことは理解する。

○しかしながら、コロナ禍において、従来からの男女共同参画の構造的問題が顕在化し、県民の生活や命に影響を与えたことは事実であり、県は対策を強化すべきであった。政策の優先順位が下がってしまい、例年のような評価も行うことはできなかったのは残念である。

○目標値を、①行政の取組で達成できるもの、②人々の意識を変えることを目的とするもの、③意識改革に加えて生活・行動を変えることを目的とするもの、と3つに分類したときに、「①行政の取組で達成できるもの」の進捗が遅れているのは残念である。プランの残り1年の計画期間において、目標の達成に向けてさらなる取組が必要である。

○支援を必要とする人に情報が届くよう、新しいITツールの活用を含め、情報の届け方の在り方を全体的に見直す必要がある。

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

2019・2020年度の県の主な取り組み・2019年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応 〔事業実績の通し番号〕	<p>＜政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画＞</p> <p>●県の審議会等における女性委員の割合については、第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を引き続き推進するとともに、審議会等における女性登用の実態調査を実施しました。(2019年度、2020年度)2021年3月末時点では女性委員のいない審議会はないものの、女性委員の割合が40%未満の審議会等は改選前に事前に協議を実施し、引き続き登用に努めてまいります。〔2〕</p> <p>●県庁内における取組については、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主(神奈川県)行動計画策定・推進委員会議を開催し、県女性職員の職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図りました。(2019年度、2020年度)成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の業務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてまいります。また、女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、中堅職員の育成を図るなど、将来の幹部職員の候補となる女性職員の人材プールの形成に引き続き取り組みます。〔6〕</p> <p>県職員(教員・警察官を除く)の幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合については、第4次プラン策定時(2017年度)の14.7%から毎年増加し、2021年度には17.3%となり、女性管理職の数は初めて100名を超えました。引き続き幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてまいります。</p>								
	<p>＜民間における政策・方針決定過程への女性の参画＞</p> <p>●民間における政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、「女性管理職育成セミナー」(2019年度2回計51人参加)を実施するほか、女性の活躍を阻む「アンコンシャス・バイアス」について学び、個人の資質や実状に合わせたマネジメントスキルを習得する「女性を部下に持つ男性管理職向けセミナー」(2019年度1回40人、2020年度1回18人参加)を実施しました。今後も、これらの講座を引き続き実施してまいります。〔9〕</p> <p>＜女性の活躍の推進＞</p> <p>○かながわ女性の活躍応援団の啓発講座等(2019年度21回計1,753人、2020年度6回計495人参加)やサポーター登録の推進(2019年度末時点37人、2020年度末時点41人)を行いました。〔14〕</p> <p>＜女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援＞</p> <p>○女性技術者・女性研究者を講師として学校等に派遣し、女子生徒の理工系志望(理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労)を促進・支援するための出前講座(2019年度4回815人、2020年度3回421人参加)を実施しました。〔19〕</p> <p>＜家庭・地域活動への男性の参画＞</p> <p>○「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍などに取り組む企業、NPO、行政等が参加する「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」における定例会(2019年度3回計133人参加)、オンラインミーティング(2020年度3回計32人参加)の開催や、かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供等を行いました。(2019年度、2020年度)〔37、38〕</p>								
目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	県職員(教員・警察官を除く)の幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合 →管理職に占める女性の割合	20% (2020) →25% (2025)	17.3%	16.8%	15.9%	14.7%	14.7%	14.7% (2017)
	2	県の審議会等における女性委員の割合	40%(2020) 40%を超える こと(2022)	-	36.9%	35.4%	34.4%	35.1%	34.3% (2016)
	3	民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合	13% (2022)	-	8.2%	8.1%	7.8%	7.4%	7.4% (2016)
	4	6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 〔社会生活基本調査〕	105分/日 (2021)	-	-	-	-	(次回調査は 2021年度)	75分/日 (2016)

【「重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○「県職員(教員・警察官を除く)の幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合」について、着実に改善されてきていることは評価したいが、目標達成のためには、活躍の障害になっている真因について調査・分析した上で、先進企業の取組を参考にしながら、多様なキャリアパスのあり方や女性職員の育成・評価のあり方など、今一度検討し、トップのコミットメントの下、さらなる推進が必要である。

○「県の審議会等における女性委員の割合」について、委員が充て職である、審議分野の専門家に女性が少ない、役職者に女性が少ないなど、県の努力だけで進まない部分があることは理解するが、審議会の構成を見直すなどの大胆な検討が必要な段階となっている。県庁全体の姿勢を改めて問い直し、トップのコミットメントの下、危機感をもって臨む必要がある。

○民間事業所の女性管理職を増やすための取組が十分な効果を上げていない。公共調達のプロセスに組み入れること、県庁の先進的な取組成果を紹介するなど、さらなる取組を期待したい。

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

2019・2020年度の県の主な取り組み・2019年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応 〔事業実績の通し番号〕	<p><女性の就業支援></p> <p>○ワーキングマザー両立応援カウンセリング(2019年度174回計105人、2020年度136回計47人)、両立応援セミナー(2019年度3回計80人、2020年度3回計58人参加)を実施するなど、女性の就業継続を支援する取り組みを行いました。〔42〕</p> <p><長時間労働の是正と多様な働き方の促進></p> <p>●県庁内における取組については、誰もが働きやすく、働きがいのある職場環境を実現するため、長時間労働の是正に取り組んでおり、朝夕ミーティングを通じた組織的マネジメントにより、時間外勤務の限度時間を意識した業務の平準化を進めるとともに、時間外勤務の事前命令の徹底・午後9時以降の時間外勤務の原則禁止・ノー残業デーの定時退庁といった基本取組を推進していきます。また、管理監督者は、各職員に概ね四半期ごとに年次休暇の取得計画の作成を促すとともに、取得日数が少ない職員に特に目配りするなど、職員の年次休暇の取得推進に取り組んでまいります。〔65〕</p> <p>●民間における働きやすい職場環境づくりとして、中小企業等に個別に専門家を派遣することにより、各企業におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進するとともに、既に各企業で実施しているワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組をより実効性のあるものにするのを支援する、働き方改革アドバイザー派遣を実施しました。(2019年度)また、県ホームページ「かながわ働き方改革」にて、企業や県民の皆さんのWLBの取組を応援するための情報を提供し、長時間労働を削減し多様な働き方を促進する取組を行いました。(2019年度、2020年度)〔68、69〕</p> <p>また、テレワーク体験セミナー(2019年度4回計30人、2020年度4回計67人参加)を開催するとともに、アドバイザー派遣(2019年度5社、2020年度10社)や、テレワーク導入に係るマニュアルの作成(2019年度)、経費の補助(2020年度交付決定1,624件)により、テレワークを導入する中小企業等を支援しました。引き続き、取組を進めてまいります。〔70〕</p>								
	目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値
	1	25～44歳の女性の就業率 〔労働力調査〕	72% (2022) →78.5% (2022)	—	74.9%	75.9%	74.5%	71.2%	68.3% (2016)
	2	週労働時間60時間以上の雇用者の割合〔就業構造基本調査〕	7.9% (2019) →6.2% (2022)	—	—	—	(次回調査は 2022年度)	7.7%	9.9% (2012)

【「重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○「25～44歳の女性の就業率」について、M字カーブは改善しているが、2020年度は微減している。コロナ禍においては非正規雇用の多い女性に影響が大きく現れていることから、正規、非正規の就労環境の違いも考慮して、施策を検討する必要がある。

○テレワークに関する補助金の執行率も良好であり、コロナ禍のなか、多様な働き方につながる取組として評価できる。通勤時間が長いという神奈川県の特徴を踏まえると、ワーク・ライフ・バランスの実現のために、テレワークの普及が有効であり、さらなる取組を期待する。

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

2019・2020年度の県の主な取り組み・2019年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応 〔事業実績の通し番号〕	<p><配偶者等からの暴力防止><配偶者等からの暴力被害者への支援></p> <p>○配偶者等からの暴力防止や被害者への支援を進めるため、配偶者暴力防止法に基づく「かながわDV防止・被害者支援プラン」を引き続き推進し、DVを未然に防止するための取組を実施しました。(2019年度、2020年度)</p> <p>●また、DVの周知啓発については、多くの県民にDV被害についての気づきを促すため、小田急線及び京急線での車内広告による広報を行うとともに、「かながわDV相談LINE」について、インターネット広告により周知しました。(2020年度)また、デートDV防止について啓発する短編動画を作成・配信しました。(2020年度)また、デートDV防止啓発講座を実施したほか(2019年度2校2大学、2020年度6校)、デートDV防止啓発冊子「超カンタン デートDVの基礎知識」を県内全ての高校に、「Bemysself」を県内全ての中学校に配布しました。(2019年度、2020年度)〔85〕</p>								

2019・2020年度の県の主な取り組み・2019年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応
〔事業実績の通し番号〕

<ひとり親家庭に対する支援>

●ひとり親家庭など、困難を抱えた女性等を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター事業については、パソコン教室(2019年度37日間延319人、2020年度41日間延297人参加)やマナープランセミナー(2019年度2日間延21人、2020年度2日間延12人参加)などの就業支援講座の実施や、就業相談等を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、センターへの来場者数が大幅に減少し、感染防止対策を実施する上で就業支援各種イベントも参加人数を絞って開催したため、就業者数が減少しましたが、オンライン相談等、感染症対策を実施して、就業者数の目標達成を目指してまいります。〔99〕

<性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援>

○性的マイノリティ支援として、派遣型個別専門相談(2019年度36件、2020年度15件)、当事者向け交流会(2019年度23回、2020年度4回)を実施したほか、企業、宿泊施設、児童福祉施設の職員などを対象とした研修を行いました。〔133〕

<男性の健康に対する支援>

○「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進するため、かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)を2回、地域部会3回、庁内会議を1回書面開催しました。(2019年度、2020年度)〔152〕

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合 ①交友関係や電話を細かく監視する/②大声でどなる/③いやがっているのに性的な行為を強要する/④平手で打つ/⑤生活費を渡さない 〔県民ニーズ調査(課題)〕	①～⑤ 100%(2022) ※かながわDV 防止・被害者 支援プランの 改定に伴い目 標達成年度を 変更	—	—	—	(次回実績値 は2022年度)	①23.4% ②64.1% ③82.2% ④87.7% ⑤61.3%	①23.4% ②64.1% ③82.2% ④87.7% ⑤61.3% (2017)
	2	母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業者数	80人 (2019) →80人 (2022)	—	37人	53人	35人	58人	73人 (2016)
	3	建替え等が行われる公的賃貸住宅(100戸以上)における、高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯の支援に資する施設の併設率	25% (2022) →90% (2025)	—	87.5%	—	—	50%	—
	4	子宮頸がん検診(①)、乳がん検診(②)受診率	①、②共に 50%(2022)	—	—	①47.4% ②47.8% (2019)	—	—	①44.6% ②45.7% (2016)
	5	20歳代女性のやせの割合の減少 〔県民健康・栄養調査〕	20% (2022)	—	—	14.7% (2017～ 2019)	—	—	28.9% (2013～ 2015)
	6	自殺者の減少 〔人口動態統計〕	自殺死亡率 12.4以下 (2021)	—	自殺死亡率 人口10万対 の自殺者数 15.6 参考: 自殺者数 男性917人 女性485人	自殺死亡率 人口10万対 の自殺者数 13.4 参考: 自殺者数 男性828人 女性382人	自殺死亡率 人口10万対 の自殺者数 14.4 参考: 自殺者数 男性865人 女性428人	自殺死亡率 人口10万対 の自殺者数 15.1 参考: 自殺者数 男性930人 女性424人	自殺死亡率 人口10万対 の自殺者数 14.6(2016) 参考: 自殺者数 男性917人 女性392人

【「重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○DVについての理解度については新しいデータがないため評価が難しいが、特に男性の理解度を上げるための取組の強化を期待する。

○コロナ禍を受け、ひとり親家庭への支援がさらに重要になっており、母子家庭等就業・自立支援センター事業の活性化を含め、より一層力を入れる必要がある。

○2020年の自殺者数に明らかに男女差が生じており、原因が多岐にわたると考えられることから、自殺者数の減少のためには、部局横断的な施策展開が必要である。

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

2019・2020年度の県の主な取り組み・2019年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応 [事業実績の通し番号]	<子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成> ●若い世代の固定的性別役割分担意識の解消に向けては、大学生や高校生、中学生に向けて、固定的性別役割分担意識にとらわれず自身の生き方を考えられるよう、ライフキャリア教育を実施しました。新たに中学生向けプログラム・教材を企画・作成(2019年度)したほか、出前講座の実施(2019年度2高校にて計3回)、啓発冊子や教員向けリーフレットの作成等により、若い世代に向けた意識啓発を行いました。[178] また、中学生、高校生等を対象に、人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から主体的に読み解き、評価する能力の向上を図るための出前講座(2019年度7回1,516人、2020年度1回136人参加)を実施しました。[180] <育児等の基盤整備> ●待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備を進める市町村に対して補助を行う等の支援を行いました。(2019年度、2020年度)2021年4月の保育所等利用待機児童数については306人と、現在の集計方法となった平成14年度以来、過去最少となりました。昨年よりも190人の減少で、15市町村で待機児童数が0人となっています。待機児童ゼロに向けて、引き続き保育所等の整備を進めて参ります。[197、202、203] <介護の基盤整備> ○老人福祉施設等の整備、介護人材の養成など、介護等の基盤整備に取り組みました。(2019年度、2020年度)[208、209、210]
---------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合	2016年度より増加すること(2022)	86.1%	84.9%	82.7%	81.4%	78.2%	78.4% (2016)
	2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18～29歳の人の割合	2016年度より増加すること(2022)	85.9%	94.7%	88.1%	93.8%	79.6%	81.3% (2016)
	3	保育所等利用待機児童数	0人 (2019) →0人 (2021)	306人	496人	750人	867人	756人	756人 (2017)
	4	特別養護老人ホーム整備床数(累計)	39,697床 (2020) →40,720床 (2022年度)	—	38,760床	38,039床	37,187床	36,549床	35,411床 (2016)

【「重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○若年層への意識啓発は非常に重要であり、今後も引き続き取り組みを推進すべき。

○保育所や特別養護老人ホームの整備は予算と時間を多く要する事業であるが、手を緩めず、引き続き取り組んでほしい。

重点目標5 推進体制の整備・強化

2019・2020年度の県の主な取り組み・2019年度神奈川県男女共同参画審議会評価への対応 [事業実績の通し番号]	<多様な主体との協働> ○市町村等の多様な主体と連携し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めるため、市町村と連携した事業の実施(2019年度22回計1,140人、2020年度6回計143人参加)や、NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催等を行いました。[217、218] <男女別統計の推進> ○ジェンダー統計の推進のため、国へ、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施することを要望しました。[227] <進行管理> ●女性活躍推進法に基づく推進計画の策定については、引き続き、市町村の男女共同参画基本計画の改定スケジュールを県・市町村男女共同参画行政連絡会等で共有し、相談に応じて参ります。[229]
---------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
	1	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率 (対象: 県内19市・14町村)	市 100% 町村 70% (2022)	市94.7% 町村78.6%	市84.2% 町村50.0%	市73.7% 町村42.9%	市 68.4% 町村 35.7%	市 42.1% 町村 7.1%	市 42.1% 町村 7.1% (2016)

【「重点目標5 推進体制の整備・強化」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

○市町村の計画策定が進んだことは評価できる。今後は、各市町村の取組が確実に実行できるように県が支援する必要がある。

○性的マイノリティへの配慮をしたうえで、ジェンダー統計の推進が必要である。

3 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の参考数値の状況

重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画

No.	項目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
1	地方議会における女性議員の割合 ①県議会 ②市区議会 ③町村議会	—	①18.3% ②22.9% ③24.1%	①18.1% ②23.0% ③23.5%	①14.7% ②20.1% ③23.5%	①14.6% ②20.2% ③22.9%	①16.2% ②20.0% ③22.9% (2016)
2	市町村の審議会における女性委員の割合	—	31.2%	34.6%	33.8%	34.0%	34.0% (2016)
3	県職員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合	—	29.4%	28.1%	33.3%	28.8%	28.8% (2017)
4	県立学校教員の校長・副校長・教頭に占める女性の割合	25.2%	23.8%	22.2%	21.5%	21.9%	21.9% (2017)
5	警察官の総定数に占める女性警察官の割合	10.3%	9.7%	9.4%	9.0%	8.7%	8.7% (2017)
6	自治会長における女性の割合	—	9.6%	9.2%	8.6%	6.9%	6.9% (2017)
7	「かながわ女性の活躍応援団」応援団員企業等からの講師派遣啓発講座等の開催件数及び受講者数	—	開催件数6回/ 受講者数 495人	開催件数21 回/受講者数 1,753人	開催件数16 回/受講者数 2,075人	開催件数14 回/受講者数 1,510人	開催件数8回/ 受講者数 530人(2016)
8	県内大学理学部・工学部の女性割合	—	16.1%	15.9%	15.9%	15.2%	15.1% (2016)
9	県内大学の教授等(教授、准教授及び講師)に占める女性の割合	—	26.0%	25.6%	24.9%	24.7%	24.1% (2016)
10	新規就農者の女性割合	—	24.5%	21.8%	20.5%	17.7%	12.9% (2016)
11	女性消防団員の割合	—	9.2%	8.9%	8.4%	7.7%	7.7% (2017)
12	県職員の男性の育児休業等取得率	—	7.5%	4.7%	2.7%	4.2%	2.0% (2016)
13	事業所における子の看護休暇取得者に占める男性の割合	—	43.8%	41.2%	39.0%	41.5%	41.1% (2016)
14	男性のボランティア活動行動者率 〔社会生活基本調査〕	—	—	—	—	(次回調査は 2021年度)	21.2% (2016)

重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

No.	項目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
1	マザーズハローワーク横浜における女性のためのキャリアカウンセリングの相談者数	—	567人	515人	541人	555人	645人 (2016)
2	職場における男女の平等感【再掲】 〔県民ニーズ調査(課題)〕	—	—	—	—	(次回調査は 2021年度)	22.3% (2016)

No.	項目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
3	企業における男性と女性の所定内給与額の格差(男性=100)	—	76.5%	76.2%	75.7%	74.6%	74.0% (2016)
4	かながわ労働センターにおけるセクシュアル・ハラスメント相談件数	—	115件	118件	144件	144件	167件 (2016)
5	県が設置する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職者数 →国と県が共同で運営する地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率	—	50.8%	46.5%	169人	182人	251人 (2016)
6	総合職業技術校生の修了3か月後の就職率	—	90.9%	93.6%	96.1%	96.6%	95.1% (2016)
7	常用労働者30人以上の事業所における1人平均月間の所定外労働時間	—	計10.7時間	計13.6時間	計12.6時間	計12.6時間	計13.1時間 (2016)
8	県職員の部分休業、育児休業及び介護休暇の取得状況(知事部局等) ①部分休業 ②育児休業 ③介護休暇	—	①女性155人 /男性20人 ②女性202人 /男性54人 ③女性27人/ 男性20人	①女性131人 /男性18人 ②女性207人 /男性39人 ③女性27人/ 男性21人	①女性112人 /男性14人 ②女性160人 /男性24人 ③女性31人/ 男性23人	①女性111人 /男性13人 ②女性161人 /男性25人 ③女性43人/ 男性29人	①女性101人 /男性9人 ②女性152人 /男性12人 ③女性56人/ 男性16人 (2016)
9	介護・看護を理由とする離職者数 〔就業構造基本調査〕	—	—	—	(次回調査は 2022年度)	女性27,600 人/男性 12,000人	女性82,000 人/男性 18,000人 (2012)
10	事業所における介護休業利用状況の男女比	—	女性53.6% 男性46.4%	女性54.3% 男性45.7%	女性55.8% 男性44.2%	女性57.7% 男性42.3%	女性65.4% 男性34.6% (2016)
11	子ども・子育て支援に取り組む事業者の認証事業者数	553事業者 (6月1日時点)	544事業者	541事業者 (6月1日時点)	541事業者	527事業者	518事業者 (2016)
12	朝食・夕食を家族と食べている、又は一人暮らしの方で昼食や夕食を仲間など複数で食べている「共食」の回数 ①家族/②単身	—	①週9回 ②週2回	①週11回 ②週3回	①週9回 ②週3回	①週10回 ②週3回	①週10回 ②週3回 (2017)

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし

No.	項目	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	2018年度 実績値	2017年度 実績値	第4次プラン 策定時 (年度)
1	県配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	—	5,691件	5,698件	5,291件	4,874件	4,675件 (2016)
2	配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護件数	—	150件	176件	177件	182件	202件 (2016)
3	母子・父子自立支援員による相談件数	—	21,883件	20,273件	16,690件	15,896件	17,094件 (2016)
4	県営住宅における高齢者等に配慮した住宅数(建替え・個別改善等の戸数)	23,959戸 (2021.6)	23,959戸	23,931戸	23,323戸	22,841戸	22,428戸 (2016)
5	「高齢者や障がい者が自立し、安心して生活できるような支援体制が整っていること」の満足度	—	7.7%	7.8%	9.1%	8.4%	6.2% (2016)
6	災害時通訳ボランティアの登録者数	227人 (2021.10)	240人	232人	230人	250人	231人 (2016)
7	思春期から妊娠適齢期の男女を対象にした健康などに関する出前講座実施企業・団体数	—	19団体	83団体	97団体	65団体	64団体 (2016)

No.	項目	2021年度実績値	2020年度実績値	2019年度実績値	2018年度実績値	2017年度実績値	第4次プラン策定時(年度)
8	「こころに不安や悩みのある人がいつでも相談できるなど、自殺を防ぐ社会づくりが行われていること」の満足度	—	6.8%	6.5%	6.7%	5.2%	5.2% (2017)
9	日ごろから健康に気をつけた規則正しい生活を心がけている人の割合	—	73.9%	72.4%	69.6%	70.7%	71.2% (2016)

重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

No.	項目	2021年度実績値	2020年度実績値	2019年度実績値	2018年度実績値	2017年度実績値	第4次プラン策定時(年度)
1	男女の平等感 ①議会・行政等の政策決定の場で／②家庭生活上で／③職場で／④学校教育の場で／⑤地域活動で(自治会・町内会、PTA、ボランティアなど)／⑥社会通念・慣習・しきたりなどで／⑦社会全体で 〔県民ニーズ調査(課題)〕	—	—	—	—	(次回調査は2021年度)	①18.6% ②39.1% ③22.3% ④55.8% ⑤44.9% ⑥15.5% ⑦14.4% (2016)
2	保育士、保育教諭の数	—	保育士 33,066人/ 保育教諭 3,065人	保育士 30,782人/ 保育教諭 2,694人	保育士 29,399人/ 保育教諭 1,483人	保育士 28,929人/ 保育教諭 1,459人	保育士 28,387人/ 保育教諭 1,182人 (2016)
3	かながわ子育て応援パスポートの施設数	3,588施設 (2021.6)	3,551施設 (2020.6)	3,499施設 (2019.6)	3,487施設	3,395施設	3,227施設 (2016)
4	放課後児童クラブの施設数	1,400施設	1,388施設	1,311施設	1,243施設	1,159施設	1,159施設 (2017)
5	就学前児童の保育・幼児教育の提供 ①認可保育所定員数	150,855人	148,110人	143,464人	139,463人	135,315人	135,315人 (2017)
	②家庭的保育	293人	310人	331人	348人	354人	354人 (2017)
	③認定こども園	230か所	211か所	187か所	140か所	100か所	100か所 (2017)
	④幼稚園の預かり保育	—	572か所	607か所	584園	560園	516園 (2016)
6	訪問介護サービス供給量	—	17,737,560 回/年	16,877,433 回/年	16,389,729 回/年	10,964,714 回/年	10,789,645 回/年(2016)
7	小規模多機能型居宅介護サービスの利用者数	—	6,124人/月	5,731人/月	5,489人/月	5,108人	4,582人 (2016)
8	認知症サポート医の養成人数(累計)	—	401人	387人	325人	255人	201人 (2016)

重点目標5 推進体制の整備・強化

No.	項目	2021年度実績値	2020年度実績値	2019年度実績値	2018年度実績値	2017年度実績値	第4次プラン策定時(年度)
1	男女共同参画基本計画の策定率 (対象:県内19市・14町村)	市 100% 町村100%	市 100% 町村 85.7%	市 100% 町村 92.9%	市 100% 町村 85.7%	市 100% 町村 71.4%	市 100% 町村 71.4% (2016.12)

4 かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の 2019（令和元）及び2020（令和2）年度事業実績

※太枠、ゴシック体は、かながわ男女共同参画推進プラン（愛4次）における重点目標ごとの主な取組み事業

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画								
施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画								
①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画								
1			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター	議会における女性参画への理解促進	政治分野における女性の参画を促進するため、地方議会における女性参画の意義について理解を促進する。	・県内議会における女性議員の割合について、情報提供した。 ・クオータ制について、調査研究報告書（平成27・28年度）のホームページ掲載等による周知を行った。	・県議会議員選挙における男女別候補者数等について、情報提供した。 ・クオータ制について、調査研究報告書（平成27・28年度）のホームページ掲載等による周知を行った。
2			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	審議会等委員への女性の参画推進	男女の意見を政策形成の場へ反映させるため、審議会等の委員を男女の均衡がとれた構成とすることを旨とし、「第10次審議会等の女性委員の登用計画」に基づき、審議会等委員への女性の登用を推進する。	・第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を推進した。 ・審議会等における女性登用の実態調査を実施した。	・第10次「審議会等の女性委員の登用計画」を推進した。 ・審議会等における女性登用の実態調査を実施した。
3			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性の政策立案能力の向上等を支援する講座を実施する。	女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施（参加者62名）	女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施【コロナにより中止】 ミニ講座の動画を制作し、ホームページで公開（動画8本）
4			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	社会参画状況調査	当センターで実施した、社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」（平成26年度まで「江の島塾」）の受講者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。	社会参画状況調査の実施 基準日 毎年12月1日	社会参画状況調査の実施【コロナにより中止】
5			総務局	人事課	県職員の育児休業復業者支援研修	出産・育児というキャリアの大きな節目にある職員が、自らのキャリアプランについて考え、県職員として復業後に前向きにキャリアを歩むための気づきの機会とする。	育児休業復業者支援研修を実施 実施回数：2回 修了者数：計37名	育児休業復業者支援研修の開催（2回実施予定）【コロナにより中止】
6			総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にするとしている。県女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を積極的に進めるため、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会議」を開催し、職域拡大や管理職の登用に向けた意識の醸成を図る。	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会議の開催	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会議の開催
7			政策局	市町村課	性別によらない職員交流の実施	女性の職域を拡大し、人材育成を図るため、市町村と協力しながら性別によらない交流職員の選定を図ることにより、市町村との職員交流を実施する。	・県から派遣する交流職員に係る市町村の希望の照会から性別要件を除外 ・これまで女性職員の受入実績のない市町村に対する受入拡大の提唱 ・市町村から派遣される交流職員について、性別によらない選定を推奨	・県から派遣する交流職員に係る市町村の希望の照会から性別要件を除外 ・これまで女性職員の受入実績のない市町村に対する受入拡大の提唱

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
8	再掲	10	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	かながわ男女共同参画支援サイトの運用	かながわ男女共同参画支援サイトの運用
②民間における政策・方針決定過程への女性の参画								
9			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	管理職を目指す女性を対象に、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学ぶ講座を実施するほか、女性を部下に持つ男性管理職を対象に、女性活躍推進等を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」について学び、部下の力を引き出し能力を発揮してもらうための効果的な働きかけ方を習得する講座を実施する。 また、県内企業の部長級の女性を対象に、経営の知識やスキルを学び、参加者間のネットワーク作りを行うセミナーを実施する。	・女性管理職育成セミナーの実施（第1回/36名、第2回/15名） ・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの実施（第1回/40名、第2回/延期） ・女性トップマネジメント養成セミナー（30名）	・女性を部下に持つ男性管理職向けセミナーの実施（第1回/18名）【第2回はコロナにより中止】 ・女性管理職育成セミナーの実施【コロナにより中止】 ・女性トップマネジメント養成セミナー 本セミナーの実施【コロナにより中止】、フォローアップ事業の実施（31名）
10			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を発揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	かながわ男女共同参画支援サイトの運用	かながわ男女共同参画支援サイトの運用
11	再掲	3	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画を促進するための人材育成	政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性の政策立案能力の向上等を支援する講座を実施する。	女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施（参加者62名）	女性のための社会参画セミナー「かなテラスカレッジ」の実施【コロナにより中止】 ミニ講座の動画を制作し、ホームページで公開（動画8本）
12	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	・全体会議の開催 ・啓発講座等の実施（21回/1,753名） ・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会の開催 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,500部） ・サポーター登録の推進（37名（令和2年3月31日時点）） ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信（3社、2校参加） ・女性の活躍応援サポーターステップアップセミナー＆交流会（1回/21名）	・全体会議の開催【コロナにより中止】 ・啓発講座等の実施（6回/495名） ・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） ・女性の活躍応援サポーター登録の推進（41名（令和3年3月31日時点）） ・応援サポーター企業交流会（1回/14名） ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団ウェブサイトの改修

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
施策の基本方向2 あらゆる分野における男女共同参画								
①女性の活躍の推進								
13			福祉子どもみらい局	共生推進本部	女性活躍推進法による認定取得業者への加点	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	女性活躍推進法第20条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定（「建設工事業」及び「一般委託・物品」）において、「女性活躍推進法による認定（えるぼし認定）」を取得した業者に対して、加点評価を行った。	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定（「建設工事業」及び「一般委託・物品」）において、「女性活躍推進法による認定（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定）」を取得した業者に対して、加点評価を行った。
14			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍推進の社会的ムーブメント」のさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議の開催 ・啓発講座等の実施（21回/1,753名） ・かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会の開催 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,500部） ・サポーター登録の推進（37名（令和2年3月31日時点）） ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信（3社、2校参加） ・女性の活躍応援サポーターステップアップセミナー＆交流会（1回/21名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会議の開催【コロナにより中止】 ・啓発講座等の実施（6回/495名） ・かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成（5,000部） ・女性の活躍応援サポーター登録の推進（41名（令和3年3月31日時点）） ・応援サポーター企業交流会（1回/14名） ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団ウェブサイトの改修
15			産業労働局	雇用労政課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品（モノ・サービス）を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」「なでしこの種」として認定する事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川なでしこブランド」認定件数：10件 ・「なでしこの芽」認定件数：0件 ・「なでしこの種」認定件数：0件 	「神奈川なでしこブランド」「なでしこの芽」「なでしこの種」の認定事業【コロナにより中止】SNS等を通じて、認定商品の広報を行った。
16			教育局	県立図書館	生涯学習情報の提供	県をはじめ、市町村や生涯学習関係機関・団体の協働による、県立図書館を拠点としたネットワークにより生涯学習情報を提供し、県民の生涯を通じた主体的な学習活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の継続運営 ・県内の生涯学習関係機関において開催される生涯学習講座や催し物等、様々な生涯学習情報をインターネットを利用して提供した。 	県内の生涯学習関係機関において開催される生涯学習講座や催し物等といった生涯学習情報を、生涯学習情報システム「PLANETかながわ」を通じて提供した。
17	再掲	218	政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催（法人設立事務説明会7回開催・75名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会4回開催・26名出席）	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催（法人設立事務説明会5回開催・34名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会2回開催・17名出席）
②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援								
18			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女子学生等の理工系分野選択に向けた情報提供	女性の進出が少ない理工系の分野において、本人の適性と意欲を生かした広い可能性の中で進路選択ができるよう、ホームページ等での情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ男女共同参画支援サイトに、国等の理工系女性のロールモデル情報等のリンクを貼ることによる情報提供を実施した。 ・ホームページ上でかながわりケジョ・エンカレッジプログラムの実施状況について情報提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ男女共同参画支援サイトに、国等の理工系女性のロールモデル情報等のリンクを貼ることによる情報提供を実施した。 ・ホームページ上で理工系キャリア支援講座の実施状況について情報提供した。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
19			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	理工系キャリア支援講座（旧「かながわりケジョ・エンカレッジプログラム」）	女子中学生、高校生の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するとともに、性別に関わらず自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するために、かながわ女性の活躍応援団員企業等及びNPO法人日本女性技術者科学者ネットワークから女性研究者・技術者を講師として学校に派遣する出前講座を実施し、特に理工系のキャリア形成に関する意識啓発や将来の技術者等の育成につなげる。	・進路説明会等を活用した出前講座の実施（4回/815名）	・進路説明会等を活用した出前講座の実施（3回/421名）
20	再掲	178	福祉子どもみらい局	共生推進本部	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア（生涯にわたる生き方）を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・高校生向け啓発冊子の改定 ・高校生・大学生向けに啓発冊子等を印刷、配布（高校生向け80,000部/大学生向け2,800部） ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣（派遣回数：2大学にて計5回） ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：2高校にて計3回） ・中学生向けプログラム・教材の企画・作成	・高校生・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校及び中学校教員向けリーフレットの作成 ・大学向け外部講師派遣、高校向け出前講座、中学校向け出前講座の実施【コロナにより中止】
21	再掲	179	福祉子どもみらい局	共生推進本部	男女共同参画教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布する。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校（5年生を対象）に配布した（29,260部作成、342校に配布）。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校（5年生を対象）に配布した（29,600部作成、342校に配布）。
22	再掲	10	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	女性人材情報等の提供	審議会などの女性委員の候補者の選定に当たって参考となる情報、男女共同参画関係団体等の情報及び様々な分野で能力を發揮したい女性を支援するための情報をインターネット等により提供する。	かながわ男女共同参画支援サイトの運用	かながわ男女共同参画支援サイトの運用
23	再掲	6	総務局	人事課	県女性職員の職域拡大と管理職への登用推進	令和3年4月に改定した「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」では、管理職に占める女性の割合の目標値を令和7年度を目途に25%にしている。県女性職員の一層の職域拡大を図るとともに、能力や意欲のある女性の管理職への登用を積極的に進めるため、「次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会議の開催	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会議の開催	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主（神奈川県）行動計画策定・推進委員会議の開催
24	再掲	33	くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	・かながわ消防フェア2019の開催：体験イベントの開催（中止） ・消防団員加入促進リーフレットの作成（2020年度に延期） ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進	・かながわ消防フェア2020の開催：体験イベントの開催【コロナにより中止】 ・消防団員加入促進リーフレットの作成 ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進
25	再掲	34	くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	消防職団員（女性を含む）教育の実施 ・消防職員特別教育 女性活躍推進研修（令和2年2月18日（火）28名） ・消防団員特別教育 女性消防団員等活性化研修（令和2年2月2日（日）73名）	女性消防職団員の活躍推進のための特別教育の実施【コロナにより中止】

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R2) 年度事業実績
26	再掲	36	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティア支援 人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材(女性を含む)を育成する取組みを進める。	かながわコミュニティカレッジで「災害時ボランティア活動実践トレーニング」の開催 受講者数26名(全3回)	かながわコミュニティカレッジで「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の開催 受講者数20名 (新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインで開催、全2回)
③農業や商工業分野における女性の参画支援								
27			環境農政局	①農政課 ②農地課	地域農業に関する方針等への女性の参画促進	農業委員及び農業協同組合の役員等への女性の登用を促進する。	①農業協同組合への女性登用促進について市町村、関係機関へ周知 <実績>総合農協の役員443名のうち女性47名 ②農業委員への女性登用促進について市町村へ周知<実績>農業委員392名のうち女性37名	①農業協同組合への女性登用促進について市町村、関係機関へ周知 <実績>総合農協の役員439名のうち女性56名 ②農業委員への女性登用促進について(一社)神奈川県農業会議を通じ市町村に働き掛けた。 <実績>農業委員387名のうち女性41名
28			環境農政局	農業振興課	女性の農業進出促進支援	女性の力を発揮して農業経営を改善・発展させるため、女性農業者の経営発展に資する研修を実施するほか、新たに開設するHPなどイメージアップを図り、女性の新規就農及び経営参画を促進する。また、女性のアイデアを活かした新商品開発等に必要経費に対して補助する。	・女性農業者の経営発展支援及び経営参画支援研修会の実施(受講生23名) ・経営発展に必要な経費を補助するステップアップ支援事業の実施(8件) ・女性農業者支援のためのHP運営 ・就農に興味がある女性に対して農業を体験できるセミナー、ツアー等の実施(参加者のべ26名) ・女性農業研修生受け入れ農家に対する支援の実施(2件)	・女性農業者の経営発展支援研修会の実施(受講生12名) ・経営発展に必要な経費を補助するステップアップ支援事業の実施(8件) ・女性農業者支援のためのHP運営 ・女性農業研修生受け入れ農家に対する支援の実施(3件) ・就農に興味がある女性に対して農業を体験できるセミナー、ツアー等の実施【コロナにより中止】
29			環境農政局	農業振興課	農業分野における男女共同参画の推進	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画に取り組む。	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画を推進	関係団体・機関との連携や、普及指導活動を通じての起業活動等の支援により、農業分野における男女共同参画を推進
30			産業労働局	中小企業支援課	商工業に携わる女性の活動への支援	商工業に携わる女性の資質の向上や、地域の振興発展を図るために、県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会が行う各種研修会などの広域的な取組みに対して助成することにより、商工業に携わる女性の自主的な事業活動を支援する。	県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会の活動に対する助成 ・研修会・講習会等の開催 ・主張発表大会の実施(県商工会女性部連合会) ・会員大会の実施(県商工会議所女性会連合会)	県商工会女性部連合会及び県商工会議所女性会連合会の活動に対する助成 ・研修会・講習会等の開催 【以下、コロナにより中止】 ・主張発表大会の実施(県商工会女性部連合会) ・会員大会の実施(県商工会議所女性会連合会)
④防災分野への女性の参画支援								
31			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。
32			くらし安全防災局	危機管理防災課	より良い避難所運営に向けた市町村の取組みを支援	県避難所マニュアル策定指針を参考に、市町村は男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮する。	市町村の避難所マニュアルの策定を支援	令和2年6月に「避難所マニュアル策定指針」を改定して内容を充実させ、感染症対策箇所を抜粋して「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を作成し市町村に示した。
33			くらし安全防災局	消防保安課	女性消防団員の加入促進	消防団加入促進リーフレットの作成及び消防団員へのサービスを提供する店舗・施設の登録等により消防活動のアピールや消防団員の加入促進を実施する。	・かながわ消防フェア2019の開催:体験イベントの開催(中止) ・消防団員加入促進リーフレットの作成(2020年度に延期) ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進	・かながわ消防フェア2020の開催:体験イベントの開催【コロナにより中止】 ・消防団員加入促進リーフレットの作成 ・かながわ消防団応援の店登録制度の推進

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
34			くらし安全防災局	消防学校	消防分野に関わる女性人材の養成	女性消防職団員対象の特別教育を実施する。	消防職団員(女性を含む)教育の実施 ・消防職員特別教育 女性活躍推進研修(令和2年2月18日(火)28名) ・消防団員特別教育 女性消防団員等活性化研修(令和2年2月2日(日)73名)	女性消防職団員の活躍推進のための特別教育の実施【コロナにより中止】
35			くらし安全防災局	総合防災センター	女性防災担い手人材の育成	女性を対象とした防災講座を開催する。	女性防災講座の開催 令和元年11月26日(火)、30(土) 参加者:36人	女性を対象とした防災講座の開催【コロナにより中止】
36			政策局	かながわ県民活動サポートセンター	災害救援ボランティア支援人材の養成	災害救援ボランティアの活動をコーディネートする人材(女性を含む)を育成する取組みを進める。	かながわコミュニティカレッジで「災害時ボランティア活動実践トレーニング」の開催 受講者数26名(全3回)	かながわコミュニティカレッジで「災害ボランティアコーディネーター養成講座」の開催 受講者数20名 (新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインで開催、全2回)

施策の基本方向3 家庭・地域活動への男性の参画

37			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が参加するコンソーシアムの取組を通して、男性の家事育児が十分なレベルで当たり前となる社会環境の形成を推進する。	「男性×家事育児×オープンノベーション・コンソーシアム」において、定例会や情報発信等を実施。(定例会3回/133人、ワークショップ1回/22人、シンポジウム【コロナにより延期】、ウェブサイトの開設、リーフレットの作成(1,000部))	「男性×家事育児×オープンノベーション・コンソーシアム」において、オンラインミーティングや情報発信等を実施。 ・定例会【コロナにより中止】 ・シンポジウム【コロナにより中止】 ・オンラインミーティングの実施(3回/32人) ・コンソーシアム通信の発行(3回)やTwitterによる情報発信 ・ウェブサイトの改修
38			福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	・かながわ子ども・子育て支援月間の取組みとして、引き続き父親の育児参画の企画を募集し、参加を呼びかけ ・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供	・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供(企画レポート投稿回数 6回)
39	再掲	178	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア(生涯にわたる生き方)を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・高校生向け啓発冊子の改定 ・高校生・大学生向けに啓発冊子等を印刷、配布(高校生向け80,000部/大学生向け2,800部) ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣(派遣回数:2大学にて計5回) ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施(実施回数:2高校にて計3回) ・中学生向けプログラム・教材の企画・作成	・高校生・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校及び中学校教員向けリーフレットの作成 ・大学向け外部講師派遣、高校向け出前講座、中学校向け出前講座の実施【コロナにより中止】
40	再掲	71	①総務局 ②福祉子どもみらい局	①人事課 ②共生推進本部室	イクボスの推進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組みを推進する。	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
重点目標2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現								
施策の基本方向1 職業生活における活躍支援								
①女性の就業支援								
41			産業労働局	雇用労政課	女性就業支援事業	就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリング 相談件数:515件 女性労働相談 相談件数:122件 女性弁護士相談 相談件数:46件 女性活躍推進に資する就業支援(キャリア・カフェ) 実施回数3回、参加者延べ290人 就職面接用スーツの貸出事業 貸出件数:24件 	<ul style="list-style-type: none"> キャリアカウンセリング 相談件数:567件 女性労働相談 相談件数:147件 女性弁護士相談 相談件数:40件 女性活躍推進に資する就業支援(キャリア・カフェ) 実施回数3回、参加者延べ243人 就職面接用スーツの貸出事業 貸出件数:10件
42			産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数174回、参加者105人 両立応援セミナー 実施回数3回、参加者80人 	<ul style="list-style-type: none"> ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数 136回、参加者数 47人 両立応援セミナー 実施回数3回、参加者数58人
43			産業労働局	雇用労政課	女性起業支援事業	能力を生かして起業を考える女性のスタートアップを応援するため、起業に関する現状や実例を学ぶ講座等の起業支援を実施する。	女性のための起業セミナー 実施回数1回、参加者14人	事業廃止
44			産業労働局	産業人材課	多様な能力開発の実施	各県立総合職業技術校及び産業技術短期大学校において、新たに職業に就く者等を対象とした、普通課程の普通職業訓練、専門課程の高度職業訓練、離転職者又は在職者を対象とした短期課程の普通職業訓練、専門短期課程の高度職業訓練を実施する。また、女性のライフスタイルに合わせた多様な求職ニーズに応えるため、民間教育訓練機関等の専門性を生かした訓練を実施する。	職業訓練の実施 受講者数 <ul style="list-style-type: none"> 専門課程訓練:5コース 337人 普通課程訓練:14コース 332人 短期課程訓練:17コース 696人 在職者訓練:379コース 3,132人 在職者専門高度訓練: 91コース 1,065人 委託訓練:120コース 1,547人 	職業訓練の実施 受講者数 <ul style="list-style-type: none"> 専門課程訓練:5コース 326人 普通課程訓練:14コース 317人 短期課程訓練:17コース 629人 在職者訓練:232コース 1,780人【コロナにより一部コース中止】 在職者専門高度訓練: 28コース 367人【コロナにより一部コース中止】 委託訓練:134コース 1,722人
45	再掲	99	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分) ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施(①パソコン教室37日間・延319名参加、②マネープランセミナー2日間・延21名参加) ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業(町村分) ・高等職業訓練促進給付金 9名 ・自立支援教育訓練給付金 5名 	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等日常生活支援事業(市町村分) ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施(①パソコン教室41日間・延297名参加、②マネープランセミナー2日間・延12名参加) ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業(町村分) ・高等職業訓練促進給付金 7名 ・自立支援教育訓練給付金 7名
46	再掲	117	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者の就労移行支援・就労継続支援	生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会の提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。 ・就労移行支援に対する負担 ・就労継続支援に対する負担	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
47	再掲	118	福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業	職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。	障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施した。（全障害保健福祉圏域8か所に設置） ・支援対象者登録者数 5,142人 ・相談・支援件数 44,455件	障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施（全障がい保健福祉圏域8か所に設置） ・支援対象者登録者数 5,719人 ・相談・支援件数 48,641件
48	再掲	131	福祉子どもみらい局	生活援護課	生活困窮者自立支援事業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。	・制度周知用のチラシを25,000部、ポケットティッシュを20,000個作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内用のカードを7,000枚作成し、町村の各窓口にて自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修の回数を5回から9回に増やすとともに、県内各市の担当課長会議や担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、支援計画を作成、この支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。	・制度周知用のチラシを25,000部、ポケットティッシュを20,000個作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内用のカードを3,500枚作成し、町村の各窓口にて自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・コロナ対策のため、リモートにより県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修を7回、生活困窮者支援に携わる団体や行政機関を対象としたネットワーク会議を4回開催したほか、書面により県内各市の担当課長会議や担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。
49	再掲	128	産業労働局	雇用労政課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター（本所）においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。（454件）	かながわ労働センター（本所）においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。相談件数：473件
50	再掲	62	産業労働局	雇用労政課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。 ・キャリアカウンセリング（延べ利用者数7,038人） ・就職活動支援セミナー（8回実施、受講者延べ86人） ・保護者向けセミナー（1回実施、参加者延べ5人） ・多目的ルームを活用したグループワーク（181回実施、受講者延べ819人） ・職場体験（参加者数34人） ・就職情報・職業訓練情報の提供 ・職業適性診断 など	かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。 ・キャリアカウンセリング（延べ利用者数5,895人） ・就職活動支援セミナー（5回実施、受講者延べ83人） ・保護者向けセミナー（2回実施、参加者延べ31人） ・多目的ルームを活用したグループワーク（176回実施、受講者延べ507人） ・職場体験（参加者数19人） ・就職情報・職業訓練情報の提供 ・職業適性診断 など
51	再掲	63	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・総合相談（キャリアカウンセリング） ・専門相談（創業、年金税金など） ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナー など シルバー人材センターの育成指導	シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング（総合相談） ・専門相談（創業、年金税金など） ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナー など シルバー人材センターの育成指導

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R2) 年度事業実績
52	再掲	122	産業労働局	①雇用労政課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	①障がい者の雇用と職場定着の促進 ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座(個別訪問:1,081社、出前講座:42回) ・障害者雇用促進に向けフォーラム(回数:1回、参加者数:352人) ・障がい者雇用のための企業交流会(回数:5回、参加者数計:102人) ・精神障がい者雇用企業支援セミナー(回数:2回、参加者数計:49人) ・精神障害者職場指導員設置補助金(交付事業者:12事業者)等(新規) ・障がい者雇用のための企業向けガイドブックの作成(8,500部) ・障がい者が働く現場の見学会(回数:3回、参加者数計:39人) ②職業能力の開発 ・神奈川県障害者職業能力開発校における職業訓練(18コース154人)及び民間教育訓練機関等への委託訓練(29コース159人)を実施	①障がい者の雇用と職場定着の促進 ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座(個別訪問:697社、出前講座:26回) ・障害者雇用促進に向けたフォーラム(令和2年度は中止) ・企業向け障がい者雇用ワークショップ(回数:1回、参加者数14人) ・精神障がい者雇用企業支援セミナー(回数:2回、参加者数129人) ・精神障害者職場指導員設置補助金(交付事業者:12事業者) ・障がい者就労支援機関支援力向上研修(回数:4回、参加者数320人)等 ②職業能力の開発 ・神奈川県障害者職業能力開発校における職業訓練(10コース98人)及び民間教育訓練機関等への委託訓練(27コース83人)を実施【コロナにより一部コース中止】
②育児等の基盤整備								
※小柱全体が重点目標4―施策の基本方向3―①の再掲								
③介護の基盤整備								
※小柱全体が重点目標4―施策の基本方向3―①の再掲								
④就業環境の整備								
53			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組みの促進(条例届出)	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施(届出事業所626件)	県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施(届出事業所634件)
54			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	「職場における男女共同参画」研修用教材の提供	市町村職員等が職場における男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	「職場における男女共同参画」について一般向けの研修用教材(Power Point版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供	「職場における男女共同参画」に加え、「職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」の研修用教材を新規作成し、それぞれ希望に応じて提供
55			①②総務局 ③④教育局	①人事課 ②職員厚生課 ③教育局総務室 ④厚生課	県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策	セクシュアル・ハラスメントのない職場づくりのために、必要な対策を行う。	相談員による相談の実施	相談員による相談の実施
56			産業労働局	雇用労政課	パートタイム労働者等の雇用管理改善の促進	厳しい労働環境に置かれているパートタイマーをはじめとする非正規労働者の労働条件の確保と雇用管理の改善を図るため、パートタイム等労働法の普及啓発を行う。	労働講座において「パートタイム等労働法」等をテーマとして取り上げ実施	労働講座において「コロナ禍の労働問題」等をテーマとして取り上げ実施
57			産業労働局	雇用労政課	高校生等へのワークルール等の普及啓発の実施	高校生等の若い世代を対象に、労働・雇用に関するきまり(ワークルール)や、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するため、普及啓発を行う。	・冊子「若者労働ガイド」や「若者労働ハンドブック」を活用した、高校生等を対象とする出前労働講座の実施。(126回) ・高校生向け労働資料「知っておこう!働くときのルール」の作成、配布(83,000部作成、配布)	・冊子「若者労働ガイド」や「若者労働ハンドブック」を活用した、高校生等を対象とする出前労働講座の実施。(63回) ・高校生向け労働資料「知っておこう!働くときのルール」の作成、配布【コロナにより中止】

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
58			産業労働局	雇用労政課	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	職場における差別やセクシュアル・ハラスメントを含む様々な労働問題の解決を図るため、かながわ労働センター及び同支所において、職員や弁護士などにより労働相談を実施する。	相談事業の実施について ・平成24年に開始したマザーズハローワーク横浜及び27年7月に開始したマザーズハローワーク相模原内における女性労働相談を含め、各種労働相談を実施 ・女性労働相談:122件(マザーズハローワーク横浜・相模原内) ・街頭労働相談会における女性からの労働相談:572件 ・労働相談における女性からの労働相談:7,586件 ・「職場のハラスメント相談強化月間」を設けて、特別相談会5回、講演会を3回開催(特別労働相談における相談件数合計:13件、講演会参加者数284人) ・セクシュアル・ハラスメント相談相談件数118件	相談事業の実施について ・平成24年に開始したマザーズハローワーク横浜及び27年7月に開始したマザーズハローワーク相模原内における女性労働相談を含め、各種労働相談を実施 ・女性労働相談 相談件数:147件 ・街頭労働相談会における女性労働相談コーナー【コロナにより中止】 ・労働相談における女性からの労働相談:7,203件 ・「職場のハラスメント相談強化月間」のセミナー【コロナにより中止】 ・セクシュアル・ハラスメント相談相談件数:115件
59			産業労働局	雇用労政課	マタハラ・パタハラ対策事業	マタニティハラスメント、パタニティハラスメントなどにより、働きづらくなることのないよう、職場環境整備の推進や、風土の醸成を図る。	・妊娠から復職までの労働関係法規を時系列で記載した企業向けパンフレットのHP掲載 ・働く女性の応援ハンドブックのHP掲載	・妊娠から復職までの労働関係法規を時系列で記載した企業向けパンフレットのHP掲載 ・働く女性の応援ハンドブックのHP掲載
60	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	・全体会議の開催 ・啓発講座等の実施(21回/1,753名) ・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会の開催 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,500部) ・サポーター登録の推進(37名(令和2年3月31日時点)) ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信(3社、2校参加) ・女性の活躍応援サポーターステップアップセミナー&交流会(1回/21名)	・全体会議の開催【コロナにより中止】 ・啓発講座等の実施(6回/495名) ・かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,000部) ・女性の活躍応援サポーター登録の推進(41名(令和3年3月31日時点)) ・応援サポーター企業交流会(1回/14名) ・学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信【コロナにより中止】 ・かながわ女性の活躍応援団ウェブサイトの改修
⑤安定した就業への支援								
61			産業労働局	雇用労政課	多様な働き方の促進	少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座等を開催する。	労働講座「育児・介護休業法」等をテーマとして取り上げ実施 ・働き方改革企業担当者交流会実施回数6回、参加者222人 ・働き方改革アドバイザー派遣5社延べ14回派遣	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
62			産業労働局	雇用労政課	若者の就職支援	正社員を希望しながらやむを得ず非正規雇用となっている若者や、現在無職の若者等を対象に、就業を支援する。	かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。 ・キャリアカウンセリング(延べ利用者数7,038人) ・就職活動支援セミナー(8回実施、受講者延べ86人) ・保護者向けセミナー(1回実施、参加者延べ5人) ・多目的ルームを活用したグループワーク(181回実施、受講者延べ819人) ・職場体験(参加者数34人) ・就職情報・職業訓練情報の提供 ・職業適性診断 など	かながわ若者就職支援センターにおける39歳以下の方を対象とした相談等の実施。 ・キャリアカウンセリング(延べ利用者数5,895人) ・就職活動支援セミナー(5回実施、受講者延べ83人) ・保護者向けセミナー(2回実施、参加者延べ31人) ・多目的ルームを活用したグループワーク(176回実施、受講者延べ507人) ・職場体験(参加者数19人) ・就職情報・職業訓練情報の提供 ・職業適性診断 など

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
63			産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・総合相談（キャリアカウンセリング） ・専門相談（創業、年金税金など） ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナー など シルバー人材センターの育成指導	シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング（総合相談） ・専門相談（創業、年金税金など） ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナー など シルバー人材センターの育成指導
施策の基本方向2 働き方改革の推進と新たなワークスタイルの創造								
①長時間労働削減と多様な働き方の促進								
64			総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施 ・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅勤務（テレワーク）を実施	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施 ・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅等勤務（テレワーク）を実施
65			①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組みの実施 ①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施	①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組みの実施 ①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施
66			総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	笑いがあふれるような「働きやすく、働きがいのある」職場環境をつくり、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。	・令和元年度取組方針に基づく取組（長時間労働の是正、業務改善の推進、職員の未病改善、職場環境の整備等）を推進した。 ・働き方改革推進本部（4回）及び調整部会（6回）を開催した。	・令和2年度取組方針に基づく取組（業務改善の推進、長時間労働の是正、職員の未病改善、職場環境の整備等）を推進した。 ・新型コロナウイルス関連事業へ注力するため、全ての事業の中止・廃止を前提とした見直しを行った。
67			産業労働局	雇用労政課	労働時間の短縮	仕事と家庭の両立を図るため、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に基づき、情報提供や普及啓発を行うことにより、労働時間等の設定改善を促進する。	講演会等を活用した労働時間等の設定改善の情報提供、普及啓発 ・働き方改革企業担当者交流会実施回数6回、参加者222人 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営	・働き方改革企業担当者交流会【コロナにより中止】 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営
68			産業労働局	雇用労政課	かながわ働き方改革（ワーク・ライフ・バランス）の取組み	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。	○県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ○九都県市の共同取組み 8月7日（水）に九都県市が率先して一斉定時退庁を実施 ○企業支援 ・中小企業働き方改革相談会 実施回数13回	○県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ○九都県市の共同取組み 8月1日（水）に九都県市が率先して一斉退庁を実施 ○企業支援 ・中小企業働き方改革相談会【コロナにより中止】
69			産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。	・働き方改革アドバイザー派遣5社延べ14回派遣 ・働き方改革企業担当者交流会実施回数6回、参加者222人 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ○九都県市の共同取組み 8月7日（水）に九都県市が率先して一斉定時退庁を実施 ・政労使一体の働き方改革フォーラム 参加者：86名	・働き方改革アドバイザー派遣、働き方改革企業担当者交流会、政労使一体の働き方改革フォーラム【コロナにより中止】 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」（ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト）の運営 ・九都県市の共同取組み 8月1日（水）に九都県市が率先して一斉退庁を実施

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R2) 年度事業実績
70			産業労働局	雇用労政課	テレワーク導入促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、テレワーク体験セミナーの開催やアドバイザー派遣により、テレワークを導入する中小企業等を支援する。	・テレワーク体験セミナー 実施回数4回、参加者30人 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣 派遣実績:5社	・テレワーク体験セミナー 実施回数4回、参加者67人 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣 派遣実績:10社 ・イベント等における体験・PR コーナー 実施回数:2回 ・テレワークの導入のためのマニュアルの配布:6,000部 ・テレワークを導入する企業を対象とした経費の補助 交付決定数:1,624件

②両立支援のための取組み促進

71			①総務局 ②福祉子どもみらい局	①人事課 ②共生推進本部室	イクボスの推進	私生活で育児や介護等をする部下を応援する上司(イクボス)の取組みを推進する。	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。	①局長等の幹部職員によるイクボス宣言の実施 ②「かながわイクボス宣言PR動画」を県ホームページで公表することにより県内企業等へのイクボスを周知するための意識啓発を実施した。
72			教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	・県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」を発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 ・県と締結事業者のロゴが入ったポスターを2,000部作成し、県機関や県内学校へ配布し、広報を行った。	・県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」を発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 ・県は締結事業者のロゴが入ったポスターを2,000部作成し、県機関や県内学校へ配付し、広報を行った。
73	再掲	13	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性活躍推進法による認定取得業者への加点	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)に関する基準に適合する一般事業主に対して、県の競争入札参加資格者認定において加点評価を行う。	女性活躍推進法第20条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行った。	女性活躍推進法第24条における女性活躍に積極的に取り組む企業に対するインセンティブ付与のため、神奈川県競争入札参加資格の認定(「建設工事業」及び「一般委託・物品」)において、「女性活躍推進法による認定(えるぼし認定、プラチナえるぼし認定)」を取得した業者に対して、加点評価を行った。
74	再掲	37	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性の家事・育児の促進	「男性・家事育児」をビジネスの対象とする企業、働き方改革や女性活躍、男性社員の家事育児支援に取り組む企業、NPO、行政等が参加するコンソーシアムの取組を通して、男性の家事育児が十分なレベルで当たり前となる社会環境の形成を推進する。	「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」において、定例会や情報発信等を実施。(定例会3回/133人、ワークショップ1回/22人、シンポジウム【コロナにより延期】、ウェブサイトの開設、リーフレットの作成(1,000部))	「男性×家事育児×オープンイノベーション・コンソーシアム」において、オンラインミーティングや情報発信等を実施。 ・定例会【コロナにより中止】 ・シンポジウム【コロナにより中止】 ・オンラインミーティングの実施(3回/32人) ・コンソーシアム通信の発行(3回)やTwitterによる情報発信 ・ウェブサイトの改修
75	再掲	64	総務局	人事課	時間的制約のある職員への職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスを確保し、男性職員の子育てや介護等への参加促進なども進め、時間的制約のある職員が働きやすい環境の整備を図る。	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施 ・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅勤務(テレワーク)を実施	・時間的制約のある職員が働きやすい職場環境の整備に向けた、時差出勤制度の周知等の取組みの実施 ・職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、在宅勤務(テレワーク)を実施
76	再掲	65	①総務局 ②企業局 ③教育局	①人事課 ②企業局総務室 ③教育局総務室	総労働時間の短縮と育児休業・介護休暇制度等の定着	男女が共に家事、育児等を担い、家庭生活や地域生活の充実を図れるようにするため、県における労働時間の短縮を促進するとともに、育児休業・介護休暇・子の看護休暇制度の定着の促進を図る。	①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組みの実施 ①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施	①②③:「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」に則した知事部局、企業庁及び教育委員会の取組みの実施 ①:「働き方改革推進本部」において、長時間労働の是正等に向けた取組みを実施
77	再掲	66	総務局	行政管理課	県職員の働き方改革の推進	笑いがあふれるような「働きやすく、働きがいのある」職場環境をつくり、職員一人ひとりのパフォーマンスを向上させ、ワーク・ライフ・バランスの実現と、質の高い県民サービスの提供を目指す。	・令和元年度取組方針に基づく取組(長時間労働の是正、業務改善の推進、職員の未病改善、職場環境の整備等)を推進した。 ・働き方改革推進本部(4回)及び調整部会(6回)を開催した。	・令和2年度取組方針に基づく取組(業務改善の推進、長時間労働の是正、職員の未病改善、職場環境の整備等)を推進した。 ・新型コロナウイルス関連事業へ注力するため、全ての事業の中止・廃止を前提とした見直しを行った。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R2) 年度事業実績
78	再掲	38	福祉子どもみらい局	次世代育成課	男性の育児参画の推進	父親の子育てに関する普及啓発や情報提供等の支援など、男性の育児参画を推進する。	・かながわ子ども・子育て支援月間の取組みとして、引き続き父親の育児参画の企画を募集し、参加を呼びかけ ・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供	・かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」(かながわ版父子手帳)による情報提供(企画レポート投稿回数 6回)
79	再掲	198	福祉子どもみらい局	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の促進	県条例に基づき、子育て支援の取組みを進める企業の認証制度に取り組む。	従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図った。(R1年度認証件数…3件)	従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図った。(R2年度認証件数…7件)
80	再掲	42	産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の両立の推進	仕事と育児の両立に悩む女性の負担を軽減し、女性の就業継続を支援する。	・ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数174回、参加者105人 ・両立応援セミナー 実施回数3回、参加者80人	・ワーキングマザー両立応援カウンセリング 実施回数 136回、参加者数 47人 ・両立応援セミナー 実施回数3回、参加者数58人
81	再掲	61	産業労働局	雇用労政課	多様な働き方の促進	少子高齢化等による労働力需給の変化を踏まえ、意欲と能力を持って個々人がライフステージにあわせた様々な働き方を選択できる職場環境づくりについて講座等を開催する。	労働講座「育児・介護休業法」等をテーマとして取り上げ実施 ・働き方改革企業担当者交流会 実施回数6回、参加者222人 ・働き方改革アドバイザー派遣 5社延べ14回派遣	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。
82	再掲	68	産業労働局	雇用労政課	かながわ働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)の取組み	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)により、企業や家庭、地域を元気にし、時間、エネルギー、人を大切にする働き方をめざして、企業や県民のワーク・ライフ・バランスへの取組を応援するためのさまざまな情報を提供する。	○県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営 ○九都県市の共同取組み 8月7日(水)に九都県市が率先して一斉定時退庁を実施 ○企業支援 ・中小企業働き方改革相談会 実施回数13回	○県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営 ○九都県市の共同取組み 8月1日(水)に九都県市が率先して一斉退庁を実施 ○企業支援 ・中小企業働き方改革相談会【コロナにより中止】
83	再掲	69	産業労働局	雇用労政課	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する理解を促進するため、普及・啓発に取り組む。	・働き方改革アドバイザー派遣 5社延べ14回派遣 ・働き方改革企業担当者交流会 実施回数6回、参加者222人 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営 ○九都県市の共同取組み 8月7日(水)に九都県市が率先して一斉定時退庁を実施 ・政労使一体の働き方改革フォーラム 参加者:86名	・働き方改革アドバイザー派遣、働き方改革企業担当者交流会、政労使一体の働き方改革フォーラム【コロナにより中止】 ・県ホームページ内における「かながわ働き方改革」(ワーク・ライフ・バランス情報提供サイト)の運営 ・九都県市の共同取組み 8月1日(水)に九都県市が率先して一斉退庁を実施
84	再掲	70	産業労働局	雇用労政課	テレワーク導入促進事業	柔軟で多様な働き方の選択肢を広げ、ワーク・ライフ・バランスを促進するため、テレワーク体験セミナーの開催やアドバイザー派遣により、テレワークを導入する中小企業等を支援する。	・テレワーク体験セミナー 実施回数4回、参加者30人 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣 派遣実績:5社	・テレワーク体験セミナー 実施回数4回、参加者67人 ・テレワーク導入支援に関するアドバイザー派遣 派遣実績:10社 ・イベント等における体験・PRコーナー 実施回数:2回 ・テレワークの導入のためのマニュアルの配布:6,000部 ・テレワークを導入する企業を対象とした経費の補助 交付決定数:1,624件

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし								
施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶								
①配偶者等からの暴力防止／②配偶者等からの暴力被害者への支援								
85			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	配偶者等からの暴力総合対策の推進	配偶者暴力防止法に基づき策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」を着実に推進するとともに、配偶者等からの暴力被害者を迅速、適切に支援するため、市町村における取組みへの支援、配偶者暴力相談支援センターにおける相談・一時保護体制の充実強化、被害者の自立支援拠点体制の整備等を行う。	「かながわDV防止・被害者支援プラン」(H30改定)に則した取組みの実施した。	「かながわDV防止・被害者支援プラン」(H30改定)に則した取組みを実施した。
②犯罪被害者等に対する支援								
86			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②女性相談所	人身取引(Trafficking) 被害者への支援対策の推進	人身取引被害者への支援対策を推進する。	人身取引被害者の一時保護、支援の充実	人身取引被害者の一時保護、支援の充実
87			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童に対する性的虐待防止対策の推進	児童に対する性的虐待防止対策を推進する。	・児童に対する性的虐待の被害確認の実施。 ・面接者の養成研修を実施(1回)。 ・被害児童の心理的ケアを実施。	・児童に対する性的虐待の被害確認の実施。 ・面接者の養成研修を実施(1回)。 ・被害児童の心理的ケア
88			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援の提供	警察・民間支援団体と連携・協力し、犯罪被害者等へのきめ細かな支援を提供する。	・かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、犯罪被害者等への総合的な支援の提供 ・犯罪被害者等への総合相談 ・弁護士による法律相談 ・臨床心理士等によるカウンセリング ・生活資金貸付 ・一時的な住居の提供等 ・付添い支援	・かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、犯罪被害者等への総合的な支援の提供 ・犯罪被害者等への総合相談 ・弁護士による法律相談 ・臨床心理士等によるカウンセリング ・生活資金貸付 ・一時的な住居の提供等 ・付添い支援
89			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成	犯罪被害者等への支援を行う人材の育成を実施する。	・犯罪被害者等支援ボランティア養成講座(上級)の開催 ・支援ボランティアの募集・管理・育成	・犯罪被害者等支援ボランティア養成講座(上級)の開催【コロナにより中止】 ・支援ボランティアの管理・育成
90			くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への理解の促進	犯罪被害者等への理解を促進する講座等を通じて、犯罪被害者等についての理解の促進を図る。	・市町村と協働して、犯罪被害者等理解促進協働講座を開催 ・大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するための犯罪被害者等の講演やDVDを活用した犯罪被害者等理解促進講座を実施 ・犯罪被害者等支援キャンペーンを実施	・市町村と協働して、犯罪被害者等理解促進協働講座の開催【コロナにより中止】 ・大学、事業所等における、犯罪被害者等への理解を促進するための犯罪被害者等の講演やDVDを活用した犯罪被害者等理解促進講座の実施【コロナにより中止】 ・犯罪被害者等支援キャンペーンの実施【コロナにより中止】 ・犯罪被害者等支援キャンペーンの実施にかわり、犯罪被害者等支援パネル展を実施
91			くらし安全防災局	くらし安全交通課	性犯罪・性暴力の被害者への相談体制の充実	性犯罪・性暴力の被害者等に対し、適切な時に適切な支援をワンストップで受けられるよう、かならいん(かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)における24時間365日対応の電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援などを行う。	ワンストップ支援センターとして、電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援等を実施	ワンストップ支援センターとして、電話相談のほか、面接相談、医療機関等への付添い支援等を実施

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
92			①くらし安全防災局 ②③福祉子どもみらい局 ④⑤警察本部	①くらし安全交通課 ②共生推進本部 ③青少年課 ④少年育成課（JKビジネス） ⑤生活保安課（AV出演強要）	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する取組	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する取組	①②③:内閣府啓発サイト(いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト)の周知 ③:青少年保護育成条例に基づく「JKビジネス」営業への立入調査・指導の実施 ④:「JKビジネス」営業で働く18歳未満の少年に対する積極的な補導活動の推進 ・関係法令に基づく積極的な立入調査の実施 ・教育・啓発の強化 ・相談体制の充実 ⑤:スカウトに対する警告活動等の推進 ・教育・啓発の強化 ・相談体制の充実	①②③:内閣府啓発サイト(いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト)の周知 ③:青少年、保護者等への周知啓発 ④:「JKビジネス」営業で働く18歳未満の少年に対する積極的な補導活動の推進 ・相談体制の充実 ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮して非接触型の教育・啓発活動に努めた ⑤:スカウトに対する警告活動等の推進 ・教育・啓発の強化 ・相談体制の充実
93			警察本部	警務課	犯罪被害者等への支援	殺人、強盗、強姦性交等の身体犯事件や死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等に対して、事件事故発生初期段階より、精神的・経済的負担や不安の軽減を図るための被害者支援活動を実施する。	・捜査活動や病院等への付き添い ・刑事手続きや各種支援制度の説明 ・捜査過程における要望・意見の聴取 ・心理員によるカウンセリングの実施	・捜査活動や病院等への付き添い ・刑事手続きや各種支援制度の説明 ・捜査過程における要望・意見の聴取 ・心理員によるカウンセリングの実施
94			警察本部	警務課	関係機関・団体との連携による犯罪被害者等への支援の充実	犯罪被害者を総合的に支援するため、神奈川県、NPO法人神奈川県被害者支援センターと連携して「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営している。また、関係機関・団体との緊密な連携により、効果的な支援活動を推進するため、警察本部において神奈川県被害者支援連絡協議会を構築している。	神奈川県被害者支援連絡協議会第22回定期総会を開催して、関係機関・団体と連携した被害者支援の強化を図った。(12機関18団体66会員)	神奈川県被害者支援連絡協議会第23回定期総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面開催し、関係機関・団体と連携した被害者支援の強化を図った。(12機関18団体66会員)
95			警察本部	捜査第一課	性犯罪対策	性犯罪捜査において、女性警察官を積極的に活用するとともに、被害者等の心情に配慮した対応を行う。	・性犯罪において女性警察官を積極的に活用した。 ・性犯罪被害に関する電話相談を実施した。 ・性犯罪被害者の初診料等の公費負担を行った。 ・県警捜査員に対し、性犯罪被害者への対応等に関する各種教養を実施した。	・性犯罪において女性警察官を積極的に活用した。 ・性犯罪被害に関する電話相談を実施した。 ・性犯罪被害者の初診料等の公費負担を行った。 ・県警捜査員に対し、性犯罪被害者への対応等に関する各種教養を実施した。
96			警察本部	各種相談窓口(警務課)	県警広報啓発活動の推進	被害相談窓口を広く県民に知らせるため、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、県の広報紙等による広報活動を行う。 ・被害相談窓口広報用のポスターを警察署、交番、駅等に掲示 ・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施	・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布。 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らせ、広報啓発活動の推進に努めた。	・被害相談窓口広報用のリーフレットを警察署の窓口等で配布。 ・県警本部庁舎正面脇の電光掲示板に被害相談窓口を表示。 ・かながわ県民センター1階において、県、県警、民間被害者支援団体によるポスター等の展示を実施。 ・その他、各警察署においても、地域のケーブルテレビ、FMラジオ、情報紙、交番だより等を活用しての広報活動を実施し、相談窓口を広く県民に知らせ、広報啓発活動の推進に努めた。
97			警察本部	各種相談窓口(捜査第一課、暴力団対策課、少年育成課、生活経済課、交通総務課、鉄道警察隊)	犯罪被害者等からの相談の実施	少年相談・保護センター、ユーステレホンコーナー、子ども安全110番、悪質商法110番、電車内痴漢等迷惑行為相談所、性犯罪110番、暴力団からの不当要求拒絶コール、交通相談センター等の各相談窓口を設置し、犯罪被害者からの相談に応じる。	警察本部の各相談窓口での相談受理を行った。 【相談受理件数】 ・少年相談(保護センターでの受理件数のみに変更) 931件 ・ユーステレホンコーナー 254件 ・子ども安全110番 52件 ・悪質商法110番 169件 ・電車内痴漢等迷惑行為相談所 602件 ・性犯罪110番 183件 ・暴力団からの不当要求拒絶コール 313件 ・交通相談センター2,665件	警察本部の各相談窓口での相談受理を行った。 【相談受理件数】 ・少年相談(保護センターでの受理件数のみに変更) 783件 ・ユーステレホンコーナー 377件 ・子ども安全110番 52件 ・悪質商法110番 286件 ・電車内痴漢等迷惑行為相談所(相談所での受理件数のみに変更) 252件 ・性犯罪110番 193件 ・暴力団からの不当要求拒絶コール 281件 ・交通相談センター2,973件

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
98	再掲	129	福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室 ②女性相談所	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	①②一時保護、自立支援の実施 ③一	①、②一時保護、自立支援の実施 ③民間団体に委託し、困難を抱えた若年被害女性等からの相談を受け付けるとともに、未然防止のための夜間見回り等のアウトリーチ支援や、一時的な居場所の提供を行った。

施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援

①ひとり親家庭に対する支援

99			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への就業支援の充実	ひとり親等を対象とした就業相談、セミナーの開催、職業能力開発等の情報提供等のほか、職業能力開発講座を受講するひとり親等に対し、受講料の一部支給や受講中の生活費の助成等を実施する。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業（市町村分） ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施（①パソコン教室37日間・延319名参加、②マネープランセミナー2日間・延21名参加） ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業（町村分） ・高等職業訓練促進給付金 9名 ・自立支援教育訓練給付金 5名	○ひとり親家庭等日常生活支援事業（市町村分） ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・就業支援講座等の実施（①パソコン教室41日間・延297名参加、②マネープランセミナー2日間・延12名参加） ・就業相談員の配置 ○母子家庭自立支援給付事業（町村分） ・高等職業訓練促進給付金 7名 ・自立支援教育訓練給付金 7名
100			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等への経済的支援の充実	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子家庭等の母、父子家庭の父、児童又は寡婦に対し、福祉資金の貸付や医療費の助成を行う。	・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 実施市町村 33市町村 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 826件	・ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 実施市町村 33市町村 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 656件
101			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援策の周知	ひとり親家庭を対象とした各種支援策を周知するため、ひとり親家庭へ配布するリーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」を作成する。	以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図った。（20,000部配布） ・各市町村ひとり親家庭福祉主管課 ・公共職業安定所 ・県保健福祉事務所 ・県関係各課	以下の機関よりひとり親家庭へ配布し、各支援策の周知を図った。（16,000部配布予定） ・各市町村ひとり親家庭福祉主管課 ・公共職業安定所 ・県保健福祉事務所 ・県関係各課
102			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭への支援情報の提供	ひとり親家庭を対象とした総合的な支援情報を提供するポータルサイト「カナ・カモミール」を運営する。	ポータルサイト「カナ・カモミール」でのひとり親家庭への総合的な支援情報提供	ポータルサイト「カナ・カモミール」でのひとり親家庭への総合的な支援情報提供
103			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭SNS相談事業の実施	ひとり親家庭SNS相談を実施する。	SNS相談窓口の運営	ひとり親家庭SNS相談事業を実施した。
104			県土整備局	公共住宅課	母子・父子世帯の県営住宅入居における優遇	特に住宅に困窮する母子・父子世帯が、より多く県営住宅へ入居できるよう、20歳未満の子のいる母子・父子世帯が一般世帯向け住宅を申し込んだ場合、抽選時に当選率を優遇する。	一般の申込者と比較して、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍、抽選における当選率を優遇した。	一般の申込者と比較して、母子・父子世帯は、新築住宅で7倍、あき家で5倍、抽選における当選率を優遇する。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
②高齢女性に対する支援								
105			福祉子どもみらい局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。	福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 ・利用者数 844名 ・相談援助件数 39,425件 ・契約締結審査会 8回 ・実施主体(市町村社協)への巡回調査及び相談 4市8町 ・専門員・生活支援員等研修 9回	福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 ・利用者数 873名 ・相談援助件数 41,898件 ・契約締結審査会 8回(書面1回、オンライン1回) ・実施主体(市町村社協)への巡回調査及び相談 7市4町1村 ・専門員・生活支援員等研修 8回(オンライン)
106			福祉子どもみらい局	地域福祉課	カラーバリアフリー推進事業	事業者等に対してカラーバリアフリーに関する普及啓発を図るとともに、色覚障がい当事者による相談窓口の設置やアドバイザーを派遣し、公共的施設の案内板等の色使いに助言をする。	・色覚障がい当事者によるカラーバリアフリー相談事業の実施 4件	・色覚障がい当事者によるカラーバリアフリー相談事業の実施 8件 ・カラーバリアフリーの普及啓発のための講習会を開催(県・横浜市・川崎市が共催で実施する研修会の中で実施。オンライン開催)
107			福祉子どもみらい局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例推進体制整備事業	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組みを協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。	・バリアフリー街づくり推進県民会議 1回 ・バリアフリーフェスタかながわコーナー参加者数延べ1,449人 ・スタンプラリー達成者数262人 ・バリアフリー街づくり賞 ハード部門1件、ソフト部門2件受賞	・バリアフリー街づくり推進県民会議 1回 ・バリアフリーフェスタかながわの開催【コロナにより中止】 ・バリアフリー街づくり賞の実施【コロナにより中止】
108			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域ケア体制の充実	地域包括ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの設置・運営を推進するとともに、関係機関等との連携を図りながら、NPO・ボランティア等と協働を進めるなど地域での支え合いを推進し、地域ケア体制を充実する。	○地域包括支援センター設置(市町村) ○地域ケア多職種協働推進等事業として ・広域的な地域ケア会議:地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行った。 ・専門職員派遣事業:市町村単独では確保が困難な専門職員を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行った。	○地域包括支援センター設置(市町村) ○地域包括ケア推進事業として ・広域的な地域ケア会議:地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行った。 ・専門職員派遣事業:市町村単独では確保が困難な専門職員を派遣し、地域ケア会議や事例検討会における助言等を行った。
109			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業の推進	高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業を支援する。 ○権利擁護業務(包括的支援事業)・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ○任意事業・成年後見制度利用支援事業・地域自立生活支援事業	成年後見制度利用支援事業、介護相談員派遣等事業の実施(市町村)	成年後見制度利用支援事業、介護相談員派遣等事業の実施(市町村)
110	再掲	63	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・総合相談(キャリアカウンセリング) ・専門相談(創業、年金税金など) ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナー など シルバー人材センターの育成指導	シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング(総合相談) ・専門相談(創業、年金税金など) ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナー など シルバー人材センターの育成指導
111			県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、高齢者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R2) 年度事業実績
112			県土整備局	住宅計画課	高齢者に対する居住支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅の家主から、民間賃貸住宅への入居を拒まれることが多い高齢者等の住宅確保要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供。 要配慮者の居住支援にあつては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得し、居住支援活動をとりまく周辺環境を整えることにより、要配慮者の居住の安定確保を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の入居を拒まない住宅(セーフティネット住宅)として、2019(R元)年度末時点において260戸の登録を行うとともに、県民への情報提供を行った。 住宅政策及び福祉政策で、居住支援に携わる市町村職員が、居住支援に関する業務における知識習得と意識強化等を図るための講座を実施した。(2回、52名参加) 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録について大手不動産事業者と交渉することなどにより順調に増加し、目標を上回る9,530戸の登録があり、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図った。 住宅セーフティネット制度をはじめとした住宅政策及び福祉政策に携わる県及び市町村職員等を対象とした居住支援の意識強化等を図るための講座開催【コロナにより中止】
113			県土整備局	公共住宅課	県営住宅における高齢者に配慮した住宅の整備	高齢者等に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 建替団地1団地32戸、個別改善(手すり設置等の設備改善)4団地512戸の整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 建替団地1団地12戸の整備を行った。
114			県土整備局	公共住宅課	高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅を活用して多世代が居住し、高齢者が支え合う場や地域の保健・医療・福祉の拠点づくりを行い、高齢者等が健康で安心して住み続けられる「健康団地」として再生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康団地に取り組む団地住民を対象とした講習会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者支援の場として空き住戸の整備を行った。 団地住民を対象とした講習会の開催【コロナにより中止】

③障がいのある女性に対する支援

115	再掲	107	福祉子どもみらい局	地域福祉課	みんなのバリアフリー街づくり条例推進体制整備事業	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく実効性のある取組みを協議する場として、県内事業者の代表や関係団体、学識経験者等で組織するバリアフリー街づくり推進県民会議を開催する。また、同会議を中心として条例の普及啓発を図る。	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー街づくり推進県民会議 1回 バリアフリーフェスタかながわ コーナー参加者数延べ1,449人 スタンプラリー達成者数262人 バリアフリー街づくり賞 ハード部門1件、ソフト部門2件受賞 	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー街づくり推進県民会議 1回 バリアフリーフェスタかながわの開催【コロナにより中止】 バリアフリー街づくり賞の実施【コロナにより中止】
116	再掲	105	福祉子どもみらい局	地域福祉課	日常生活自立支援事業	県社会福祉協議会が実施する判断能力が不十分な高齢者や知的障がい者等の日常的な金銭管理や福祉サービスの利用のための支援に係る費用の一部を補助する。	福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 利用者数 844名 相談援助件数 39,425件 契約締結審査会 8回 実施主体(市町村社協)への巡回調査及び相談 4市8町 専門員・生活支援員等研修 9回 	福祉サービス利用支援、日常的な金銭管理・書類等預かりサービスによる各支援事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 利用者数 873名 相談援助件数 41,898件 契約締結審査会 8回(書面1回、オンライン1回) 実施主体(市町村社協)への巡回調査及び相談 7市4町1村 専門員・生活支援員等研修 8回(オンライン)
117			福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者の就労移行支援・就労継続支援	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動、職場体験等を通じ、一般就労に向けた知識・能力の向上のための訓練等を行う就労移行支援事業と、福祉的就労として生産活動の機会の提供やその他就労に必要な知識・能力向上のための訓練等を行う就労継続支援事業の利用を支援する。 就労移行支援に対する負担 就労継続支援に対する負担 	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担	就労移行支援及び就労継続支援の利用に係る費用の一部を市町村に対して負担
118			福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者就業・生活支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施した。(全障害保健福祉圏域8か所に設置) 支援対象者登録者数 5,142人 相談・支援件数 44,455件 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センターの設置・運営を、継続して実施(全障がい保健福祉圏域8か所に設置) 支援対象者登録者数 5,719人 相談・支援件数 48,641件
119			福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい児者の相談支援の充実	障がい児者の自立した生活や課題の解決に向けた適切なサービス利用を図るため、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うサービス等利用計画の作成や、その後のモニタリング(必要な見直しなど)を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成やモニタリングに要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 計画相談支援 障がい児相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス利用者へのサービス等利用計画の作成やモニタリングに要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 計画相談支援 障がい児相談支援

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019 (R元) 年度事業実績	2020 (R2) 年度事業実績
120			福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい児者の居宅生活支援の充実	障がい児者が地域で安心して暮らせるよう、必要な障害福祉サービスの利用を支援する。 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等 ・短期入所(ショートステイサービス)	・障がい児者の福祉サービスの利用に要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等 ・短期入所(ショートステイサービス)	・障がい児者の福祉サービスの利用に要する費用を給付する市町村に対し、負担金を交付 ・居宅介護(ホームヘルプサービス) ・生活介護等 ・短期入所(ショートステイサービス)
121			福祉子どもみらい局	障害福祉課	障害者地域活動支援センターに対する支援	地域で生活する障がい者にとって、最も身近な活動拠点となる地域活動支援センターに対し、その機能をより積極的に果たせるようにするため、市町村を通じて補助する。	1 地域活動支援センター機能強化事業(障害者地域生活支援事業費補助(市町村統合補助)の一部) 2 市町村障害者福祉事業推進補助金(障害者地域活動支援センター事業)	1 地域活動支援センター機能強化事業(障害者地域生活支援事業費補助(市町村統合補助)の一部) 2 市町村障害者福祉事業推進補助金(障害者地域活動支援センター事業)
122			産業労働局	①雇用労政課 ②産業人材課	障がい者の雇用促進施策	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進 ・職業能力の開発	①障がい者の雇用と職場定着の促進 ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座(個別訪問:1,081社、出前講座:42回) ・障害者雇用促進に向けフォーラム(回数:1回、参加者数:352人) ・障がい者雇用のための企業交流会(回数:5回、参加者数計:102人) ・精神障がい者雇用企業支援セミナー(回数:2回、参加者数計:49人) ・精神障害者職場指導員設置補助金(交付事業者:12事業者)等(新規) ・障がい者雇用のための企業向けガイドブックの作成(8,500部) ・障がい者が働く現場の見学会(回数:3回、参加者数計:39人) ②職業能力の開発 ・神奈川県障害者職業能力開発校における職業訓練(18コース154人)及び民間教育訓練機関等への委託訓練(29コース159人)を実施	①障がい者の雇用と職場定着の促進 ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座(個別訪問:697社、出前講座:26回) ・障害者雇用促進に向けたフォーラム(令和2年度は中止) ・企業向け障がい者雇用ワークショップ(回数:1回、参加者数14人) ・精神障がい者雇用企業支援セミナー(回数:2回、参加者数129人) ・精神障害者職場指導員設置補助金(交付事業者:12事業者) ・障がい者就労支援機関支援力向上研修(回数:4回、参加者数320人)等 ②職業能力の開発 ・神奈川県障害者職業能力開発校における職業訓練(10コース98人)及び民間教育訓練機関等への委託訓練(27コース83人)を実施【コロナにより一部コース中止】
123			県土整備局	公共住宅課	県営住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	障がい者に配慮した県営住宅の建替や改善を進める。	・個別改善(手すりの設置等の設備改善)4団地512戸の整備を行った。	・整備実績なし
124			県土整備局	住宅計画課	公的賃貸住宅における障がい者に配慮した住宅の整備	公営住宅においては、エレベーター設置を進めるとともに、既存住宅における段差解消や手すりの設置などにより、障がい者に配慮した住宅への改良を進める。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。	・市町村が公営住宅において国の交付金等を活用した住戸の改善等を行う際に、技術的な助言等の支援を行った。
④外国人女性に対する支援								
125			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	多言語によるDV相談の実施	民間団体と連携し、配偶者暴力相談支援センターで多言語によるDV相談を実施する。	7ヶ国語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語)によるDV相談を実施	7ヶ国語(英語、中国語、韓国語・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語)によるDV相談を実施。
126			国際文化観光局	国際課	多言語情報の提供	言葉による情報獲得の障壁をなくすため、外国籍県民にとって、必要な行政情報を多言語や、やさしい日本語で、情報紙やインターネットなどにより提供する。 ・外国籍県民のための多言語情報紙の発行 ・ホームページによる多言語情報の提供	○多言語情報紙「こんにちは神奈川県」の発行・年3回発行・発行部数:1回あたり20,300部・対応言語:英語ほか5言語・配布場所:県機関・市町村等約800箇所 ○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載 ○他課作成の多言語情報出版物の翻訳チェックを実施	○多言語情報紙「こんにちは神奈川県」の発行・年3回発行・発行部数:1回あたり20,300部・対応言語:英語ほか5言語・配布場所:県機関・市町村等約800箇所 ○県が提供する多言語情報をホームページに随時掲載

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
127-1			国際文化観光局	国際課	外国籍県民相談の実施	外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言、情報提供を行う。	○外国籍県民一般・法律相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ、川崎県民センター、県央地域県政総合センター ・対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語（実施場所により対応言語が異なる） ○外国籍県民教育相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ ・対応言語：中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語	○外国籍県民一般・法律相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ、川崎県民センター、県央地域県政総合センター ・対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語（実施場所により対応言語が異なる） ・実績：1,313件 ○外国籍県民教育相談 ・実施場所：地球市民かながわプラザ ・対応言語：中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語 ・実績：1,362件
127-2			国際文化観光局	国際課	外国籍県民情報支援の実施	外国籍県民の生活を支援するため、多言語支援センターを開設運営し、各種事業を実施する。また、災害時等において緊急情報を多言語化して発信する。	○多言語支援センターかながわの運営 ・実施場所：かながわ県民センター13階 ・対応言語：英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、ネパール語、タイ語、韓国・朝鮮語、インドネシア語、やさしい日本語 ○外国籍県民を支援する人材を育成する研修の実施 ○希少言語等専門人材の確保・育成 ○一般通訳支援 ○災害時外国籍県民支援	○多言語支援センターかながわの運営 ・対応言語：11言語、問合せ対応件数：13,185件 ○外国籍県民支援人材育成研修の実施：7回 ○希少言語等専門人材の確保・育成 ○一般通訳支援事業の実施 ・通訳派遣件数：331件、通訳協力者への研修：12回 ○災害時外国籍県民支援 ・災害時通訳ボランティア等研修の実施：3回
128			産業労働局	雇用労政課	外国人労働相談の実施	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、労働相談を実施する。	かながわ労働センター（本所）においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。（454件）	かながわ労働センター（本所）においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。相談件数：473件

⑤生活困窮者等の自立に向けた支援

129			福祉子どもみらい局	①③共生推進本部室 ②女性相談所	女性保護事業の実施	関係機関と連携しながら、「売春防止法」等に基づき、家庭環境の破綻、生活の困窮等、生活を営む上で困難な問題を有する女性に対し、一時保護、自立支援を実施する。	①②一時保護、自立支援の実施 ③一	①、②一時保護、自立支援の実施 ③民間団体に委託し、困難を抱えた若年被害女性等からの相談を受け付けるとともに、未然防止のための夜間見回り等のアウトリーチ支援や、一時的な居場所の提供を行った。
130			福祉子どもみらい局	女性相談所	女性電話相談の実施	日常生活上、様々な問題を抱える女性のための電話相談業務を実施する。	「女性電話相談室」相談受付	「女性電話相談室」相談受付
131			福祉子どもみらい局	生活援護課	生活困窮者自立支援事業	全県を対象とした生活困窮者自立支援制度の周知や相談支援員の資質の向上等に取り組む。生活困窮者自立支援法に基づき、県は町村在住の生活上の困難に直面している者に対し、地域において自立した生活ができるよう自立相談支援を実施する。	・制度周知用のチラシを25,000部、ポケットティッシュを20,000個作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内用のカードを7,000枚作成し、町村の各窓口にて自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修の回数を5回から9回に増やすとともに、県内各市の担当課長会議や担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、支援計画を作成、この支援計画に基づき、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。	・制度周知用のチラシを25,000部、ポケットティッシュを20,000個作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内用のカードを3,500枚作成し、町村の各窓口にて自立相談支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・コロナ対策のため、リモートにより県内の生活困窮者自立支援制度に係る従事者向けの研修を7回、生活困窮者支援に携わる団体や行政機関を対象としたネットワーク会議を4回開催したほか、書面により県内各市の担当課長会議や担当者会議を実施し、制度に関する情報共有や支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。 ・生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
⑥性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援								
132			①②福祉子ども みらい局 ③健康 医療局 ④産業 労働局	①共生推進本 部室 ②青少年課 ③がん・疾病 対策課 ④雇用労政課	NPO法人との 協働事業の 推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	①③④:LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかる県内人権担当者や関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等 ③:団体作成のリーフレット600部を64ヶ所へ1回配布) ②:行政との意見交換(9月3日子ども・若者支援連携会議(平塚ブロック)) 困難を有する若者の社会参加・就労支援のための課題・連携方策等について、意見交換を実施。地域の困難を有する若者相談・支援担当者40人が出席 ④LGBTの若者を対象としたキャリアカウンセリングを実施。(相談件数:8件)	①LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかるチラシ配布等 ②事業は令和元年度で終了。青少年センターで実施する指導員研修での講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等の依頼で連携。 ③LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかる県内人権担当者や関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等 ④LGBTの若者を対象としたキャリアカウンセリングを実施。(相談件数:3件)
133			福祉子ども みらい局	共生推進本部 室	人権施策推 進事業	性的マイノリティ(LGBT等)を含めた、人権がすべての人に保障される地域社会の実現のため、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。	性的マイノリティ支援として次の事業を実施した。 ・派遣型個別専門相談として相談員の派遣 36件 ・当事者向け交流会の開催 23回 ・企業向け研修の実施 2回 ・児童福祉施設の職員向け研修の実施 2回 ・宿泊施設向け研修の実施 5回(4社)	性的マイノリティ支援として次の事業を実施した。 ・派遣型個別専門相談として相談員の派遣 15件 ・当事者向け交流会の開催 4回【計18回の開催を計画していたがコロナにより一部中止】 ・企業向け研修の実施【コロナにより中止】 ・児童福祉施設の職員向け研修の実施 1回 ・宿泊施設向け研修の実施【コロナにより中止】
134			福祉子ども みらい局	①青少年セン ター ②青少年課	子ども・若者 総合相談事 業	かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)における電話、来所及びSNSによる相談を実施する。	性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについて電話、来所及びSNSによる相談を実施。 なお、SNSによる相談については、10月から実施。	性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについて電話、来所及びSNS(※)による相談を実施した。 ※SNSによる相談については、2020年5月から8月までは、昼間に加えて夜間の相談を国庫により実施。 【令和2年度実績】 性的マイノリティーの相談事例 ・電話相談8件、面接相談0件、LINE相談5件 (かながわ子ども・若者総合相談センター、県西部青少年サポート相談室、県地域青少年相談窓口の総計)
135			健康医 療局	精神保健福祉 センター	電話相談事 業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについての電話相談において対応。 性的マイノリティに関する相談1件。	性的マイノリティに関する相談を含めて、子ども・若者の悩みについての電話相談において対応。
136			教育局	総合教育セン ター	教育相談事 業	電話、来所、Eメールによる相談への対応	学校や家庭における子どもの様々な悩みや問合せについて、電話相談は6,924件、来所相談は5,078件、Eメール相談は85件に対応	学校や家庭における子どもの様々な悩みや問合せについて、電話相談は5,415件、来所相談は3,440件、Eメール相談は111件に対応
137	再掲	190	教育局	行政課	人権教育指 導者養成研 修講座の実 施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催
138	再掲	191	教育局	行政課	人権教育研 修講座の実 施	人権問題に対する正しい理解を深めるために校長、副校長、教頭、人権教育担当者等に研修を実施する。	・県立学校人権教育研修講座 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座 ・県市町村人権教育担当者研修会	・県立学校人権教育研修講座 ・県市町村人権教育担当者研修会 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座【コロナにより中止】

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援								
①女性の健康に対する支援								
139			健康医療局	医療課	周産期救急医療システムの充実	ハイリスクの妊婦から新生児までに対応する高度な救急医療体制を確保するため、県内を6ブロックに分けて周産期救急医療システムを整備するとともに、システムに参加する受入病院の運営費に対して助成する。	・周産期救急医療システムの安定的な運用	・周産期救急医療システムの安定的な運用
140			健康医療局	健康増進課	生涯を通じた女性の健康相談等の充実	生涯を通じた女性の健康の保持・増進を図るため、思春期・更年期等の女性のライフステージに応じた健康に関する相談を実施するとともに、不妊・不育に関する相談体制を整備する。また、健康状態に応じて的確な自己管理を行うことができるよう健康教育を実施する。	・思春期の男女・女性の健康相談と健康教育の実施 保健福祉事務所・センター（8か所） R1年 一般相談 随時629件 専門相談 21回 53件 集団指導 46件 3775人 ・専門医及び助産師による不妊・不育専門相談の実施 不妊・不育専門相談センター（年27日開設）	思春期の男女・女性の健康相談と健康教育の実施 保健福祉事務所 R2年 一般相談 542件 専門相談17回 34件 集団指導 16回 1086人 不妊・不育専門相談センター 年27回開設 総数104回 対面面接16回 オンライン面接22回 電話相談66回
141			健康医療局	健康増進課	妊娠・出産等に対する事業	・県ホームページにおける「妊娠SOSかながわ」の運営により、思いがけない妊娠に関する相談窓口等の情報提供を行う。 ・妊娠・出産の正しい知識の啓発のため、「丘の上のお医者さん」ホームページによる情報提供を行う。	・望まない妊娠等相談事業の実施 「妊娠SOSかながわ」電話相談（毎週水曜・木曜） 実人数145件 延べ件数156件 ・妊娠・出産の正しい知識に関する啓発の実施。 特設サイト「丘の上のお医者さん」による情報提供 特設Webサイト「丘の上のお医者さん」のアクセス数 7,595,756件 月平均アクセス数 632,979件	・望まない妊娠等相談事業（妊娠SOSかながわ）の実施 電話相談（毎週水曜・木曜）： 実人数115件 延べ件数145件 LINE相談（令和2年7月5日～10月4日の日曜、月曜）： 相談件数59件 ・妊娠・出産の正しい知識に関する啓発の実施。 特設サイト「丘の上のお医者さん」による情報提供 特設Webサイト「丘の上のお医者さん」のアクセス数 2,863,514件 月平均アクセス数 238,626件
142			健康医療局	健康増進課	妊娠・出産に関する知識の普及啓発	妊娠・出産に関する知識の普及啓発と、それらを踏まえたトータルのライフプランの構築を支援するために、各保健福祉事務所において、高校、大学や企業などにおける講演会を開催する。	・妊娠・出産の正しい知識に関する健康教育の実施 保健福祉事務所・センター（8か所） R1年 計83団体 参加者数7079人 内訳：○思春期の健康・身体の成長等に関する健康教育及び講演会の開催 54回 参加者数3,304（人） ○婦人科医、健康運動指導士等による女性の健康づくりについての健康教育 46回 参加者数3,775（人）	妊娠・出産に関する知識の普及啓発と、それらを踏まえたトータルのライフプランの構築を支援するために、各保健福祉事務所において、高校、大学や企業などにおける講演会を開催した。
143			健康医療局	健康増進課	未病女子対策推進事業	若い世代を中心に、痩せすぎや、女性特有のがんの増加など、女性の健康課題に対する関心と呼び起こすため、普及啓発イベントの開催やインターネット等による普及啓発を行う。	・かながわ女性の健康・未病サイト「未病女子navi」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・企業と連携し、健康に関する女性向けセミナーを実施 2回、382名参加	・女性の健康課題に対する普及啓発イベント「かながわ女性の健康 未病改善フェア」の開催【コロナにより中止】 ・かながわ女性の健康・未病サイト「未病女子navi」の運用等、普及啓発を実施 ・企業と連携し、健康に関する女性向けオンラインセミナーを実施 1回、133名参加
144			健康医療局	がん・疾病対策課	がん（子宮頸・乳房）予防の推進	がんを早期発見するために、がん検診の受診促進などの普及啓発やがん検診従事者の研修を行う。	・がん検診受診を普及啓発するリーフレットの作成・配布（50,000部） ・乳がん検診を普及啓発するイベントの実施（ピンクリボンかながわ2019共催） ・がん検診従事者研修の実施（3回） ・がん対策推進員制度の運用（2,451人） ・がん検診企業研修（17回）	・がん検診受診を普及啓発するリーフレットの作成・配布（50,000部） ・がん対策推進員制度の運用 ・がん検診企業研修（全12回） ・県公式のLINEアカウント「新型コロナ対策パーソナルアカウント」からがん検診受診勧奨案内を通知

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
145	再掲	150	スポーツ局	スポーツ課	スポーツ推進計画に基づくスポーツ推進の取組み	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。 ・3033運動の推進 ・県民スポーツ月間の設定、関連事業の実施 など	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。
146	再掲	151	健康医療局	健康増進課	未病対策普及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組を促進するため、未病センターの設置促進やインターネット等による普及啓発等を行う。	・「かながわ健康長寿ナビサイト」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開 ・未病センターの認証 累計66か所	・「かながわ未病改善ナビサイト」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開 ・未病センターの認証 累計71か所
147	再掲	152	健康医療局	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進する。	・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催 地域部会3回開催 ・自殺対策に係る庁内会議1回開催	・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催(書面開催) 地域部会3回開催(書面開催) ・自殺対策に係る庁内会議1回開催(書面開催)
148	再掲	153	健康医療局	精神保健福祉センター	自殺対策事業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。	○こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン) 9/10 伊勢原駅2階コンコース等 3,000部配付 ・自殺対策講演会の開催 9/21 伊勢原市中央公民館 115名参加 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施 261名受講修了 ○かながわ自殺対策推進センター事業の実施 ・ゲートキーパー養成研修 16,693名養成 ○多職種による包括相談会の実施 22組29名 ○こころ・つなげよう電話相談事業の実施 ・こころの電話相談(フリーダイヤル対応)8,310件 ○うつ病セミナーの実施 3/5 中止	○こころといのちのサポート事業(自殺対策)の実施 ・自殺予防に関する普及啓発(街頭キャンペーン)中止 ・自殺対策講演会中止 代替として小冊子いきるを支えるメッセージ3,000部配架 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修 中止 ○かながわ自殺対策推進センター事業の実施 ・ゲートキーパー養成研修 17,286名養成 ○多職種による包括相談会の実施 18組24名 ○こころ・つなげよう電話相談事業の実施 ・こころの電話相談(フリーダイヤル対応)8,371件 ○うつ病セミナー 中止
149	再掲	154	健康医療局	精神保健福祉センター	電話相談事業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	・「こころの電話相談」は、神奈川県全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)8,310件。 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)245件。	・「こころの電話相談」は、神奈川県全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日(祝日・年末年始は除く)9時から21時まで(受付20時45分まで)8,371件 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで(祝日を除く)326件

②男性の健康に対する支援

150			スポーツ局	スポーツ課	スポーツ推進計画に基づくスポーツ推進の取組み	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組む。	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。 ・3033運動の推進 ・県民スポーツ月間の設定、関連事業の実施 など	スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に関する施策に取り組んだ。
151			健康医療局	健康増進課	未病対策普及啓発事業	健康寿命の延伸に向けた未病改善の取組を促進するため、未病センターの設置促進やインターネット等による普及啓発等を行う。	・「かながわ健康長寿ナビサイト」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開 ・未病センターの認証 累計66か所	・「かながわ未病改善ナビサイト」の運営等、未病改善に関する普及啓発を実施 ・未病チェックシートの公開 ・未病センターの認証 累計71か所
152			健康医療局	がん・疾病対策課	自殺対策事業	「かながわ自殺対策計画」に基づき総合的な自殺対策を推進する。	・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催 地域部会3回開催 ・自殺対策に係る庁内会議1回開催	・かながわ自殺対策会議(政令市と共同開催/親会議)2回開催(書面開催) 地域部会3回開催(書面開催) ・自殺対策に係る庁内会議1回開催(書面開催)

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
153			健康医 療局	精神保健福祉 センター	自殺対策事 業	自殺対策の推進に向けて、県民に自殺対策の理解を深めてもらうための普及啓発事業や自殺対策に関する情報収集・提供、ネットワーク構築、市町村等の支援を行う「かながわ自殺対策推進センター」の運営、身近な存在として支えるゲートキーパーの人材養成、多職種による包括相談会など、関係機関、団体等と連携した自殺対策事業を実施する。	○こころといのちのサポート事業（自殺対策）の実施 ・自殺予防に関する普及啓発（街頭キャンペーン）9/10 伊勢原駅2階コンコース等 3,000部配付 ・自殺対策講演会の開催 9/21 伊勢原市中央公民館 115名参加 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修の実施 261名受講修了 ○かながわ自殺対策推進センター事業の実施 ・ゲートキーパー養成研修 16,693名養成 ○多職種による包括相談会の実施 22組29名 ○こころ・つなげよう電話相談事業の実施 ・こころの電話相談（フリーダイヤル対応）8,310件 ○うつ病セミナーの実施 3/5 中止	○こころといのちのサポート事業（自殺対策）の実施 ・自殺予防に関する普及啓発（街頭キャンペーン）中止 ・自殺対策講演会中止 代替として小冊子いきるを支えるメッセージ3,000部配架 ○かかりつけ医うつ病対応力向上研修 中止 ○かながわ自殺対策推進センター事業の実施 ・ゲートキーパー養成研修 17,286名養成 ○多職種による包括相談会の実施 18組24名 ○こころ・つなげよう電話相談事業の実施 ・こころの電話相談（フリーダイヤル対応）8,371件 ○うつ病セミナー 中止
154			健康医 療局	精神保健福祉 センター	電話相談事 業	フリーダイヤルのこころの電話相談での、こころの健康に関する悩みについての相談対応	・「こころの電話相談」は、神奈川県全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）9時から21時まで（受付20時45分まで）8,310件。 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで（祝日を除く）245件。	・「こころの電話相談」は、神奈川県全域を対象に、こころの健康に関してフリーダイヤルで電話相談を実施。月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）9時から21時まで（受付20時45分まで）8,371件 ・「依存症電話相談」は、依存症にかかわる相談を専用回線にて実施。月曜日 13時30分から16時30分まで（祝日を除く）326件
③エイズ・性感染症等に対する支援								
155			健康医 療局	医療危機対策 本部室	エイズ対策促 進事業	・HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染予防を推進するため、かながわレッドリボン運動、青少年エイズ・性感染症の予防講演会、啓発イベントなどを実施し、県民のエイズ（性感染症を含む）に関する正しい理解と行動への普及啓発を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の歯科診療推進のため、医療機関の紹介や研修を行い、県内のHIV歯科診療体制の充実を図る。 ・HIV感染者・エイズ患者の診療推進のため、研修を行い、医療従事者の意識啓発を図る。	・かながわレッドリボン運動：年3回強化月間を設定し推進を図った ・青少年エイズ・性感染症予防講演会：中学・高校にて開催し予防啓発を図った ・地域エイズ予防啓発事業：各保健福祉事務所・センターを中心として、地域に根ざした予防啓発を図った ・エイズ歯科診療推進事業：医療体制の構築及び歯科診療照会制度の推進を図った（神奈川県歯科医師会委託） ・エイズ治療症例研究会開催事業：医療従事者向けの研修を実施し、診療体制の充実を図った（神奈川県医師会委託）	・HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染予防を推進するため、かながわレッドリボン運動、青少年エイズ・性感染症の予防講演会、啓発イベントなどを実施し、県民のエイズ（性感染症を含む）に関する正しい理解と行動への普及啓発を図った。 ・HIV感染者・エイズ患者の歯科診療推進のため、医療機関の紹介や研修を行い、県内のHIV歯科診療体制の充実を図った。 ・HIV感染者・エイズ患者の診療推進のため、研修を行い、医療従事者の意識啓発を図った。
156			健康医 療局	医療危機対策 本部室	HIV抗体検査 及びエイズに 関する相談事 業	HIV感染の予防及び早期発見や、感染者及びその家族の社会的・精神的問題を軽減するため、即日検査事業やカウンセリングを実施し、HIV・検査相談体制の充実を図る。	・外国籍県民エイズ相談 設置数：1カ所（特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター委託） ・HIV保健センター設置数：1カ所（健康危機管理課）要請に応じてカウンセラーを派遣 ・HIV検査を7カ所を実施 保健福祉事務所・センター5カ所とHIV即日検査センター2カ所	HIV感染の予防及び早期発見や、感染者及びその家族の社会的・精神的問題を軽減するため、即日検査事業やカウンセリングを実施し、HIV・検査相談体制の充実を図った。
157			教育局	保健体育課	性に関する指 導・エイズ教 育の推進	性に関する指導・エイズ教育について研修し、教育の指導力の向上を図る。	・性に関する指導・エイズ教育に関する研修講座の開催 小・中・高等学校、特別支援学校の教職員対象 12月4日に実施し126名が参加	・性に関する指導・エイズ教育に関する研修講座の開催【コロナにより中止】

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
④「人生100歳時代」に向けた取組み								
158			政策局	いのち・未来 戦略本部室	「人生100歳 時代の設計 図」推進事業	人生100歳時代において、子どもから大人まで生き生きと充実した人生を送ることができるよう、県が市町村、大学、民間企業、NPO等と連携し、「学びの場」や「活動の場」の創出に向けて取り組み、コミュニティに参加しやすい環境づくりを行う。	○「かながわ人生100歳時代ネットワーク」の運営 【ネットワーク参画団体の拡大】 ・2018年度(75団体) ・2019年度(91団体)※16団体追加 【3つのプロジェクト】 ・「カッコイイおとなプロジェクト」 多世代交流型イベント等の開催(5回実施) ・「生涯現役マルチライフ推進プロジェクト」 セカンドキャリアづくりに向けた企業内研修プログラムの開催(3社で開催) ・「ご近所ラボプロジェクト」 シニア向け「スマホ教室」の開催(1回開催) 【この指とまれプロジェクト】 ・ネットワークメンバーが個々にプログラムを企画・提案し、そこに他のメンバーが協力してプログラムを自走させていく「この指とまれプロジェクト」を試行実施。多世代交流や高齢者の参加を後押しするプログラムなど計7件を実施。 ○「かながわ人生100歳時代ポータル」の運営 ・ポータルサイトの年間ページビュー数 133,393PV【実績値】 ○大学と連携したセミナーの開催 ・3講座開催、延べ99人参加 ※コロナの影響により一部が令和2年度に繰越となった。 ○フォーラムの開催 ・101人参加 ○ワークショップの開催 ・1大学で学生向けに実施、7人参加	○かながわ人生100歳時代ネットワークの運営 【この指とまれプロジェクトの実施】 ・子どもに学びの場を提供するプログラムなど、計13件の提案があったものの、コロナの影響によりほとんどのプロジェクトが未実施となった。 【ネットワークメンバーの拡大】 ・2020年度(102団体)※11団体追加 ○神奈川県×Peatix特設ページ「好きかも！を見つけよう※」での情報発信 ・年間ページビュー数 59,420PV【実績値】 コロナの影響で多くのイベントや講座等の開催が大幅に減少した結果、ページビュー数も減少 ※「かながわ人生100歳時代ポータル」は令和元年度で休止。令和2年度以降は、PeatixJapan(株)(令和元年8月21日に県と協定締結)が運営するイベント・コミュニティ運営サービス「Peatix」の中に開設された特設ページ「好きかも！を見つけよう」にコンテンツを移管。 ○大学と連携したセミナーの開催(繰越分) ・コロナの影響により、令和元年度から繰越となったセミナーの一部を資料送付にて実施。 ○フォーラムの開催 ・コロナの影響により、フォーラムの実施は見送った。
159			政策局	かながわ県民 活動サポート センター	かながわボラン タリー活動 推進事業	「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した事業による支援を通して、公益を目的とした事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進する。	・協働事業負担金事業の実施 ・ボランティア活動補助金事業の実施 ・ボランティア活動奨励賞事業の実施 ・ボランティア団体成長支援事業の実施	・協働事業負担金事業の実施 ・ボランティア活動補助金事業の実施 ・ボランティア活動奨励賞事業の実施 ・ボランティア団体成長支援事業の実施
160			政策局	かながわ県民 活動サポート センター	コミュニティ・ カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取り組みを行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	・主催講座 20講座実施 ・連携講座 16講座実施	・主催講座 16講座実施 (新型コロナウイルス感染拡大のため一部講座を中止) ・連携講座 14講座実施 (新型コロナウイルス感染拡大のため一部講座を中止) ・特別講座 1講座実施
161			産業労働局	産業振興課	シニア起業家 支援事業	人生100歳時代を見据えて、シニア層による起業を積極的に生み出していくため、シニアを対象としたビジネスコンテスト等を開催する。	ビジネスプラン・ブラッシュアップセミナーの開催(3回開催、参加者:53名) ・ビジネスプランコンテストの開催(応募申込み件数:70件)	新型コロナウイルスの影響により中止 シニア層からの起業に関する相談があった際は、神奈川産業振興センターや各地の産業振興財団の窓口を案内した。また県が実行委員として参画している、神奈川産業振興センター主催の「かながわビジネスオーデイション」にて、シニアからのビジネスプランを表彰する特別賞を設けており、応募を促した。
162			教育局	高校教育課	ハイスクール 人材バンク事 業	学校の教育力の向上を図り、生徒一人ひとりに目の行き届いた教育支援を推進するため、専門的・実践的な知識を有する民間企業経験者や豊富な社会経験を有する地域人材などを活用する。	サポートティーチャー等の配置	スクールキャリアカウンセラー等の配置

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
163			教育局	生涯学習課	県立社会教育施設の取組み	多様化・高度化する県民の学習ニーズに応えるため、金沢文庫や生命の星・地球博物館などの県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座を実施するなど、生涯学習を推進する。	県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座等を実施した。	県立社会教育施設において、各施設の機能と特色をいかした講座等を実施した。 なお実施の可否は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて判断し、実施する場合は感染防止対策に万全を期した上で実施した。
164			教育局	県立図書館	「人生100歳時代」を支える県立図書館事業	「人生100歳時代の設計図」における「学び直し」の視点から県立図書館の強みを生かした施策展開をする。	就職準備も含め、様々な社会参加の機会に必要なコミュニケーション力を養う講座①大人の社会科：仕事に活きる“聴く力”講座（入門編）②大人の社会科：仕事に活きる“聴く力”講座（技術編）を開催した。 また、「学び直し」にかかる資料は、「自分に相応しいテーマを見つける」ための資料として、各分野の課題や最新状況が判るような入門書や平易な論文集を収集したほか、上記講座の内容に関連した資料を購入した。	コロナ禍で外出自粛が求められる中でできる自己啓発の提案として、動画「withコロナ時代にデジタルアーカイブ・ミュージアムで楽しむ、博物館・美術館・図書館」を配信した。 また、「学び直し」にかかる資料は、「自分に相応しいテーマを見つける」ための資料として、各分野の課題や最新状況が判るような入門書、平易な論文集などを収集した。
165	再掲	178	福祉子どもみらい局	共生推進本部	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じたキャリア（生涯にわたる生き方）を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・高校生向け啓発冊子の改定 ・高校生・大学生向けに啓発冊子等を印刷、配布（高校生向け80,000部／大学生向け2,800部） ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣（派遣回数：2大学にて計5回） ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：2高校にて計3回） ・中学生向けプログラム・教材の企画・作成	・高校生・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校及び中学校教員向けリーフレットの作成 ・大学向け外部講師派遣、高校向け出前講座、中学校向け出前講座の実施【コロナにより中止】
166	再掲	63	産業労働局	雇用労政課	中高年齢者の就業支援	求職中の中高年齢者、定年退職前後の方を対象に、多様な働き方の支援を実施する。	シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・総合相談（キャリアカウンセリング） ・専門相談（創業、年金税金など） ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナー など シルバー人材センターの育成指導	シニアジョブスタイル・かながわにおける40歳以上の方を対象とした相談等の実施 ・キャリアカウンセリング（総合相談） ・専門相談（創業、年金税金など） ・適性診断 ・地域出張相談 ・再就職支援セミナー など シルバー人材センターの育成指導

重点目標4 男女共同参画社会実現に向けた意識改革と基盤整備

施策の基本方向1 固定的性別役割分担意識解消のための意識改革

①男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

167			福祉子どもみらい局	共生推進本部	メディアにおける男女共同参画社会実現のための施策の推進	メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は極めて大きいため、男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの側の人権に関する正しい理解と社会への影響力の認識、それに基づく適切な対応が不可欠であることを鑑み、国に対して提案を行う。	メディアに対し、男女共同参画に関する理解や自主的取組みを促すなど、働きかけを強化することについて、国へ提案を行った。	メディアに対し、男女共同参画に関する理解や自主的取組みを促すなど、働きかけを強化することについて、国へ提案を行った。
168			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・会議	かながわ男女共同参画センターの事業及び各市町村の事業について情報や、事業を進める上での悩みを共有することにより、効果的な事業展開を推進するとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携強化を図る。	男女共同参画施策推進者研修・会議の実施(1回/28名)	男女共同参画施策推進者研修・会議の実施(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため研修は中止・会議は書面開催)
169			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画フォーラム	男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、男女共同参画社会の実現を推進するため、講演会等を実施する。	男女共同参画フォーラムの実施(主催：藤沢市/106名)	男女共同参画フォーラムの実施【コロナにより中止】

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
170			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や学校等において、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。	男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。
171	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 全体会議の開催 啓発講座等の実施(21回/1,753名) かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会の開催 かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,500部) サポーター登録の推進(37名(令和2年3月31日時点)) 学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信(3社、2校参加) 女性の活躍応援サポーターステップアップセミナー&交流会(1回/21名) 	<ul style="list-style-type: none"> 全体会議の開催【コロナにより中止】 啓発講座等の実施(6回/495名) かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会【コロナにより中止】 かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,000部) 女性の活躍応援サポーター登録の推進(41名(令和3年3月31日時点)) 応援サポーター企業交流会(1回/14名) 学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信【コロナにより中止】 かながわ女性の活躍応援団ウェブサイトの改修
172	再掲	217	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	地域における啓発活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた事業を実施する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施(市町村と調整の上実施)(22回/1,140人)	男女共同参画推進市町村連携事業の実施(市町村と調整の上実施)(6回/143人)

②男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

173			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画に配慮した行政刊行物の作成	行政自らが行う広報や県民に提供する刊行物等について、人権や男女共同参画の観点から適切な表現をするように配慮する。	男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談を実施した。	男女共同参画の視点から適切な表現がされるよう、行政刊行物を作成する際の相談を実施した。
174			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する行政資料等の提供	男女共同参画に関する行政資料等を収集・整理し、県民の利用に供する。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理、貸出を含めた情報提供 インターネットを利用した蔵書検索や資料・交流コーナー情報の提供 講座、セミナー等に関連した図書紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画などに関する行政資料等の収集、整理、貸出を含めた情報提供 インターネットを利用した蔵書検索や資料・交流コーナー情報の提供
175			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」の発信	男女共同参画についての情報と、かながわ男女共同参画センターの事業等を掲載した広報誌「かなテラスレポート」の発信	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」を作成し、ホームページ上で発信(年3回)	かながわ男女共同参画センターだより「かなテラスレポート」を作成し、ホームページ上で発信(年4回)
176			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画に関する調査研究・情報発信	男女共同参画の推進を図るため、当センターや関係部局、市町村等の施策や事業に必要なデータの提供や、男女共同参画社会を推進するための課題解決に向けた調査研究・情報発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわジェンダーダイバシティ・データベース」の作成・公表 男女共同参画に関する調査研究の実施及び報告(「パパと会社のIKUKYU GUIDE(育休ガイド)」の発行) 	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわジェンダーダイバシティ・データベース」の作成・公表 男女共同参画に関する調査研究の実施(テーマ:ヨーロッパ諸国における女性の就業継続とキャリアアップの取組、報告書は令和3年度完成予定)
177	再掲	170	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画研修用教材の提供	市町村や学校等において、男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。	男女共同参画について一般向けと高校生向けの研修用教材(powerpoint版)を用意し、それぞれ希望に応じて提供。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
施策の基本方向2 子ども・若者に向けた意識啓発								
①子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成								
178			福祉子どもみらい局	共生推進本部	大学等におけるライフキャリア教育の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に合ったキャリア（生涯にわたる生き方）を選択できるよう、大学等におけるライフキャリア教育を支援する。	・高校生向け啓発冊子の改定 ・高校生・大学生向けに啓発冊子等を印刷、配布（高校生向け80,000部／大学生向け2,800部） ・大学へのライフキャリア教育外部講師派遣（派遣回数：2大学にて計5回） ・高校におけるライフキャリア出前講座の実施（実施回数：2高校にて計3回） ・中学生向けプログラム・教材の企画・作成	・高校生・大学生向けに啓発冊子を印刷、配布 ・高校及び中学校教員向けリーフレットの作成 ・大学向け外部講師派遣、高校向け出前講座、中学校向け出前講座の実施【コロナにより中止】
179			福祉子どもみらい局	共生推進本部	男女共同参画教育の推進	子どもの頃から男女共同参画意識を育むため、男女共同参画教育参考資料を作成し、政令市内を除く県内の全小学校に配布する。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校（5年生を対象）に配布した（29,260部作成、342校に配布）。	男女共同参画教育参考資料「こんな子いるよね」を、横浜・川崎・相模原市を除く県内の全小学校（5年生を対象）に配布した（29,600部作成、342校に配布）。
180			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	メディアリテラシー講座の開催	人権の尊重や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から主体的に読み解き、評価する能力の向上を図るための講座を実施する。	メディアリテラシー講座（中高生向け）の実施（7回/1,516名）	メディアリテラシー講座（中高生向け）の実施（1回/136名）
181			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	若年層向け普及啓発事業	今後の働き方を考えてもらう機会とするため、「かながわ女性の活躍応援団」と連携して啓発講座等を実施する。	男子学生向け啓発講座の実施（1回/11名）	中学校で「ジェンダー平等について考える」講座の実施（1回/26名）
182			福祉子どもみらい局	青少年課	青少年有害情報閲覧防止等対策の促進	青少年保護育成条例では、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧すること等を防ぐため、青少年の携帯電話等にフィルタリングの設定を促進するための規定を設けており、事業者への指導や保護者等への周知啓発を実施する。	・立入調査等の実施 青少年保護育成条例に基づく、携帯電話販売店、インターネットカフェ等への立入調査、指導等の実施 ・広報啓発 条例周知用リーフレット等の作成・配布、社会環境健全化推進街頭キャンペーンにおける資料配布等	・立入調査等の実施 青少年保護育成条例に基づく、携帯電話販売店、インターネットカフェ等への立入調査、指導等の実施 ・広報啓発 条例周知用リーフレット等の作成・配布 ・SNSトラブル防止対策 県内私立高等学校とのSNSトラブル防止啓発動画・ポスターの作成
183			教育局	高校教育課	キャリア教育の推進 [生徒向け]	生徒の望ましい勤労観・職業観を育てるとともに、生徒一人ひとりが、固定的な性別役割にとらわれず、個性と適性に合った進路を選択できるよう、各校ごとのキャリア教育実践プログラムや就業体験などの体験活動の充実を進めるとともに、かながわキャリア教育体験発表会の開催などの取組みを通じて、キャリア教育の推進・進路指導の充実を図る。	・全県立高校におけるキャリア教育の推進 ・就業体験活動の拡充 ・「県立高等学校等進路指導説明会」の開催 ・「かながわキャリア教育体験発表会」の開催	・全県立高校におけるキャリア教育の推進 ・「県立高等学校等進路指導説明会」の書面開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、就業体験活動の中止、及び会議は書面開催とした
184			教育局	生涯学習課	家庭教育の重要性への理解を深めるための支援	子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う「家庭」の教育力の充実のための学習資料を発行し、男女平等意識などについても中学生の保護者等に対し必要な情報提供・啓発を行う。	家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成と配付 ・内容 思春期の特徴、子どもと保護者の関係、保護者の役割等 ・配付対象 中学新入生の保護者（政令市を除く） ・発行部数 43,000部	家庭教育学習資料「家庭教育ハンドブック すこやか」の作成と配付 ・内容 思春期の特徴、子どもと保護者の関係、保護者の役割等 ・配付対象 中学新入生の保護者（政令市を除く） ・発行部数 42,000部

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
185			選挙管理委員会	選挙管理委員会	選挙啓発事業	各種選挙が公正かつ適正に行われるように、選挙人、特に若年層の政治意識を高めるために行う。	・児童・生徒を対象としたポスターコンクールを実施し、2,077点の応募があった。 ・県ホームページ内「18歳選挙権特設ページ」による啓発を行った。	・児童・生徒を対象としたポスターコンクールの実施。1,189点の応募があった。 ・県ホームページ内「18歳選挙権特設ページ」による啓発を行った。
186	再掲	54	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	「職場における男女共同参画」研修用教材の提供	市町村職員等が職場における男女共同参画について理解を深め、男女共同参画に向けた取組みを進めることのできる研修用教材を提供する。	「職場における男女共同参画」について一般向けの研修用教材（Power Point版）を用意し、それぞれ希望に応じて提供	「職場における男女共同参画」に加え、「職場におけるアンコンシャス・バイアス～男女共同参画の視点から～」の研修用教材を新規作成し、それぞれ希望に応じて提供

②学校現場における基盤整備

187			教育局	行政課	スクール・セクハラ防止対策	スクール・セクハラ防止に取り組む。	・スクール・セクハラ相談窓口による相談の実施 ・教職員向け啓発資料の配付 ・児童・生徒向け啓発資料の配付 ・教育実習生向け啓発用チラシを配付 ・県立学校掲示用の啓発ポスターを配付 ・県立高等学校（全日制・定時制・通信制）、県立中等教育学校（後期課程）、県立特別支援学校（高等部）のすべての生徒を対象に、アンケートを実施。 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 ・外部講師への報償費の負担、講師の派遣	・スクール・セクハラ相談窓口による相談の実施 ・教職員向け啓発資料の配付 ・児童・生徒向け啓発資料の配付 ・教育実習生向け啓発用チラシを配付 ・県立学校掲示用の啓発ポスターを配付 ・県立高等学校（全日制・定時制・通信制）、県立中等教育学校（後期課程）、県立特別支援学校（高等部）のすべての生徒を対象に、アンケートを実施。 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 ・外部講師への報償費の負担、講師の派遣【コロナにより講師の派遣は中止】
188			教育局	行政課	人権教育の推進	人権が真に尊重される社会の実現をめざし、学校・地域等において、より充実した人権教育が推進できるよう人権教育の指導者を養成することを目的とした人権教育指導者養成研修講座を実施し、その中に「女性の人権について」というテーマを設ける。また、県立学校人権教育校内研修会に対し、講師の派遣などの支援を行う。	・人権教育指導者養成研修講座 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 外部講師への報償費の負担、講師の派遣（県立学校172校対象） ・人権教育ハンドブックをホームページに掲載し研修会等で活用する。県立学校掲示用の啓発ポスターを配付。児童・生徒向け人権学習ワークシート集を配付。	・人権教育指導者養成研修講座 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座【コロナにより中止】 ・県立学校人権教育校内研修会に対する支援 外部講師への報償費の負担、講師の派遣（県立学校169校対象）【コロナにより講師の派遣は中止】 ・人権教育ハンドブックをホームページに掲載し研修会等で活用する。県立学校掲示用の啓発ポスターを配付。人権学習のための参加体験型学習プログラム集の配付。
189			教育局	行政課	男女共同参画推進教育研修の充実	教職員の意識啓発と男女共同参画教育を实践する上での課題解決を図るため、男女共同参画教育についての研修を行う。	・人権教育指導者養成研修講座 ・県立学校人権教育研修講座 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座 ・県市町村人権教育担当者研修会	・人権教育指導者養成研修講座 ・県立学校人権教育研修講座 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座【コロナにより中止】 ・県市町村人権教育担当者研修会
190			教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催
191			教育局	行政課	人権教育研修講座の実施	人権問題に対する正しい理解を深めるために校長、副校長、教頭、人権教育担当者等に研修を実施する。	・県立学校人権教育研修講座 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座 ・県市町村人権教育担当者研修会	・県立学校人権教育研修講座 ・県市町村人権教育担当者研修会 ・県立学校人権教育スキルアップ研修講座【コロナにより中止】
192			教育局	高校教育課	性差によらない名簿の導入の推進	学校での活動全般にわたり、男女平等・人権尊重の基盤に立った人間形成を図るため、性差によらない名簿の導入を進める。	全ての学校で「性差によらない名簿」を導入。	全ての学校で「性差によらない名簿」を導入

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
193			教育局	総合教育センター	男女平等教育研修の充実	男女平等教育についての意識の啓発を図り、学校においてその推進に役立てるため、男女平等教育に係る研修講座を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「初任者研修講座」講義「人権教育」の実施（受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭） ・「新任教頭研修講座（県立学校）」講義「人権教育の推進」の実施（1回）68名受講 ・「新任指導主事研修講座」講義「人権教育の推進」の実施（1回）119名受講 	<ul style="list-style-type: none"> ・「初任者研修講座」講義「人権教育」をオンライン（オンデマンド型）にて実施（受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭）935名受講 ・「中堅教諭等資質向上研修講座」講義「人権教育」をオンライン（オンデマンド型）にて実施（受講対象者 小・中・高・中等教育・特別支援学校の教諭、養護教諭、自立活動教諭、栄養教諭）1086名受講 ・「新任教頭研修講座（県立学校）」講義「人権教育の推進」をオンライン（オンデマンド型）にて実施 41名受講 ・「新任指導主事研修講座」講義「人権教育の推進」をオンライン（オンデマンド型）にて実施 101名受講
194			教育局	総合教育センター	教育相談の実施	学校・家庭・地域における、いじめや不登校、子育てに伴う保護者の悩みや教育上の課題について、助言や情報の提供、カウンセリング、コンサルテーション、医療相談等を通して、教育的・心理的な支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・発達等に関する教育相談を電話、来所、Eメール、学校訪問等で受け、計12,876件に対応 ・24時間子どもSOSダイヤルは2,425件に対応 ・コンサルテーションとして、学校訪問を59校で実施 ・教職員等が精神科医に相談する医療相談を18件実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・発達等に関する教育相談を電話、来所、Eメール、学校訪問等で受け、計9,288件に対応 ・24時間子どもSOSダイヤルは1,826件に対応 ・コンサルテーションとして、学校訪問を26校で実施 ・教職員等が精神科医に相談する医療相談を21件実施
195			教育局	総合教育センター	キャリア教育の推進 [教員向け]	県立学校及び中等教育学校において、固定的な性別役割にとらわれることなく、社会的・職業的自立に必要な資質・能力を育てるキャリア教育プログラムの充実を図るため、キャリア・シチズンシップ教育に係る教員研修を実施	「キャリア・シチズンシップ教育研修講座」の実施	「キャリア・シチズンシップ教育研修講座」（全1回、半日日程）の実施（受講対象者 高・中等教育の総括教諭または教諭、各課程1人）148名受講

施策の基本方向3 育児・介護等の基盤整備

①育児等の基盤整備

196			福祉子どもみらい局	共生推進本部	講座・フォーラム等における託児室の設置促進	子育て期の親が、育児を心配することなく講座・フォーラム等に参加できるよう、託児の設置を促進するため、「県が実施する事業における託児に関する方針」の周知を行うとともに、実施状況等について把握・周知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「県が実施する事業（講座、フォーラム等）における託児に関する方針」の周知を行った。 ・実施状況調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「県が実施する事業（講座、フォーラム等）における託児に関する方針」の周知を行った。 ・託児室設置状況調査を実施した。
197			福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育所等の整備促進	待機児童を解消するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援する。	待機児童の削減のため、引き続き保育環境の整備を推進していく市町村を支援	待機児童の削減のため、引き続き保育環境の整備を推進していく市町村を支援
198			福祉子どもみらい局	次世代育成課	県条例による企業の子育て支援の促進	県条例に基づき、子育て支援の取組みを進める企業の認証制度に取り組む。	従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図った。（R1年度認証件数…3件）	従業員のための子ども・子育て支援を制度化している事業者を県が認証し、その取組みを登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な職場環境の整備を図った。（R2年度認証件数…7件）
199			福祉子どもみらい局	次世代育成課	多様なニーズに対応した保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、保育所が行う延長保育、病児保育などの保育サービスの拡充を図る。	保護者等の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭や子どもに対する子育て支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村が地域のニーズに合った事業を円滑に行うことができるよう、市町村に対して支援を行った。	保護者等の就労の有無にかかわらず、すべての子育て家庭や子どもに対する子育て支援を充実するため、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村が地域のニーズに合った事業を円滑に行うことができるよう、市町村に対して支援を行った。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
200			福祉子どもみらい局	次世代育成課	放課後児童対策の充実	保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施推進する経費を市町村に対して助成する。	放課後児童クラブを設置・運営している市町村に対し、放課後児童クラブの運営費助成を継続	放課後児童クラブを設置・運営している市町村に対し、放課後児童クラブの運営費助成を行った。
201			福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育士をはじめとした子育て支援人材の確保育成	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回目の保育士試験として、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験を実施し、県内の保育士確保を図る。 ・一定の経験を積んだ保育士等を対象に、アレルギー、虐待、乳児保育など各分野のスペシャリスト(保育エキスパート)等を養成し、保育の質の公表と就業継続の支援を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特区を活用した県独自保育士試験の実施 ・保育エキスパート等の養成 ・保育士・保育所支援センターの運営等 ・子育て支援員研修の実施 ・放課後児童支援員認定資格研修の実施 	<p>全国共通の試験(年2回)に加えて、年3回目となる県独自の地域限定保育士試験を実施し、2,591人の受験者、410人の最終合格者があった。</p> <p>8分野計60講座、定員6000人規模での研修を実施した。</p> <p>保育エキスパート等研修を実施するにあたっての、保育士が研修に出席する際の代替保育士の雇用経費を補助した。</p> <p>計4回の就職相談会や就職支援セミナーを開催し、無料職業紹介事業も含めた採用実績は、計102名であった。</p> <p>3期、計25コース研修を開催、1,095人が受講した。</p> <p>5地域において年16回研修を開催し、1,168人の修了認定を行った。</p>
202			福祉子どもみらい局	次世代育成課	待機児童対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業の卒園時の受け皿を確保するとともに保育の質の向上を図るため、保育所・認定こども園に加え、新たに幼稚園を対象に、連携に要する経費の一部を補助する。 ・待機児童の8割を占める0～2歳児の保育所等への受入れを促進するため、年度途中に定員超過して受け入れるための保育士を年度当初から雇用する保育所等に対し、保育士の雇用経費を補助する。 ・待機児童対策を推進するため、保育所の緊急整備や認定こども園の整備等を支援する市町村に対して補助する。 ・認可外保育施設に対して、重大事故の防止を目的とした研修の実施や、睡眠中、食事等の重大事故が発生しやすい場所での巡回指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助の実施により、保育所等と地域型保育事業者の連携成立率の向上を図った。 ・低年齢児受入対策緊急支援事業費補助事業の実施により、待機児童の多くを占める0～2歳児の待機児童解消を図った。 ・引き続き保育所の緊急整備等を支援する市町村に対して補助することで、保育の受け皿確保を図った。 ・巡回指導支援員が定期的に認可外保育施設に巡回指導を行うことで、重大事故の未然防止を図った。 ・都市部など局地的に高騰した賃借料に対する補助を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業連携対策緊急支援事業費補助は廃止 ・低年齢児受入対策緊急支援事業費補助事業の実施により、待機児童の多くを占める0～2歳児の待機児童解消を図った。 ・賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、都市部など局地的に賃借料の実勢価格と公定価格の額が乖離している地域について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資した。 ・引き続き保育所の緊急整備等を支援する市町村に対して補助することで、保育の受け皿確保を図った。 ・死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援を行った。
203			福祉子どもみらい局	次世代育成課	幼児期の教育・保育の提供体制の確保・充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する保育所・幼稚園・認定こども園への給付費の一部を負担する。 ・病気や病後の児童を保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等の付設スペースで預かるための施設整備や事業に取り組む市町村に対して補助する。 ・保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校就学児童に放課後の居場所を提供するため、放課後児童クラブの施設整備や運営に取り組む市町村に対して補助する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援法に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するよう支援した。 ・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援法に基づき、市町村が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するよう支援した。 ・病児保育事業を行うために必要な施設整備等を支援する市町村に対して補助することで、病児、病後児の受け皿確保を図った。
204			健康医療局	医療課	院内保育の推進	看護職員等の子育てを支援することにより、看護職員等の就業の継続や再就職の促進を図るため、院内保育事業運営費のうち、保育士等の給与費の一部を補助する。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象: 日赤、厚生連、共済組合、学校法人、医療法人等 ・補助件数: 119施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象: 日赤、厚生連、共済組合、学校法人、医療法人等 ・補助件数: 122施設

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
205			産業労働局	雇用労政課	家事支援外国人受入事業	女性の活躍促進や家事支援ニーズへの対応等の観点から、国家戦略特別区域制度を活用して、外国人家事支援人材の試行的受入れを行う。	「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行った。	「第三者管理協議会」において、事業が適正に行われるよう事業実施の確認、監督等を行った。
206			福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の地域開放事業の促進	地域との連携を深めるため、保護者に対する教育相談事業や地域とのふれあい交流事業などを行う私立幼稚園等に対し補助する。	地域開放を実施する私立幼稚園等に対して補助した。	地域開放を実施する私立幼稚園等に対して補助した。
207			福祉子どもみらい局	私学振興課	私立幼稚園等の預かり保育の促進	保護者の保育ニーズに応えるため、預かり保育を実施する私立幼稚園等に対し補助することにより、保護者及び私立幼稚園等の経費負担の軽減を図る。	預かり保育を実施する私立幼稚園等に対して補助した。	預かり保育を実施する私立幼稚園等に対して補助した。
②介護の基盤整備								
208			福祉子どもみらい局	地域福祉課	介護支援専門員の業務の支援	介護保険制度運営の要である現任の介護支援専門員に対して継続的に研修を実施することにより、その資質の向上を図る。また、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する。	・専門研修の実施 専門研修課程Ⅰ 7回／専門研修課程Ⅱ 12回 ・主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の実施 各2回	・専門研修の実施 専門研修課程Ⅰ 6回／専門研修課程Ⅱ 10回 ・主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修の実施 各1回
209			福祉子どもみらい局	地域福祉課	訪問介護員の養成	介護員養成研修を行う民間事業者等の指定を行い、研修の受講機会を確保することにより、養成に努める。また、研修の指定にあたっては、一定の基準に基づく研修事業者の指定や指定事業者の指導を通じて、質の高い人材の養成を目指す。	・初任者研修事業者及び研修の指定 ・初任者研修の実施 380回 ・初任者研修修了者数 4,481名	・初任者研修事業者及び研修の指定 ・初任者研修の実施 443回 ・初任者研修修了者数 4,646名 ・生活援助従事者研修事業者及び研修の指定 ・生活援助従事者研修の実施 1回 ・生活援助従事者研修修了者数 14名
210			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	老人福祉施設等の整備	人口の高齢化が急速に進行し、在宅での介護が困難な高齢者の増加が見込まれる中、老人福祉施設等を着実に整備するため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の民間老人福祉施設等の整備に対し助成する。	・特別養護老人ホームの整備 ・介護老人保健施設の整備	・特別養護老人ホームの整備 ・介護老人保健施設の整備
211			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	高齢者虐待防止の取組みの推進	高齢者虐待の相談や事実確認、養護者の支援等の対応に関わる市町村、地域包括支援センター、保健福祉事務所の職員を対象に、より専門的かつ実践的な知識・技術の習得を目的とした研修を実施する。	虐待防止関係職員研修の実施（年2回）	虐待防止関係職員研修の実施（年1回） ※オンライン開催
212			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域包括支援センター職員に対する研修	地域包括支援センターに配置される職員を対象に、事業実施に必要な知識・技術を修得するための研修を実施する。	地域包括支援センター（初任者・現任者）研修の実施 修了者数：初任98人、現任223人	地域包括支援センター（初任者・現任者）研修の実施
213			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症対策の推進	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実する。	「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施（相談件数943件、開設日数155日）	「かながわ認知症コールセンター」による電話相談の実施（相談件数1,032件、開設日数155日）

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
214			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	認知症高齢者地域対策事業	家庭における介護負担を軽減するため保健福祉事務所では、認知症高齢者やその家族に対して、医師や保健師が専門性を活用した相談や訪問指導を行う。	・認知症疾患相談・訪問・支援事業の実施 ・専門職派遣事業の実施	・認知症疾患相談・訪問・支援事業の実施 ・専門職派遣事業の実施
215			福祉子どもみらい局	高齢福祉課	地域支援事業交付金の交付	高齢社会の進展に対応して、要支援・要介護状態になることを予防・軽減等するため、地域支援事業として介護予防事業や家族介護支援、日常生活支援のための事業を推進するとともに地域における包括的・継続的マネジメント機能を強化していく。	・地域支援事業の実施主体である市町村に対する地域支援事業交付金の交付	・地域支援事業の実施主体である市町村に対する地域支援事業交付金の交付
216	再掲	190	教育局	行政課	人権教育指導者養成研修講座の実施	人権教育の推進を図るための指導者を養成する研修を実施	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催	県教育局及び教育機関、市町村教育委員会に所属する指導主事、社会教育主事、事務職員及び人権教育研究校の教職員を対象に開催

重点目標5 推進体制の整備・強化

施策の基本方向1 多様な主体との協働

217			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	地域における啓発活動の促進	地域における男女共同参画社会の実現に向けて市町村やNPO等と連携して、地域の実情に応じた事業を実施する。	男女共同参画推進市町村連携事業の実施(市町村と調整の上実施)(22回/1,140人)	男女共同参画推進市町村連携事業の実施(市町村と調整の上実施)(6回/143人)
218			政策局	NPO協働推進課	NPO活動への支援や情報提供	NPO活動を支援するために、相談や情報提供、説明会等を実施する。	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催(法人設立事務説明会7回開催・75名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会4回開催・26名出席)	NPO法人の設立・運営等に関する相談、情報提供、説明会等の開催(法人設立事務説明会5回開催・34名出席、県指定・認定NPO法人制度説明会2回開催・17名出席)
219	再掲	31	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	男女共同参画の視点から見た市町村等の地域防災計画への助言	県防災会議が災害対策基本法第42条に基づく市町村地域防災計画への修正報告を受けた場合において、防災会議幹事として助言を行う。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。	随時市町村地域防災計画に対して、男女共同参画の視点から見た助言を行った。
220	再掲	132	①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局 ④産業労働局	①共生推進本部室 ②青少年課 ③がん・疾病対策課 ④雇用労政課	NPO法人との協働事業の推進	NPO法人と協働し、LGBTについて理解促進を図り、就労に際し正しい情報による適切な支援を受けられるようにする。また、広く県民等にLGBTに関して普及啓発を行う。	①③④:LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかる県内人権担当者や関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等(③:団体作成のリーフレット600部を64ヶ所へ1回配布) ②:行政との意見交換(9月3日子ども・若者支援連携会議(平塚ブロック)) 困難を有する若者の社会参加・就労支援のための課題・連携方策等について、意見交換を実施。地域の困難を有する若者相談・支援担当者40人が出席 ④LGBTの若者を対象としたキャリアカウンセリングを実施。(相談件数:8件)	①LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかるチラシ配布等 ②事業は令和元年度で終了。青少年センターで実施する指導員研修での講師依頼や、神奈川県子ども若者支援連携会議においてLGBT団体としての助言、協力等の依頼で連携。 ③LGBTの子どものための自立・就労支援事業の広報にかかる県内人権担当者や関係者、関係機関等との調整及びチラシ配布等 ④LGBTの若者を対象としたキャリアカウンセリングを実施。(相談件数:3件)

通し番号	再掲	再掲元通し番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
221	再掲	14	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ女性の活躍応援団支援事業	女性が活躍する取組に積極的に、神奈川県にゆかりのある大企業等のトップが参加する「かながわ女性の活躍応援団」が女性の活躍推進の社会的ムーブメントのさらなる拡大のため、応援団員自らが参加する全体会議の開催や、啓発講座への講師派遣、男性トップが自主的に参加できる「かながわ女性の活躍応援サポーター」への登録等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 全体会議の開催 啓発講座等の実施(21回/1,753名) かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会の開催 かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,500部) サポーター登録の推進(37名(令和2年3月31日時点)) 学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信(3社、2校参加) 女性の活躍応援サポーターステップアップセミナー&交流会(1回/21名) 	<ul style="list-style-type: none"> 全体会議の開催【コロナにより中止】 啓発講座等の実施(6回/495名) かながわ女性の活躍応援団団員企業等担当者交流会【コロナにより中止】 かながわ女性の活躍応援団冊子の作成(5,000部) 女性の活躍応援サポーター登録の推進(41名(令和3年3月31日時点)) 応援サポーター企業交流会(1回/14名) 学生による応援サポーター企業の取組みの情報発信【コロナにより中止】 かながわ女性の活躍応援団ウェブサイトの改修
222	再掲	168	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男女共同参画施策推進者研修・会議	かながわ男女共同参画センターの事業及び各市町村の事業について情報や、事業を進める上での悩みを共有することにより、効果的な事業展開を推進するとともに、県と市町村並びに市町村相互の連携強化を図る。	男女共同参画施策推進者研修・会議の実施(1回/28名)	男女共同参画施策推進者研修・会議の実施(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため研修は中止・会議は書面開催)
223	再掲	159	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	かながわボランティア活動推進事業	「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した事業による支援を通して、公益を目的とした事業に自主的に取り組むボランティア団体等の活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業負担金事業の実施 ボランティア活動補助金事業の実施 ボランティア活動奨励賞事業の実施 ボランティア団体成長支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業負担金事業の実施 ボランティア活動補助金事業の実施 ボランティア活動奨励賞事業の実施 ボランティア団体成長支援事業の実施
224	再掲	160	政策局	かながわ県民活動サポートセンター	コミュニティ・カレッジ事業	地域におけるさまざまな課題の解決や、地域の活性化に向けた取組を行うボランティアやNPO等の人材の育成等を行うため、県民の学びの場である「かながわコミュニティカレッジ」を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> 主催講座 20講座実施 連携講座 16講座実施 	<ul style="list-style-type: none"> 主催講座 16講座実施(新型コロナウイルス感染拡大のため一部講座を中止) 連携講座 14講座実施(新型コロナウイルス感染拡大のため一部講座を中止) 特別講座 1講座実施
225	再掲	15	産業労働局	雇用労政課	神奈川なでしこブランド事業	神奈川県内に拠点を持つ事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・広報することで、女性の登用の具体的な効果をわかりやすく周知し、企業における女性の活躍等を推進する。併せて、女性から、商品に関するアイデアを募集し、この中から優れたものを「なでしこの芽」「なでしこの種」として認定する事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 「神奈川なでしこブランド」認定件数: 10件 「なでしこの芽」認定件数:0件 「なでしこの種」認定件数:0件 	「神奈川なでしこブランド」「なでしこの芽」「なでしこの種」の認定事業【コロナにより中止】SNS等を通じて、認定商品の広報を行った。
226	再掲	72	教育局	生涯学習課	家庭教育協力事業者連携事業	職域からの家庭教育支援へのアプローチを目的に、県教育委員会と県内事業者が協定を締結し、保護者である従業員の家庭教育力向上を支援する。 ・事業者は、県教育委員会作成の家庭教育啓発リーフレットを従業員に配布するほか、子ども職場参観等を実施 ・県教委は、ホームページやポスター等で事業者名を広報	<ul style="list-style-type: none"> 県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」を発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 県と締結事業者のロゴが入ったポスターを2,000部作成し、県機関や県内学校へ配布し、広報を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 県と締結している事業者の取組内容を紹介する家庭教育通信「の・ぼ・り・ざ・か」を発行し、家庭教育に関する情報共有を行った。 県は締結事業者のロゴが入ったポスターを2,000部作成し、県機関や県内学校へ配付し、広報を行った。

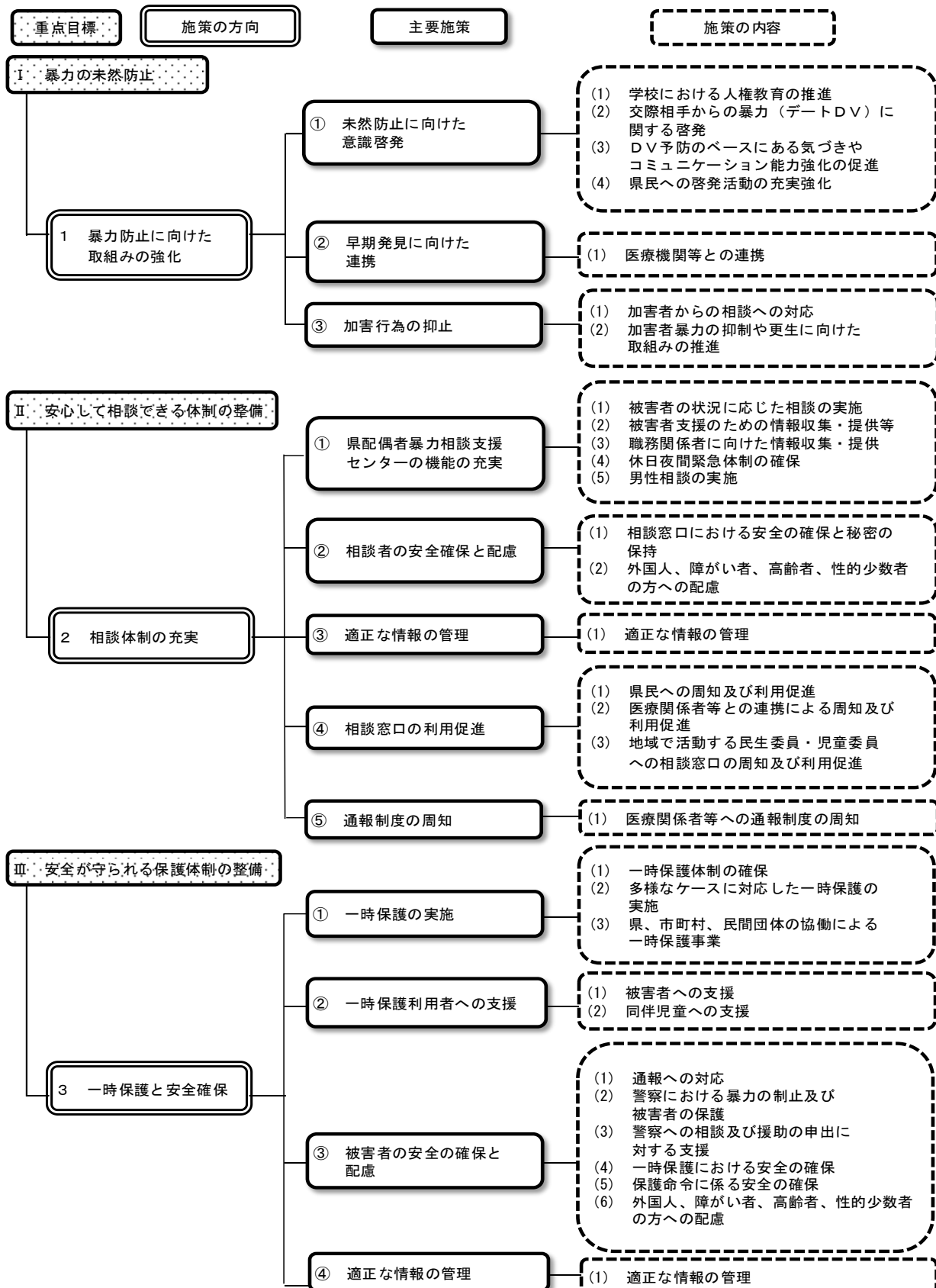
施策の基本方向2 男女別統計の促進

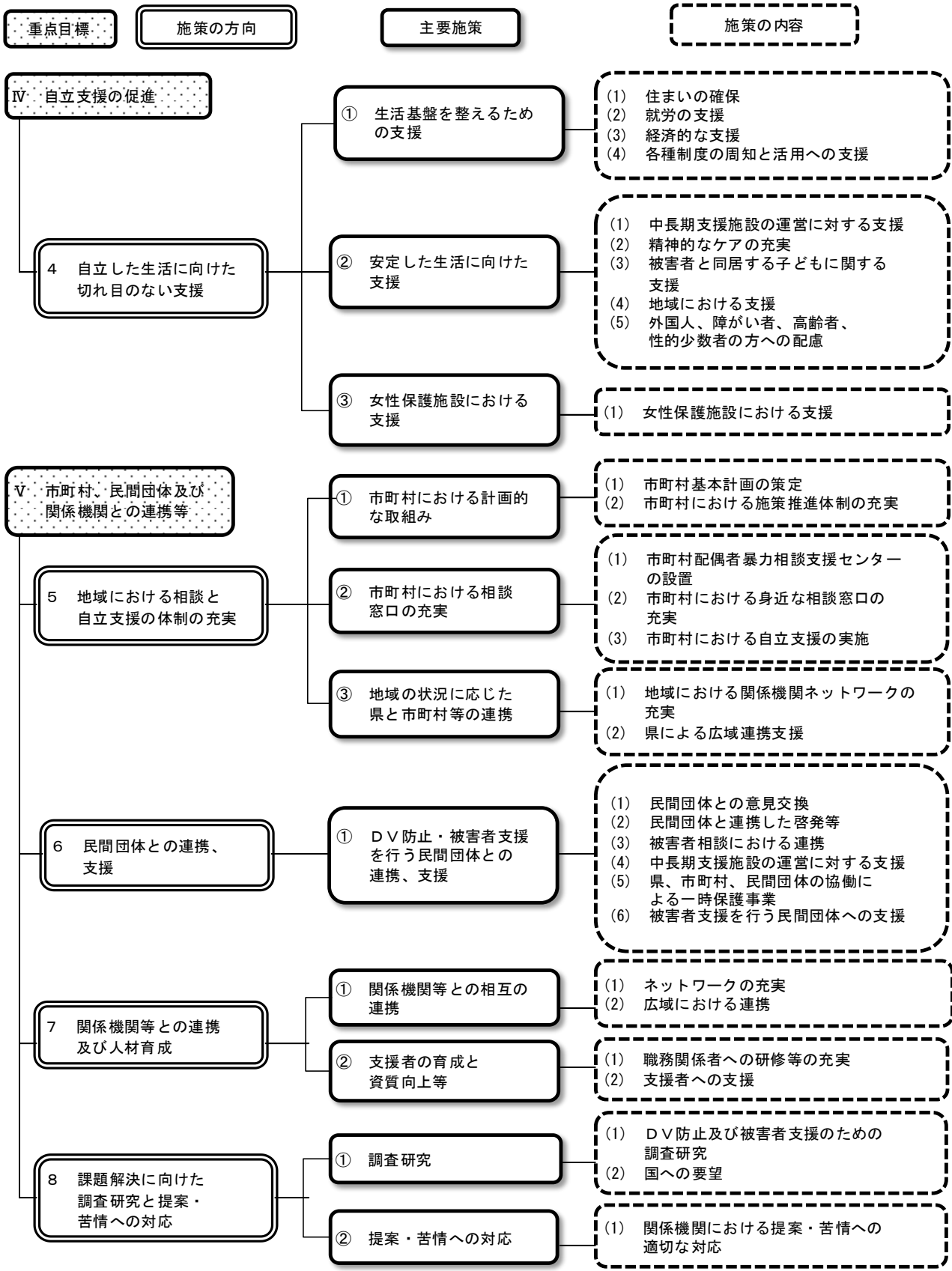
227			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	ジェンダー統計の推進	男女の置かれている状況を客観的に把握するため、各種調査の実施にあたっては可能な限り男女別データ把握できるよう努めるよう、国や県庁内に働きかける。	ジェンダー統計に係る庁内及び他都道府県に対する実施状況調査を踏まえ、国へ、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施することを要望した。	ジェンダー統計の推進のため、引き続き国へ、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施することを要望した。
-----	--	--	-----------	---------	------------	--------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	局名	所管所属名	事業の名称	事業の内容	2019（R元）年度事業実績	2020（R2）年度事業実績
施策の基本方向3 進行管理								
228			福祉子どもみらい局	共生推進本部	かながわ男女共同参画推進プランの進行管理	年次報告書等によるプラン進捗状況を公表する。	男女共同参画の県の取組みや進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、神奈川県男女共同参画審議会に報告するとともに、県民に公表した。	男女共同参画の県の取組みや進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成、神奈川県男女共同参画審議会への報告及び県民への公表【コロナにより中止】
229			福祉子どもみらい局	共生推進本部	市町村の男女共同参画施策「見える化」	市町村の男女共同参画計画策定状況等について、「見える化」により取組みを促進する。	県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）及び市町村男女共同参画施策状況調査の結果に基づき、取組促進を働きかけた。	県・市町村男女共同参画行政連絡会等において、かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）等に基づき、取組促進を働きかけた。
230	再掲	53	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	企業の男女共同参画の取組みの促進（条例届出）	男女共同参画推進条例に基づき、従業員300人以上の事業所からの男女共同参画推進状況の届出集計を行うことやその集計結果を事業所へフィードバックを行うことを通じて、企業の男女共同参画の取組みを促進する。	県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施（届出事業所626件）	県条例に基づく県内事業所の届出制度の実施（届出事業所634件）

IV かながわDV防止・被害者支援プランの推進状況

1 かながわDV防止・被害者支援プランの体系





2 かながわDV防止・被害者支援プランの進捗状況と評価

○2022年3月に実施した調査に基づき作成しており、その時点での最新の実績値を記載しています。

○「2019・2020年度の県の主な取組み」欄の各取組み実績の末尾の〔 〕内に記載されている数字は、「かながわDV防止・被害者支援プランの2019及び2020年度事業実績」(P62～88)の事業の通し番号です。

【進捗状況全体に関する男女共同参画審議会の評価】

- 類型の異なる暴力が組み合わさったDV、避難をせず在宅のまま立て直しを図る被害者等の多様化したDV被害者や、LGBTのDV被害者に対する対応についての検討も今後必要である。
- 目標が具体化・数値化されておらず、県民ニーズ調査結果のデータもないため評価が難しかった。評価をしやすくするという観点から、次期プランの数値目標の作り方や調査の実施時期等を検討する必要がある。
- コロナ禍での対応を強化すべきであるが、SNSを活用したDV相談の拡充やDV被害の気づきを促す車内広告による広報などの取組は一定程度評価できる。

重点目標Ⅰ 暴力の未然防止

2019・2020年度の県の主な取組み〔事業実績の通し番号〕	<p>○学校等において、交際相手からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育の取組みを行いました。〔1〕</p> <p>○DV及びデートDV被害防止のための啓発冊子や窓口案内カードを作成し、関係機関のほか県内中学校・高校で配布するとともに、DV被害を防止する啓発講座(2019年度4回、2020年度3回実施)を実施しました。〔2,4,6,8,9〕</p> <p>○被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、啓発まんがを作成し(2019)、公共交通機関などを活用して周知広報を行いました(2020)。〔5〕</p>
--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【「重点目標Ⅰ 暴力の未然防止」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- 学校において、若い頃からDVについて教育しているのは非常に評価できるが、SNS上の交際における暴力等、多様化するDV被害に係る啓発も検討していく必要がある。
- 対象者別に啓発の達成度合を明確に示すべき。

重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

2019・2020年度の県の主な取組み〔事業実績の通し番号〕	<p>○配偶者暴力相談支援センターにおいて、専門相談や多言語相談を含むDV被害者相談を実施するとともに、自立支援のための相談や適切な情報提供を行いました。〔14,15,16,18〕また、休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、男性に対する相談も実施しました。〔22,23,24,25,26,27〕</p> <p>・DV相談:2019年度5,698件、2020年度5,691件</p> <p>○県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修等で関係者向けに相談窓口における安全確保に関する情報交換・情報提供を実施しました。〔30〕</p> <p>○外国籍被害者向けの啓発リーフレットの作成・配布や多言語相談を実施するとともに、障がい者等に対しても、適切な関係機関についての情報提供を行うなどの対応を行いました。〔31〕</p> <p>○DV相談窓口の案内カードについて、県施設、市町村のみならず、各警察署、病院等に配布しました。〔36〕</p> <p>○公共交通機関やLINE・Twitter公告等を活用し、相談窓口の周知を行いました(2020)。</p> <p>○外出自粛や経済状況悪化による失業等で家族が家にいる時間が多くなり、電話での相談が難しい方への支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談窓口を週2日から週4日に拡大しました(2020)。〔38〕</p> <p>・かながわDV相談LINE:2019年度346件、2020年度2,245件</p>
--------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【「重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- コロナ禍により神奈川県を含め全国的にDV相談件数が増加している中で、配偶者暴力相談支援センターで受け付けたDV相談件数が直近であまり伸びていないことについて考察し、被害者を支援するための施設という位置づけに立って、施策に課題がないか検討すべき。
- SNSを含め、様々な形でDV相談に対応していることは評価できる。

重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備

2019・2020年度の県の主な取り組み〔事業実績の通し番号〕	<p>○一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護(2019年度176件、2020年度150件)を行いました。〔42〕</p> <p>○市町村、県警及び民間団体と連携し、休日夜間を含めた受入体制及び一時保護体制の確保に努めました。〔43,44,45〕また、必要に応じて一時保護委託を行うなど、子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人被害者等、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行いました〔46〕。さらに、県、市町村、民間団体間で協定を締結して行う三者協働一時保護も併せて実施しました。〔48〕</p> <p>○一時保護利用者に対して、看護師及び心理判定員による健康面や心理面のケアを行うとともに、同伴児童を伴う利用者に対しては、保育士及び教育指導員による日中保育や学習機会の提供を行いました。〔49,50,55〕また、児童相談所と連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努め、必要に応じて児童相談所の一時保護の活用を図りました。〔58〕</p> <p>○相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供を依頼するなどの被害者の安全確保に努め、通報内容によっては児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供や、市町村に通報する等し、連携して対応しました。〔60,62,63〕また、警察とも緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めました。〔69〕さらに、被害者に対し保護命令制度について説明を行い、申立ての際に安全に制度利用できるよう助言、相談を行いました。〔72〕</p>
---------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【「重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- 一時保護施設は秘匿により安心・安全が確保されているが、若年女性の利用促進のため、携帯電話の使用の可否については検討する必要がある。
- DV相談件数が増加する一方で、一時保護件数は減少傾向にある原因を分析し、抜本的な改善につなげるべき。

重点目標Ⅳ 自立支援の促進

2019・2020年度の県の主な取り組み〔事業実績の通し番号〕	<p>○民間団体等との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保のための適切な情報収集及び情報提供を行いました。〔85〕就労支援については、相談窓口での県・市町村の制度やハローワークを活用するための情報提供を行うとともに、母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施しました。〔89,90,91〕また、関係機関と連携し、生活保護が必要な被害者に対して申請に基づき適切な保護を実施した一方、扶養義務者に対し扶養の可能性を調査する際には、被害者の安全確保の観点から配慮の上、支援を実施しました。〔94〕</p> <p>○一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行うとともに、連絡会議(2019年度2回、2020年度2回)を開催し、情報共有など連携に努めました。〔104,105〕同伴児童に対する支援については、児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、心のケアを行い〔110,111,112,113,114〕、併せて入学検定料や入学料等の減免をしたり、転校先等の情報を厳重に取扱うなどの配慮を行いました。〔118,119,120〕</p> <p>○女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行いました。〔133〕また、非常勤心理士を配置した、被害者や同伴児童・同伴者への心理的な支援や、退所者支援事業担当職員による退所者への支援を実施しました。〔134,135〕</p>
---------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【「重点目標Ⅳ 自立支援の促進」の進捗に関する男女共同参画 審議会の評価】

- 一時保護中に離婚など次の段階に進むための支援体制を検討してほしい。

重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等

2019・2020年度の県の主な取り組み〔事業実績の通し番号〕	<p>○県内市町村のDV主管課長会議や地域DV対策情報交換会議等で情報提供・情報交換を行い、市町村の基本計画策定及び市町村の庁内外の連携を支援しました。〔137,138〕また、市町村相談員対象の研修や事例検討会等を実施し、市町村の被害者相談窓口の充実を図りました。〔144,145,146,147〕</p> <p>○被害者支援に取り組んでいる民間団体との意見交換会・連携会議の開催や、民間団体職員を対象とした研修を実施し連携を強化するとともに、団体の行う自立支援活動等に対する補助を行いました。〔179,181,182,185〕</p> <p>○DV対策推進会議を開催(2019年度1回、2020年度中止)し、関係機関・関係団体とDV対策について議論し連携を強化しました。〔187〕また、女性問題研修会や事例検討会及び県警と共同で「DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ」を開催するなど、支援者の資質向上と連携強化に取り組みました。〔202,203〕</p> <p>○相談・一時保護の現状やアンケート結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実等施策に反映させました。〔207〕また、DV防止や男性被害者支援及び加害者対応プログラム等について、国へ要望を行いました。〔210,211,212〕</p>
---------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【「重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等」の進捗に関する男女共同参画審議会の評価】

- DV施策における県の重要な役割である広域対応について、しっかりと取り組むことが必要である。
- コロナ禍におけるワクチン接種時のDV被害者対応については、迅速に市町村と連携しており評価できる。

<参考>数値目標の達成状況

目標	No.	項目	目標値 (目標年度)	2023年度 実績値	2022年度 実績値	2021年度 実績値	2020年度 実績値	2019年度 実績値	DVプラン 策定時 (年度)
	1	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合							
		①「平手で打つ」【身体的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	87.7% (2017)
		②「何を言っても長時間無視し続ける」【精神的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	59.3% (2017)
		③「大声でどなる」【精神的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	64.1% (2017)
		④「生活費を渡さない」【経済的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	61.3% (2017)
		⑤「交友関係や電話を細かく監視する」【社会的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	23.4% (2017)
		⑥「いやがっているのに性的な行為を強要する」【性的暴力】	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	82.2% (2017)
	2	恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」ということについての周知度							
		①全年代	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	26.1% (2017)
		②10・20代	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	39.1% (2017)
	3	DV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	77.5% (2017)
	4	男性向けDV被害者相談窓口の周知度	100% (2022)	-	-	-	-	(次回調査は 2022年度)	37.2% (2017)
5	DV防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数 (対象:県内19市・14町村)	33市町村 (2023)	-	-	31市町村	30市町村	29市町村	27市町村 (2017)	

3 かながわDV防止・被害者支援プランの
2019（令和元）及び2020（令和2）年度事業実績

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
重点目標 I 暴力の未然防止								
施策の方向1 暴力防止に向けた取組みの強化								
主要施策① 未然防止に向けた意識啓発								
施策の内容(1) 学校における人権教育の推進								
1			教育局	①行政課 ②行政課 (県立学校) ③高校教育 課 ④特別支援 教育課 ⑤生涯学習 課	学校等において、暴力はど んな場合でも人権侵害である ということについての教育を推進 します。	学校等において、交際相手か らの暴力の防止に資するよう、 人権尊重の意識を高める教育 や、男女平等の理念に基づく 教育の取組み 交際相手からの暴力への対応 に関する啓発の実施及び相談 窓口の周知	①各研修において、交際相手 からの暴力の問題について取 り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講 座(1回) ・県立学校人権教育校内研修 会(7校) 生徒向けデートDV防止啓発 資料を配付した。 ②生徒向けデートDV防止啓 発及び相談窓口を掲載した資 料を配布した。 各県立学校に設置している人 権相談窓口において、デート DVについての相談も受け付 けた(59件) ③県立高等学校及び県立中 等教育学校において、生徒対 象に人権尊重の意識を高める 教育啓発や、男女平等の理念 に基づく教育の取組をR元年 度は164課程で実施した。 ④・県立特別支援学校におい て男女平等の理念に基づく教 育を実践した。 ・人権教育の実践。 ⑤社会教育関係団体主催の 研修及び定例会等において啓 発を行った。	①各研修において、交際相手 からの暴力の問題について取 り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講 座(1回) ・県立学校人権教育校内研修 会(3校) 生徒向けデートDV防止啓発 資料を配付した。 ②生徒向けデートDV防止啓 発及び相談窓口を掲載した資 料を配布した。 各県立学校に設置している人 権相談窓口において、デート DVについての相談も受け付 けた(22件) ③県立高等学校及び県立中 等教育学校において、生徒対 象に人権尊重の意識を高める 教育啓発や、男女平等の理念 に基づく教育の取組を実施し た。 ④・県立特別支援学校におい て、児童・生徒対象に人権尊 重の意識を高める教育啓発 や、男女平等の理念に基づ く教育を実践した。 ・人権教育の実践。 ⑤社会教育関係団体主催の 研修及び定例会等において啓 発を行った。
施策の内容(2) 交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発								
2			①②福 祉子ど もみら い局 ③教育 局	①共生推進 本部室 ②かながわ 男女共同参 画センター ③行政課 (県立学校)	かながわ男女共同参画セン ター等は、中学生・高校生向 けの交際相手からの暴力 (デートDV)に関する啓発資 料を配布するほか、メディアリ テラシー講座等と合わせて デートDV防止啓発講座を実 施するなど、若年者向け事業 を強化するとともに、相談窓 口を周知します。	若年者向けの交際相手からの 暴力に関する啓発の実施及び 相談窓口の周知を行う。	①中学生向けの交際相手から の暴力防止に関する啓発冊子 を、県内の中学2年生に配布 した。 ②・デートDV(交際相手から の暴力)予防啓発冊子を作成 し、県内の高等学校(高校1年 生)等に配布した。 ・デートDV防止啓発講座を実 施した。 ③生徒向けデートDV防止啓 発及び相談窓口を掲載した資 料を配布した。 各県立学校に設置している人 権相談窓口において、デート DVについての相談も受け付 けた(59件)	①・中学生向けの交際相手か らの暴力防止に関する啓発冊 子を、県内の中学2年生に配 布した。 ・公共交通機関やLINE・ Twitter広告を活用して、LINE 相談窓口を周知した。 ・デートDV防止のための大学 向けのライフキャリア教育啓発 資料(DVD)を県内の大学等 に配布した。 ・若年女性の被害未然防止の ための夜間見回りを行い、交 際相手からの暴力に係る啓発 を含むアウトリーチ支援を実 施するとともに、必要に応じて一 時的に居場所の提供を行った。 ②・デートDV(交際相手から の暴力)防止啓発冊子を作成 し、県内の高等学校(高校1年 生)等に配布した。 ・デートDVに気づいてもらえ るよう短編動画を作成し配信 した。 ・デートDV防止啓発講座を実 施した。 ③生徒向けデートDV防止啓 発及び相談窓口を掲載した資 料を配布した。 各県立学校に設置している人 権相談窓口において、デート DVについての相談も受け付 けた(22件)。
3			教育局	行政課	県立高校において、教職員に 向けて、交際相手からの暴力 (デートDV)を含む人権研修 を実施します。	教職員に向けて、交際相手か らの暴力をテーマとした人権研 修を実施する。	各研修において、交際相手か らの暴力の問題について取り 上げた。 ・人権教育指導者養成研修講 座(1回) ・県立学校人権教育校内研修 会(7校)	各研修において、交際相手か らの暴力の問題について取り 上げた。 ・人権教育指導者養成研修講 座(1回) ・県立学校人権教育校内研修 会(3校)

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
施策の内容(3) DV予防のベースにある気づきやコミュニケーション能力強化の促進								
4			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターは、DVの発生しない幸せな家庭を築くために必要な、向き合うべき課題への気づきやコミュニケーション能力の身につけ方に関する啓発冊子の発行やトレーニング・セミナーなどを進めます。	暴力の未然防止のための、啓発冊子の作成・配布を行うとともに、「アサーティブコミュニケーション能力トレーニング」や「アンガーマネジメントセミナー」、「メンタル回復トレーニング」等によるDV予防対策を進める。	DV発生予防のための啓発冊子を作成 2020年度にかけて県内市町村(戸籍担当課)、警察署、保健センターなどに送付した。アサーティブコミュニケーション能力トレーニングセミナーを実施予定で申し込みを受けていたが、新型コロナの関係で中止となった。	DV発生予防のための啓発冊子を配布した。
施策の内容(4) 県民への啓発活動の充実強化								
5			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	人権男女共同参画課等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、身体的暴力を除く暴力について実例を収集・分析した結果をとりまとめた啓発冊子を作成する。	収集した事例をもとに精神的暴力等の気づきを促す啓発まんがを制作し、県内大学等に配布するとともに、インターネットでの周知啓発を行った。	被害者・加害者のみならず広く県民に精神的暴力等の気づきを促すため、公共交通機関などを活用して啓発まんがの周知広報を行った。
6			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	人権男女共同参画課等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布及びインターネットの活用などにより、暴力防止の周知啓発を実施する。	DV被害防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、医療機関等で配布した。また、外国籍県民向けに、多言語DV相談窓口の案内リーフレットを作成し、出入国在留管理庁、警察署等で配布した。	DV被害防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県内市町村(福祉、相談窓口等)、警察署、公立図書館、医療機関等で配布した。また、外国籍県民向けに、多言語DV相談窓口の案内リーフレットを作成し、出入国在留管理庁、警察署等で配布した。
7			くらし安全防災局	くらし安全交通課	人権男女共同参画課等は、認知度が低い「精神的暴力」等への理解のため、相談実例を収集・分析した結果を活用した啓発冊子を作成し、県内大学等へ配布するほか、DV防止啓発冊子や窓口案内カードの作成・配布、多言語DV相談窓口案内リーフレット等の作成・配布などにより、県民への暴力防止啓発活動の充実に努めます。なお、インターネットの活用など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。	犯罪被害者週間にあわせた広報、啓発事業等を通じて、DV被害者を含めた犯罪被害者についての理解の増進を図ります。	県内5箇所において「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施	「犯罪被害者等支援キャンペーン」の実施【コロナにより中止】 県内1箇所において「犯罪被害者等支援パネル展」を実施した。
8			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	かながわ男女共同参画センターは、女性向けDV気づき講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。	DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等の実施による、啓発活動の充実(女性向けDV気づき講座・男性向けDV防止啓発講座)	DV被害を防止する啓発講座を実施した。(4回実施)	DV被害を防止する啓発講座を実施した。(3回実施) 第4回DV気づき講座(茅ヶ崎会場)【コロナにより中止】
9			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②共生推進本部室	かながわ男女共同参画センター等は、DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)についての理解を深めるための啓発を行います。	DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)についての理解を深めるための啓発を行う。	①DV被害防止啓発冊子「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」を作成し配布した。 ②面前DVについて、精神的暴力等啓発まんがに記載し、県内大学等に配布するとともに、インターネットでの周知啓発を行った。	①DV被害防止啓発冊子「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」等を作成・配布。これを活用し必要に応じて面前DVについても周知啓発を行った。 ②面前DVについて記載した啓発まんがの周知広報を公共交通機関などを活用して行うとともに、研修や情報交換の場で、面前DVについて理解を深めた。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
主要施策② 早期発見に向けた連携								
施策の内容(1) 医療機関等との連携								
10	再掲	39	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
主要施策③ 加害行為の抑止								
施策の内容(1) 加害者からの相談への対応								
11	再掲	27	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。	DVに悩む男性相談を実施した。 DVに悩む男性相談; 59件	DVに悩む男性相談を継続して実施した。 DVに悩む男性相談; 58件
施策の内容(2) 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進								
12			県警察本部	人身安全対策課	警察は、加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、事態の沈静化を図るよう努めます。	加害者の更生のための指導	事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促した。必要に応じて、親族等に連絡し、監督を依頼した。	事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促した。必要に応じて、親族等に連絡し、監督を依頼した。
13	再掲	211	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究の充実の国への要望と、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等の把握を行う。	加害者対策の具体化等について国へ要望した。 国の加害者対応に関する検討会にオブザーバー参加し、情報を収集した。	加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。
重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備								
施策の方向2 相談体制の充実								
主要施策① 県配偶者暴力相談支援センターの機能の充実								
施策の内容(1) 被害者の状況に応じた相談の実施								
14			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者支援のための相談を実施します。	被害者支援のための相談を実施する。	DV被害者相談を実施した。 DV相談 5, 698件	被害者支援のための相談を継続して実施した。 DV相談 5, 691件
15			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施します。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施する。	専門相談を実施した。 法律相談 75件 精神保健相談 17件 メンタルケア 27件 (DV関係相談件数)	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を継続して実施した。 法律相談 71件 精神保健相談 6件 メンタルケア 23件 (DV関係相談件数)
16			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数 638件	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数 518件
17	再掲	198	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員フォローアップ研修を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部署 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
施策の内容(2) 被害者支援のための情報収集・提供等								
18			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者の支援に必要な情報を収集し、被害者や市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。	県の配偶者暴力相談支援センターにおける自立支援等の情報収集・情報提供事業を実施する。	相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行った。	相談窓口等において自立支援のための相談や適切な情報提供を行った。
19			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	被害者支援に関して、ホームページ等により情報提供を行います。	被害者支援に関して、ホームページを活用した情報提供を実施する。	ホームページを活用して、DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施した。	ホームページ・インターネット広告・LINE・Twitter広告、地域情報誌等を活用して、DVに関する周知啓発や県DVセンター・市町村の相談窓口等について情報提供を実施した。
20			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	保護命令の申立てに関する助言や、書面の作成を行います。	保護命令の申立てに関する助言や書面作成を行う。	保護命令の申立てに関する助言や書面作成を行った。	保護命令の申立てに関する助言や書面作成を行った。
施策の内容(3) 職務関係者に向けた情報収集・提供								
21			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	DVに関する情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等へ提供します。	DVに関する情報を収集し、国等作成マニュアル・資料等、市町村・福祉事務所、民間団体等への情報提供を行う。	県内市町村のDV対策主管課長会議等の場や職務関係者からの問い合わせに対し、情報提供等を行った。 国作成マニュアル、調査報告書を市町村等に配布した。	県内市町村のDV対策主管課長会議等の場や職務関係者からの問い合わせに対し、情報提供等を行った。 国作成マニュアル、調査報告書を市町村等に配布した。
施策の内容(4) 休日夜間緊急体制の確保								
22			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、被害者の緊急相談に対応する。	休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00	休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00
23			福祉子どもみらい局	女性相談所	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。 休日夜間緊急対応人員を確保する。	夜間宿直体制による対応を行った。また、休日日中の人員を増やし、緊急対応人員の確保に努めた。	夜間宿直体制による対応を行い、休日・夜間における緊急対応人員の確保に努めた。
24			県警察本部	人身安全対策課	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。
25			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を実施した。 週末ホットライン相談 393件	週末ホットライン相談を継続して実施した。 週末ホットライン相談 310件
施策の内容(5) 男性相談の実施								
26			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。	男性被害者相談を実施した。 973件	男性被害者相談を継続して実施した。 1,075件

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
27			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。	DVに悩む男性相談を実施した。 DVに悩む男性相談; 59件	DVに悩む男性相談を継続して実施した。 DVに悩む男性相談; 58件

主要施策② 相談者の安全確保と配慮

施策の内容(1) 相談窓口における安全の確保と秘密の保持

28			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、加害者が窓口に来ることも想定し、安全確保の対策を必要に応じ実施する。	警備員の配置により安全確保を行った。 被害者の来所相談は入退室にも注意し面接室を使い実施した。	警備員の配置により安全確保を行った。 被害者の来所相談は入退室にも注意し面接室を使い実施した。
29			県警察本部	人身安全対策課	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	被害者等が相談しやすい環境の整備(配偶者からの暴力の特性に関する理解)	被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮して対応した。	被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮して対応した。
30			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	会議・研修などの機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を実施する。	県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。	県内市町村のDV対策主管課長会議・行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。

施策の内容(2) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮

31			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行う。	リーフレット「かなデラスDV相談窓口のご案内」のほか、DVに悩む女性向けの啓発冊子、8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレット、学生向け「超カンタン デートDVの基礎知識」を作成し、県内市町村、警察署、公立図書館ほか関係機関、関係施設に配布するとともに、主催あるいは出席した会議等で周知・配布依頼をした。	外国籍被害者に対しては、8言語による配偶者等からの暴力防止啓発リーフレットを作成し、配布するとともに、多言語相談窓口等において相談対応を行った。障がい者等に対しても、相談対応の中で障がい者等であることがわかった場合には、適切な関係機関について情報提供を行うなどの対応を行った。
32	再掲	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数 638件	民間団体に委託し、外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。
33	再掲	37	国際文化観光局	国際課	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	多言語相談窓口の啓発への協力	県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。	県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。
34	再掲	76	福祉子どもみらい局	女性相談所	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。	被害者の状況に応じて、適切な対応をするよう配慮した。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
主要施策③ 適正な情報の管理								
施策の内容(1) 適正な情報の管理								
35			①福祉子どもみらい局 ②県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所 ③人身安全対策課	相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。	相談者の情報流出を防止する体制を確立し、相談者及び職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る。被害者等が相談しやすい環境の整備(被害者等に係る情報の保護)	①②相談票の取扱い等について適正な情報管理に努めた。 ③被害者等の個人情報について、加害者に知られないよう配慮するなど、取扱いに十分留意した。	①②公務員としての守秘義務に努めるとともに、相談票の取扱い等について個人情報の適切な管理に努めた。被害者等の個人情報については、第三者に知られないよう配慮するなど、本人に安心をもって相談してもらうように配慮を行った。 ③被害者等の個人情報について、加害者に知られないよう配慮するなど、取扱いに十分留意した。
主要施策④ 相談窓口の利用促進								
施策の内容(1) 県民への周知及び利用促進								
36			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	県の被害者相談窓口リーフレット等の配布やインターネット等の活用により、相談窓口の周知を行う。	県のDV相談窓口の案内カードについて、県施設、市町村のみならず、各警察署、病院等に配布した。 また、リーフレット「かなテラスDV相談窓口のご案内」のほか、DVに悩む女性向けの啓発冊子、8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレット、学生向け「超カンタン デートDVの基礎知識」を作成し、県内市町村、警察署、公立図書館ほか関係機関、関係施設に配布するとともに、主催あるいは出席した会議等で周知・配布依頼をした。	県のDV相談窓口の案内カードについて、県施設、市町村のみならず、各警察署、病院等に配布した。 また、リーフレット「かなテラスDV相談窓口のご案内」のほか、DVに悩む女性向けの啓発冊子、8言語による外国籍県民向け配偶者等からの暴力防止啓発リーフレット、学生向け「超カンタン デートDVの基礎知識」を作成し、県内市町村、警察署、公立図書館ほか関係機関、関係施設に配布するとともに、主催あるいは出席した会議等で周知・配布依頼をした。
37			国際文化観光局	国際課	県の被害者相談窓口案内カード、DV相談窓口案内・多言語・学生向けデートDV等の各種リーフレットなど、情報提供資料等の配置場所の拡大やインターネット等の活用により、相談窓口のより一層の周知に努めます。	多言語相談窓口の啓発への協力	県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。	県HPへの掲載や、チラシの配布等を行い、相談窓口の啓発を行った。
38			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	SNSを活用した相談など、若年者が利用しやすい相談環境について検討を行います。	SNSを活用したDV相談窓口を開設し、若年者や電話をかけることが難しい方が利用しやすい相談環境を整備する。	かながわDV相談LINE 相談件数346件	・外出自粛や経済状況悪化による失業等で家族が家にいる時間が多くなり、電話での相談が難しい方への支援を充実させるため、SNSを活用したDV相談窓口を週2日から週4日に拡大した。 ・公共交通機関やLINE・Twitter広告等を活用し、相談窓口の周知を行った。 ・かながわDV相談LINE 相談件数2,245件
施策の内容(2) 医療関係者等との連携による周知及び利用促進								
39			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者向けDV対応の手引きを作成するなど、医療関係者等に対し、被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
施策の内容(3) 地域で活動する民生委員・児童委員への相談窓口の周知及び利用促進								
40			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談に繋がるように努めます。	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知する。	必要に応じて、DV相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に送付した。	必要に応じて、DV相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に追加送付した。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
主要施策⑤ 通報制度の周知								
施策の内容(1) 医療関係者等への通報制度の周知								
41			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	医療関係者等に対し、通報制度の周知を図ります。	医療関係者等に対する情報提供を実施する。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。	DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。
重点目標Ⅲ 安全が守られる保護体制の整備								
施策の方向3 一時保護と安全確保								
主要施策① 一時保護の実施								
施策の内容(1) 一時保護体制の確保								
42			福祉子どもみらい局	女性相談所	市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な被害者に対して、本人の意思を尊重し、迅速かつ適切な一時保護を実施します。	市町村や民間団体と連携し、迅速かつ適切な一時保護を実施する。	真に一時保護が必要な被害者の迅速かつ確実な一時保護を行った。	一時保護が必要な被害者の迅速かつ適切な一時保護を行った。
43			福祉子どもみらい局	女性相談所	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に対応する。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護に適切に対応した。併せて、移送に関しては、警察署の理解・協力により実施した。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。併せて、移送に関しては、警察署の理解・協力を得ることによって実施を行った。
44			県警察本部	人身安全対策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。
45			福祉子どもみらい局	女性相談所	休日夜間の受入れ体制など、被害者を適切に一時保護する体制を確保します。	休日夜間の受入体制及び一時保護体制を確保する。	夜間宿直体制による対応を行った。また、休日日中の人員を増やし、緊急対応人員の確保に努めた。	休日夜間の受入体制及び一時保護体制の確保に努めた。
施策の内容(2) 多様なケースに対応した一時保護の実施								
46			福祉子どもみらい局	女性相談所	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。	一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた環境で一時保護を行った。	一時保護委託事業所と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。
47			福祉子どもみらい局	女性相談所	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用を努めます。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護委託を実施する。	被害者の状況に応じて、適切に一時保護委託を実施した。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。
施策の内容(3) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業								
48			福祉子どもみらい局	共生推進本部	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護を実施する。	県内市町村と協定を締結して実施した。	県内市町村と協定を締結して実施した。必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
主要施策② 一時保護利用者への支援								
施策の内容(1) 被害者への支援								
49			福祉子どもみらい局	女性相談所	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを行います。	看護師や心理判定員を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを実施する。	女性相談所において、看護師や心理判定員による被害者の健康面や心理面のサポートを行った。	女性相談所において、看護師や心理判定員による被害者の健康面や心理面のサポートを行った。
50			福祉子どもみらい局	女性相談所	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	保育士による日中保育や預かり保育を実施する。	保育士による日中保育や預かり保育を行った。	保育士による日中保育や預かり保育を行った。
51			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	民間団体が行う同伴児童の保育への補助を行う。	民間団体に対して、同伴児童保育への補助を行った。	民間団体に対して、同伴児童保育への補助を行った。
52			福祉子どもみらい局	女性相談所	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。	外国籍被害者支援として、外国籍被害者支援を行う民間団体の通訳等の人材の活用、福祉事務所への情報提供、及び民間団体への一時保護委託を行った。	外国籍被害者支援として、外国籍被害者支援を行う民間団体の通訳等の人材の活用、福祉事務所への情報提供、及び民間団体への一時保護委託を行った。
53			国際文化観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介	県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(362件)	県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(331件)
54			福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者の個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。	被害者の個々の状況に応じケースカンファレンスを実施し、支援方針を決定する。	被害者本人・関係機関でケースカンファレンスを実施し、被害者の意向を踏まえた支援方針の決定を行った。	被害者本人・関係機関でケースカンファレンスを実施し、被害者の意向を踏まえた支援方針の決定を行った。
施策の内容(2) 同伴児童への支援								
55			福祉子どもみらい局	女性相談所	教育指導員を配置し、より適切な学習の機会を提供します。	教育指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を提供する。	学習の機会を提供した。	学習の機会を提供した。
56			福祉子どもみらい局	女性相談所	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図ります。	心理判定員を配置し、同伴児童の心理的サポートを図る。	心理判定員による心理面のサポートを行った。	心理判定員等による心理面のサポートを行った。
57			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	DV環境下にある児童の個々の状況に応じ、女性相談所等と連携し、児童の支援に努める。	女性相談所、児童相談所との連絡会に出席。	女性相談所、児童相談所との連絡会に出席。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
58			福祉子どもみらい局	①女性相談所 ②児童相談所	DVと児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	女性相談所と児童相談所との連絡会やケースカンファレンスを実施するなど、連携して同伴児童への支援を実施する。	①ケースの事情に応じた連携を図り、支援を行なった。連絡会を開催して、連携強化を図った。 ②保護者の女性相談所入所にあたり、必要に応じて児童の一時保護等を行うなどの連携を図った。	①児童相談所と連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努め、必要に応じて児童相談所の一時保護の活用を図った。 ②児童相談所との連絡会を開催して、連携強化を図った。 ③個々の状況を見極め、必要に応じて医学的見地からの助言を求めたり、心理面接を行う等の支援を実施した。
59			福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が利用しやすい環境の整備に努めます。	一時保護施設における、同伴児童が利用しやすい環境の整備を行う。	プレイルームや学習室の維持管理と環境整備に努めた。	プレイルームや学習室の維持管理と環境整備に努めた。

主要施策③ 被害者の安全の確保と配慮

施策の内容(1) 通報への対応

60			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努める。	相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(市町村や警察のDV相談窓口等)を依頼するなど、被害者の安全確保に努めた。	相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供(市町村や警察のDV相談窓口等)を依頼するなど、被害者の安全確保に努めた。
61			県警察本部	人身安全対策課	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努めます。	危険性等の判断と即応態勢の確立	被害者等から加害者の具体的な言動等を引き出し、危険性等を判断した。被害者等の安全確保のための措置を最優先に講じた。	被害者等から加害者の具体的な言動等を引き出し、危険性等を判断した。被害者等の安全確保のための措置を最優先に講じた。
62			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、必要に応じて市町村に通報を行うなど、市町村と連携し通報に対応する。	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。
63			県警察本部	人身安全対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	子ども、高齢者、障がい者に関する情報への対応 人権を尊重した対応	事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。	事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。被害者の人権を尊重し、対応した。

施策の内容(2) 警察における暴力の制止及び被害者の保護

64			県警察本部	人身安全対策課	警察は、通報等により暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止にあたり、応急の救護を要すると認められるときは被害者を保護します。	被害者等の保護措置の徹底	被害者等を安全な場所へ速やかに避難させた。避難できない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を行った。	被害者等を安全な場所へ速やかに避難させた。避難できない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を行った。
65			県警察本部	人身安全対策課	警察は、被害者の状況に応じ、加害者を検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど暴力による被害の発生を防止するための措置を講じます。	加害者に対する指導警告等の実施	事件化又は加害者に対して指導警告を行った。	事件化又は加害者に対して指導警告を行った。

施策の内容(3) 警察への相談及び援助の申出に対する支援

66			県警察本部	人身安全対策課	警察は、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するとともに、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。	心情等への配慮 制度等の情報提供	被害者の心情等を理解し対応する。 活用できる制度・自衛手段等について、教示した。	被害者の心情等を理解し対応する。 活用できる制度、自衛手段等について、教示した。
----	--	--	-------	---------	-------------------------------------------------------------------	---------------------	---------------------------------------------	---------------------------------------------

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
67			県警察本部	人身安全対策課	警察は、身体に対する暴力を受けている被害者から、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定める必要な援助を行います。	警察本部長等の援助の申出への対応	被害者の所在地が加害者に特定されないための必要な対応を行った。	被害者の所在地が加害者に特定されないための必要な対応を行った。

施策の内容(4) 一時保護における安全の確保

68			健康医療局	保健福祉事務所	被害者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで被害者に同行します。	被害者の同行支援	安全確保のため同行支援を実施した。	安全確保のため同行支援を実施した。
69	再掲	43	福祉子どもみらい局	女性相談所	警察との緊密な連携・協力のもと、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に対応する。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護に適切に対応した。併せて、移送に関しては、警察署の理解・協力により実施した。	警察との緊密な連携を図りながら、一時保護の適切な対応に努めた。併せて、移送に関しては、警察署の理解・協力を得ることによって実施を行った。
70	再掲	44	県警察本部	人身安全対策課	警察との緊密な連携・協力のもと、休日夜間における被害者の一時保護に対応します。	被害者等の保護措置	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。	関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執った。
71			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②女性相談所	被害者の安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、被害者の利便を必要以上に制限することがないような環境づくりについて、国の調査研究及び検討会の動向などを注視しながら検討します。	被害者の安全を守るために行う通信機器の利用制限について、それぞれの被害者の状況に応じた環境を提供することが出来るか、国の調査やあり方検討会等の動きを踏まえ、検討する。	①通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の情報収集を行い、女性保護施設のワーキングチームで検討を行った。 ②通信機器の利用制限にかかわる国の調査研究に協力した。	①通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の情報収集を行った。 ②通信機器の利用制限について、国の調査やあり方検討会等の動きを踏まえながら、引き続き検討を行っていく。

施策の内容(5) 保護命令に係る安全の確保

72			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所 ③県警察本部 ④人身安全対策課	被害者に対し、保護命令制度について説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。	保護命令制度についての情報収集と相談対応を行う。保護命令制度の説明、関係機関への連絡、被害者との連絡体制の確立と情報提供	①②保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度利用できるように助言、相談を行った。 ③被害者に対して、保護命令制度について説明した。裁判所からの書面提出請求に、回答した。 速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。	①②保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度利用できるように助言、相談を行った。裁判所から書面提出を請求された際には速やかに回答を行った。 ③被害者に対して、保護命令制度について説明した。裁判所からの書面提出請求に、回答した。 発令後、速やかに被害者と連絡をとり、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。
73			県警察本部	人身安全対策課	警察は、加害者に対して保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行います。	加害者に対する指導警告	加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告を行った。	加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告を行った。
74			福祉子どもみらい局	女性相談所	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	保護命令に関する市町村等関係機関への連絡と、市町村、警察との連携による、被害者への助言等を行う。	保護命令に関する発令通知件数は1件であった。	裁判所からの保護命令に関する申立書の作成は1件であった。
75			県警察本部	人身安全対策課	配偶者暴力相談支援センターは、裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、被害者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	親族等との連絡体制の確立と情報提供	被害者の親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。	被害者の親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
施策の内容(6) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮								
76			福祉子どもみらい局	女性相談所	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。	被害者の状況に応じて、適切な対応をするよう配慮した。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。
77	再掲	52	福祉子どもみらい局	女性相談所	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。	外国籍被害者支援として、外国籍被害者支援を行う民間団体の通訳等の人材の活用、福祉事務所への情報提供、及び民間団体への一時保護委託を行った。	外国籍被害者支援として、外国籍被害者支援を行う民間団体の通訳等の人材の活用、福祉事務所への情報提供、及び民間団体への一時保護委託を行った。
78	再掲	53	国際文化観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介	県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(362件)	県内の公的機関等及び外国籍県民等からの依頼に基づく通訳支援(紹介)を行った。(331件)
79	再掲	62	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、必要に応じ市町村に通報を行うなど、市町村と連携して通報に対応する。	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。	相談窓口に通報があった場合、通報者に対して被害者への児童虐待・障がい者・高齢者虐待の相談窓口の情報提供を依頼した。
80	再掲	63	県警察本部	人身安全対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して被害者の支援を行います。	子ども、高齢者、障がい者に関する情報への対応 人権を尊重した対応	事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。 被害者の人権を尊重し、対応した。	事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。 被害者の人権を尊重し、対応した。
81	再掲	46	福祉子どもみらい局	女性相談所	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な被害者等、被害者の状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。	一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた環境で一時保護を行った。	一時保護委託事業所と連携し、被害者の状況に応じた適切な一時保護を行った。
82	再掲	47	福祉子どもみらい局	女性相談所	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、適切な施設の活用を努めます。	障がいのある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護委託を実施する。	被害者の状況に応じて、適切に一時保護委託を実施した。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討しながら、被害者の安全安心に配慮した一時保護委託を実施した。

主要施策④ 適正な情報の管理

施策の内容(1) 適正な情報の管理

83			①福祉子どもみらい局 ②県警察本部	①女性相談所 ②人身安全対策課	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理に努めます。	被害者の一時保護における安全とプライバシーを確保するため、適正な情報管理を図る被害者等に係る情報の保護	①情報の管理の徹底を図った。 ②被害者等に係る情報の保護に配慮した。	①公務員の守秘義務を含め、適正な情報管理に努めた。 ②被害者等に係る情報の保護に配慮した。
84			①②③福祉子どもみらい局 ④県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所 ③共生推進本部室 ④人身安全対策課	職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、関係部署も含めた適正な情報の管理に努めます。	職員や民間団体スタッフ等の安全を確保するため、適正な情報管理を図る支援者等の関係者の安全の確保	①相談に関する情報について適正な管理を行った。 ②民間団体や職務関係者にかかる情報の管理の徹底を図った。 ③随時、市町村や民間団体への情報管理の徹底を呼び掛けた。 ④被害者を支援している者等に係る情報の保護に配慮した。	①相談に関する情報について適正な管理を行った。 ②公務員の守秘義務を含め、適正な情報管理に努めた。 ③随時、市町村や民間団体への情報管理の徹底を呼び掛けた。 ④被害者を支援している者等に係る情報の保護に配慮した。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
重点目標Ⅳ 自立支援の促進								
施策の方向4 自立した生活に向けた切れ目のない支援								
主要施策① 生活基盤を整えるための支援								
施策の内容(1) 住まいの確保								
85			①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所 ③保健福祉事務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報の収集、提供により自立を支援する。 情報の収集、提供による相談対応	①相談者から住居についての相談を受けたときは、関係機関等の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。 ③関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。	①相談者から住居についての相談を受けたときは、市・福祉事務所の女性相談窓口等の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。 ③関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行った。
86			健康医療局	保健福祉事務所	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等を活用した民間住宅の利用支援	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度の活用実績はなかった。	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度の活用実績はなかった。
87			県土整備局	住宅計画課	民間団体との連携を図りながら、被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	賃貸住宅の家主から、DV被害者等の住宅確保要配慮者(以下、「要配慮者」という。)の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を提供。	要配慮者の入居支援に協力的な不動産店等に対して「新たな住宅セーフティネット制度」の周知を図る講座を実施することにより、要配慮者の入居を拒まない住宅の登録について働きかけを行うとともに、当該登録情報を提供することにより、要配慮者の支援を行った。	要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度について、「新たな住宅セーフティネット制度」の周知を図る講座の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施は見送り、ホームページ等で周知を図った。
88			県土整備局	公共住宅課	県営住宅における、被害者の住まいの確保に努めます。	・県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行う。 ・DV被害者については、県営住宅募集において単身者でも応募可能とする。	県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行った。	県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行った。
施策の内容(2) 就労の支援								
89			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用に関する情報を収集し、被害者に提供します。	就労支援について、情報の収集、提供により自立を支援する。	①相談窓口として県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。	①相談窓口として県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。
90			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	母子家庭等就労支援事業(母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援等)母子家庭自立支援給付金等による、職業訓練のための支援	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談626件、就業支援講習会13回	母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談936件、就業支援講習会17回
91			産業労働局	産業人材課	被害者である母子家庭の母等を対象とした職業訓練を実施します。	職業技術校等における職業訓練	職業技術校で実施する訓練及び民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練の一部に、母子家庭の母等を対象としたひとり親家庭優先枠を設定し、受講生を募集した。優先枠での入校者はそれぞれ17名と85名であった。	職業技術校で実施する訓練及び民間教育訓練機関等に委託して実施する訓練の定員の約一割に、母子家庭の母等を対象としたひとり親家庭優先枠を設定し、受講生を募集した。優先枠での入校者はそれぞれ7名と79名であった。
92			①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①生活援護課 ②保健福祉事務所	生活保護を受給している被害者のための就労支援を実施します。	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者等に、個々のニーズ等にに応じた就労支援を実施した。	福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に一定程度以上の意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を実施した。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
施策の内容(3) 経済的な支援								
93			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、被害者に助言等を行います。	情報の収集、提供による経済的な自立に向けた支援を行う。	①相談窓口として経済的な自立に向けた支援に関する情報を提供するとともに具体的な助言を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。	①相談窓口として経済的な自立に向けた支援に関する情報を提供するとともに具体的な助言を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。
94			①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①生活支援課 ②保健福祉事務所	福祉事務所において、生活保護の円滑な運用を行います。	福祉事務所は、生活保護が必要な者に対して適切に保護を実施する。被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮し、円滑な運用を行う。	①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することや、被害者の生活保護の決定に必要な調査について、被害者の安全確保の観点から必要な配慮をするよう、会議や監査において周知した。 ②各機関とも連携し、生活保護が必要な者に対しては、本人の申請に基づき適切に保護を実施した。被害者からの生活保護の申請や保護の実施において、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮し、支援を実施した。	①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することや、被害者の生活保護の決定に必要な調査について、被害者の安全確保の観点から必要な配慮をするよう、会議や監査において周知を図った。 ②関係機関と連携し、生活保護が必要な者に対して、申請に基づき適切な保護を実施した。被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮のうえ、支援を実施した。
95			①くらし安全防災局 ②福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①くらし安全交通課 ②かながわ男女共同参画センター ③人身安全対策課	犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報提供を行います。(国の制度)	犯罪被害者を支援する給付金制度に関する情報の収集、提供による相談対応を行う。	①かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害者支援給付金制度の情報を提供した。 ②相談窓口として犯罪被害者支援給付金制度の情報を提供した。 ③申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。	①かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける相談窓口において犯罪被害者支援給付金制度の情報を提供した。 ②相談窓口として、必要に応じ、犯罪被害者支援給付金制度の情報を提供する態勢をとっていたが、実績はなかった。 ③申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続の迅速化に努めた。
96			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者の経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について、被害者に助言等を行います。	被害者の経済的支援のために、貸付金等の活用について、情報の収集、提供による相談対応を行う。	①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。	①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供に努めた。
施策の内容(4) 各種制度の周知と活用への支援								
97			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行する。	①相談者が安全に自立できるよう、社会保険など各種手続きについての相談・情報提供を行うほか、申し出によりDVセンターとして手続きに必要な証明書の発行を行った。 ②証明書の発行は迅速かつ正確な事務処理に努めたとともに、関係機関への適切な情報提供に努めた。	①相談者が安全に自立できるよう、社会保険など各種手続きについての相談・情報提供を行うほか、申し出によりDVセンターとして手続きに必要な証明書の発行を行った。 ②証明書の発行については迅速かつ、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関に確認を行う等正確な事務処理に努めた。
98			健康医療局	医療保険課	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行いながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	国民健康保険の手続きに関し、制度の周知に努める。	国民健康保険法に基づいて行う指導・助言等を、国民健康保険を運営する市町村等(保険者)に対して実施することにより、保険者を通じて制度の周知に努めた。	引き続き、指導・助言等を保険者に対して実施することにより、保険者を通じて制度の周知に努めた。
99			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者が法的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。	法的な支援について、情報の収集、提供による相談対応を行う。	①相談者が法的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。	①相談者が法的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行った。 ②福祉事務所との連携に努め、法テラスの活用等適切な情報提供に努めた。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
100			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	住民基本台帳の閲覧や警察への捜索願等の扱いに関し、被害者を保護する観点から措置がとられていることなどについて必要な情報収集を行うとともに、被害者に情報提供等を行う。	①②住民基本台帳の閲覧や警察への捜索願等の扱いに関し、被害者を保護する観点から措置がとられていることなどについて必要な情報収集を行った。 ①相談窓口として被害者に対し、住所等の情報管理、住民基本台帳閲覧制限等の制度についての情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。	①②相談窓口として住民基本台帳閲覧制限等の制度についての情報を提供した。 ②福祉事務所との連携に努め、適切な情報収集及び提供を行った。
101			政策局	市町村課	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応するとともに、閲覧等制限の制度等の周知に努めます。	住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応し、また、周知を行った。	住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応し、また、周知を行った。
102			教育局	高校教育課	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	被害者の同伴児童の転校先等について、特に嚴重に情報の管理を行う	各県立高校等において、被害者の同伴児の転校先等の情報を嚴重に管理した。	各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を嚴重に管理した。
103			教育局	教育事務所	被害者または関係機関に対して、各種手続きの活用に必要な住所等の情報管理について助言等を行います。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の嚴重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努める	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の嚴重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努めた。	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の嚴重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努めた。

主要施策② 安定した生活に向けた支援

施策の内容(1) 中長期支援施設の運営に対する支援

104			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。	ステップハウスを運営する民間団体へ補助を行った。	中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。
105			福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)	連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。(2回)	連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。(2回)

施策の内容(2) 精神的なケアの充実

106			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。	精神的なケアなど、民間団体の自立支援活動を支援する。	民間団体の自立支援活動へ補助を行った。	民間団体の自立支援活動へ補助を行った。
107			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、被害者の精神的なケアの充実を図ります。	心理士によるメンタルケアを実施する。	メンタルケア実施; 27件	継続して実施 メンタルケア実施; 23件
108			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	自助グループの立ち上げを支援します。	自助グループ立ち上げを支援する。	自助グループ支援; 40件	継続して実施 自助グループ支援; 8件

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
109			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関等の情報の収集、提供による相談対応を行う。	相談窓口として医療機関についての情報を提供した。	相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を行った。
施策の内容(3) 被害者と同居する子どもに関する支援								
110			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	子どもの心のケアについて、適切な相談窓口の情報提供による相談対応を行う。	①相談窓口として児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供した。 ②児童相談所や市町村児童相談窓口との情報の共有を図った。	①相談窓口として児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供した。 ②子どもの心身の状況などの情報提供に努め、児童相談所や市町村児童相談窓口との情報の共有を図った。
111			福祉子どもみらい局	児童相談所	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	相談対応	DVによる心理的虐待の相談受付件数487件であり、児童の状況に応じて学校等との連携を行なった。	DVによる心理的虐待の相談受付件数472件であり、児童の状況に応じて学校等との連携を行なった。
112			教育局	子ども教育支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による相談	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等を行った。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等を行った。
113			教育局	学校支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等(県立高等学校、中等教育学校)	スクールカウンセラーによる相談を18,351件、スクールソーシャルワーカーによる相談等を5,845件行った。	スクールカウンセラーによる相談を18,921回、スクールソーシャルワーカーによる対応を5,084回行った。
114			教育局	総合教育センター	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等との連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。	総合教育センターに配置されている臨床心理の専門家等による相談対応	総合教育センターでは、来所による相談(5,078件)、電話による相談(6,924件)、メールによる相談(85件)等に応じた。	総合教育センターでは、来所による相談(3,440件)、電話による相談(5,415件)、メールによる相談(111件)等に応じた。
115			福祉子どもみらい局	女性相談所	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	子どもを同伴している被害者に対し、必要な情報提供、相談対応を行う。	母子生活支援施設の利用が必要な方については、福祉事務所に必要性を働きかけ、その利用の促進を図った。なお、通知等の発出が必要な事例はなかった。	母子生活支援施設の利用が必要な方については、福祉事務所に必要性を働きかけたり、利用の促進を図ったが、通知等の発出が必要な事例はなかった。
116			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	母子生活支援施設の広域利用の促進を図る。	母子生活支援施設の広域利用の促進を図った。	母子生活支援施設の広域利用の促進を図った。 (令和2年度における県保健福祉事務所の県外施設への広域入所措置件数:11件)
117			健康医療局	保健福祉事務所	子どもを同伴している被害者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行った。	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行った。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
118			教育局	財務課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年収が低い場合等へ配慮した円滑な運用	<p>【入学検定料、入学料、修業年限超過者の授業料について】</p> <p>生活保護受給者、児童福祉施設入所者、保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯については全額を免除した。また、県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が85,500円未満の場合は半額を免除した。</p> <p>【授業料について】</p> <p>県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が507,000円未満の世帯に対し、授業料の負担をなくすために就学支援金を支給した。</p> <p>【高校生等奨学給付金について】</p> <p>生活保護受給世帯又は保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯に対し、返還不要の給付金を支給した。</p> <p>いずれの審査においても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入により審査を行うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。</p>	<p>【入学検定料、入学料、修業年限超過者の授業料について】</p> <p>生活保護受給者、児童福祉施設入所者、保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯については全額を免除した。また、県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が85,500円未満の場合は半額を免除した。</p> <p>【授業料について】</p> <p>令和2年度の保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が30万4,200円(年収約910万円)未満の世帯に対し、授業料の負担をなくすために就学支援金を支給した。(令和2年7月以降。それ以前は前年度どおり。)</p> <p>【算定式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額</p> <p>※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算</p> <p>【高校生等奨学給付金について】</p> <p>生活保護受給世帯又は保護者の県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額が非課税の世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、返還不要の給付金を支給した。</p> <p>いずれの場合においても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入により審査を行うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。</p>
119			教育局	高校教育課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	被害者の同伴児童の転校先等について、特に嚴重に情報の管理を行う	各県立高校等において、被害者の同伴児の転校先等の情報を嚴重に管理した。	各県立高校等において、被害者の同伴児童の転校先等の情報を嚴重に管理した。
120			教育局	教育事務所	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努める	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努めた。	管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、転出入手続等の個人情報の厳重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努めた。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
121			福祉子どもみらい局	私学振興課	教育委員会や学校は、被害者の子どもの転出入等の手続きや授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。	別居中で実質的に年収が低い場合等へ配慮した円滑な運用	【私立高等学校等の授業料について】 「就学支援金」「学費補助金」の申請により授業料が軽減される世帯(保護者(親権者)の「県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額」が基準額以下)について、手続きを周知し、補助金を交付した。 私立小中学校等に通う児童生徒への経済支援(年収400万円未満の世帯を対象とする)についても、手続きを周知し、補助金を交付した。 【高校生等奨学給付金について】 平成26年4月以降に高等学校等に入学した生徒を扶養している生活保護受給世帯又は県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額非課税世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、手続きを周知し、返還不要の給付金を支給した。 いずれの審査についても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入として扱うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。	【授業料について】 「就学支援金」「学費補助金」の申請により授業料が軽減される世帯(保護者(親権者)の算定基準額が基準額の範囲内)について、手続きを周知し、補助金を交付した。 私立小中学校等に通う児童生徒への経済支援(年収400万円未満の世帯を対象とする)についても、手続きを周知し、補助金を交付した。 【高校生等奨学給付金について】 平成26年4月以降に高等学校等に入学した生徒を扶養している生活保護受給世帯又は県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額非課税世帯(家計急変により非課税相当となった世帯を含む)に対し、手続きを周知し、返還不要の給付金を支給した。 いずれの審査についても、正式に離婚していなければ原則として保護者(両親)の収入として扱うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。
122			福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童手当における広域連携	DV被害者の居住する自治体からの情報提供が123件あり、配偶者の居住する自治体との連携を図った。	DV被害者の居住する自治体からの情報提供が162件あり、配偶者の居住する自治体との連携を図った。
123			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供、相談対応を行う。受給のための証明書を発行する。	相談窓口として各種制度に関する情報を提供し、証明書の発行にあたっては、迅速かつ正確な事務処理に努めた。	相談者に対して各種制度に関する情報提供を行った。また、証明書の発行にあたっては、迅速かつ正確な事務処理に努めた。
124			健康医療局	保健福祉事務所	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供等。 福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。	児童扶養手当の支給等について、情報提供をするとともに連絡、調整を行った。 住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したのに対しては、住居地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施した。	児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供をするとともに連絡、調整を行い、住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したのに対しては、住居地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施した。

施策の内容(4) 地域における支援

125			福祉子どもみらい局	女性相談所	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。	福祉事務所を後方支援した。	福祉事務所と連携し、協議を行うとともに、後方支援を行った。
126			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。	①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所と連携し、相談等を行った。	①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所と連携し、相談等を行う等相談者の情報の共有に努めた。
127			健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部局等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
128			健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援	行政機関等へ同行支援を行った。	行政機関等へ同行支援を行った。
129			福祉子どもみらい局	女性相談所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う際の同行支援の実施に努める	支援の実施機関に依頼した。	必要な各種制度案内等を福祉事務所と協議し、引き続き支援の実施機関に依頼を行った。
130			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。
131			福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護施設を退所し、地域で生活する被害者のためのサポート相談を実施します。	一時保護後に地域で自立生活することについて相談を実施する。	一時保護利用者に、福祉事務所と連携し、相談等を行った。	一時保護利用者に、福祉事務所と連携し、相談等に努めた。

施策の内容(5) 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者の方への配慮

132	再掲	76	福祉子どもみらい局	女性相談所	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人の被害者や、DVがより潜在化しやすい傾向にある障がい者や高齢者、性的少数者の方等に対して、本人の意向や障がい等を確認しながら、適切な対応をするよう配慮します。	外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等に対し、本人の希望や状況に応じた適切な対応をするよう配慮する。	被害者の状況に応じて、適切な対応をするよう配慮した。	被害者の状況に応じて、必要によっては関係機関とも連携を行う等も検討し、適切な対応をするよう配慮を行った。
-----	----	----	-----------	-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------	----------------------------	------------------------------------------------------

主要施策③ 女性保護施設における支援

施策の内容(1) 女性保護施設における支援

133			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。	女性保護施設における就労支援事業を実施する。	女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行った。	女性保護施設において、利用者の個々の能力、適性等を考慮しながら、就労に結びつけるための支援を行った。
134			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	就労支援や退所者支援などにより自立に向けた支援を行います。	女性保護施設における退所者支援を実施する。	退所者支援事業担当職員を指定し、退所者支援を実施した。	退所者支援事業担当職員を指定し、退所者支援を実施した。
135			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。	女性保護施設における心理的な支援を実施する。	非常勤心理士を2名配置し、心理的な支援を実施した。	非常勤心理士を2名配置し、心理的な支援を実施した。
136			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、環境の充実に努めます。	被害者や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立に向け、女性保護施設的环境を整備する。	平成26年に整備した障がい者用居室や母子用居室を利用して障がい者や母子の受け入れに対応した。	障がい者用居室や母子用居室を利用して、障がい者や母子の受け入れに対応した。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
重点目標Ⅴ 市町村、民間団体及び関係機関との連携等								
施策の方向5 地域における相談と自立支援の体制の充実								
主要施策① 市町村における計画的な取組み								
施策の内容(1) 市町村基本計画の策定								
137			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、DV防止や被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、基本計画策定を支援する。	県内市町村のDV主管課長会議での情報提供等により、プラン策定の支援を行った。	県内市町村のDV主管課長会議での情報提供等により、プラン策定の支援を行った。 31市町で基本計画策定
施策の内容(2) 市町村における施策推進体制の充実								
138			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	県内市町村のDV対策状況調査、他県や国の情報提供などにより、市町村の庁内外連携を支援する。	DV防止に関する施策調査、他県や国の制度について、県内市町村のDV主管課長会議において情報提供を行い、市町村の庁内外連携を支援した。	他県や国の制度等について、県内市町村のDV主管課長会議において情報提供を行い、市町村の庁内外連携を支援した。
139			健康医療局	保健福祉事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加	地域DV対策情報交換会議を開催・参加した。	地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議に参加した。(一部コロナにより中止)
140			福祉子どもみらい局	児童相談所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加	各市町村の実情に応じてDV主管課との情報交換等を実施した。	各市町村の実情に応じてDV主管課との情報交換等を実施した。
141			教育局	教育事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、庁内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議への参加	【湘南三浦・県央】 地域DV対策情報交換会議・市町村庁内外連携会議へ参加した。 【中・県西】 児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加した。	【湘南三浦・県央】 必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議へ参加した。 【中・県西】 児童・生徒指導研修会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加した。
主要施策② 市町村における相談窓口の充実								
施策の内容(1) 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置								
142			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、DVセンター設置を支援する。	県内市町村のDV主管課長会議において、DV施策調査、他県、国の情報を提供した。	市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供し、市町村のDVセンター設置を支援した。
143			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する権限の強化や財政的な支援について、国へ要望します。	市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望する。	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において、市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望した。	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議において、市町村の配偶者暴力相談支援センターの事業や被害者の一時保護の実施に対する財政的な支援について国へ要望した。
施策の内容(2) 市町村における身近な相談窓口の充実								
144			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	市町村は、被害者相談窓口の充実を努め、県はこれを支援します。	市町村の被害者相談窓口の充実のため、研修実施・情報提供等により支援する。	①相談員対象の研修を実施した。また、機会を捉えて情報提供した。 ②関係機関を対象とした研修を行うとともに、研修講師の派遣依頼に対して対応した。(各1回)	①相談員対象の研修を実施し、また機会を捉えて情報提供を行った。 ②コロナ感染防止のため書面による職員研修を実施するなど、関係機関を対象とした研修を行った。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
145			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、被害者と接する相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、市町村の取組みを支援する。	市町村課長会議において、DV施策調査、他県、国の情報を提供することなどにより、市町村における身近な相談窓口の充実を支援した。	市町村課長会議において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、市町村における身近な相談窓口の充実を支援した。
146			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。	相談員対象に事例検討会を実施した。(8回中3回は市町村拡大実施)女性問題研修会を実施した。(4回)	市町村相談員を対象とした事例検討会【コロナにより中止】女性問題研修会を実施した。(2回)
147	再掲	198	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員フォローアップ研修を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。
148	再掲	199	福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、人権男女共同参画課が開催する研修に職員を派遣する。	関係機関を対象とした研修を行うとともに、研修講師の派遣依頼に対応した。(各1回)	関係機関を対象とした研修の講師対応を行った。

施策の内容(3) 市町村における自立支援の実施

149			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県内市町村のDV対策状況調査、地域DV対策情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施する。	県内市町村のDV対策状況調査、地域DV対策情報交換会議の開催、他県や国の情報提供などを実施する。	市町村の自立支援の実施について、DV施策調査を実施し、また他県や国の情報を提供した。また、県福祉事務所を中心とした地域情報交換会が開催できるよう協力した。	・市町村の自立支援の実施について、県内自治体他県や国の情報を提供した。また、県福祉事務所を中心とした地域情報交換会が開催できるよう協力した。 ・特別定額給付金の支給について、市町村に国の情報提供を行うとともに、市町村・他県との連絡調整を行い滞りなく支給ができるよう努めた。
150	再掲	125	福祉子どもみらい局	女性相談所	新たな地域で自立生活を始める場合、被害者の意向を確認し、従前の地域での支援が引き継がれるように努めます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。	福祉事務所を後方支援した。	福祉事務所と連携し、協議を行うとともに、後方支援を行った。
151	再掲	126	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。	①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所と連携し、相談等を行った。	①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②福祉事務所と連携し、相談等を行う等相談者の情報の共有に努めた。
152	再掲	127	健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める被害者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行った。
153	再掲	128	健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	被害者の同行支援	行政機関等へ同行支援を行った。	行政機関等へ同行支援を行った。
154	再掲	129	福祉子どもみらい局	女性相談所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	各種制度の手続きなどを行う際の同行支援の実施に努める	支援の実施機関に依頼した。	必要な各種制度案内等を福祉事務所と協議し、引き続き支援の実施機関に依頼を行った。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
155	再掲	130	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが被害者に同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。	民間団体に対して、同行支援への補助を行った。

主要施策③ 地域の状況に応じた県と市町村等の連携

施策の内容(1) 地域における関係機関ネットワークの充実

156			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等へ参加する。	地域における福祉事務所、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議に出席し、連携強化に努めた。	コロナ禍のため書面開催となった、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議に情報提供を行う等し、連携強化に努めた。
157			健康医療局	保健福祉事務所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等を開催・参加した。	地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等を開催・参加した。
158			福祉子どもみらい局	児童相談所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加	各警察署との連絡会(5回)、医療機関との連絡会(5回)、保健福祉連絡会等(2回)を開催。スクールソーシャルワーカー連絡会(1回)に参加。	コロナ禍であったため、例年通りには実施できず。医療機関や保健福祉事務所等との連絡会は開催なし。各警察署との連絡会(1回)のみ開催。スクールソーシャルワーカー連絡会(1回。但し書面開催)に参加。
159			教育局	教育事務所	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加	【湘南三浦・県央・中・県西教育事務所】 ・学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会等へ参加した。	学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会等へ参加した。
160			県警察本部	人身安全対策課	地域における、福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めます。	関係機関との連携協力	各種会議等に参加し、関係機関との連携に努めた。	各種会議等に参加し、関係機関との連携に努めた。

施策の内容(2) 県による広域連携支援

161			福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者の居住する市町村等と調整し、被害者が必要な支援を受けられるよう努めます。	被害者の居住する市町村との連携・情報提供等を行う。	連絡を密に取るなど連携に努め、必要な情報提供を行った。	連携に努め、必要な情報提供を行った。
162			健康医療局	保健福祉事務所	県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。	県保健福祉事務所に女性相談員を配置 町村職員と連携して被害者の支援を実施	・郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木) ・町村職員と連携して被害者の支援を実施した。	・郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談員を6人配置した。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木) ・町村職員と連携して被害者の支援を実施した。 ・町村と連携し、住民票を異動せず避難している被害者がコロナ特別定額給付金を居住地で支給申請できるよう支援した。
163			福祉子どもみらい局	女性相談所	県保健福祉事務所等は、町村と連携して被害者の相談や自立支援を行います。	女性相談員研修会を開催する。	女性相談員向けの研修会を開催した。(2回)	女性相談員向けの研修会を書面開催により実施した。
164			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	県及び市町村配偶者暴力相談支援センターの連絡会議を設置し、連携を強化します。	県及び政令市が持ち回りで開催する拡大DVセンター会議を開催又は参加する。	四県市DVセンター連絡会を開催・参加した。(1回)	四県市DVセンター連絡会に参加した。(1回)

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
165	再掲	15	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施します。	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を実施する。	専門相談を実施した。 法律相談 75件 精神保健相談 17件 メンタルケア 27件 (DV関係相談件数)	法律相談、心理相談、精神保健相談などの専門相談を継続して実施した。 法律相談 71件 精神保健相談 6件 メンタルケア 23件 (DV関係相談件数)
166	再掲	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数 638件	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施した。 多言語相談件数 516件
167	再掲	26	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。	男性被害者相談を実施した。 973件	男性被害者相談を継続して実施した。 1, 075件
168	再掲	27	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。	DVに悩む男性相談を実施した。 DVに悩む男性相談; 59件	DVに悩む男性相談を継続して実施する。 DVに悩む男性相談; 58件
169	再掲	22	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、被害者の緊急相談に対応する。	休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00	休日夜間のDV相談を実施した。 土日9:00～17:00 平日夜間17:00～21:00
170	再掲	25	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を実施した。 週末ホットライン相談 393件	週末ホットライン相談を継続して実施した。 週末ホットライン相談 310件
171	再掲	23	福祉子どもみらい局	女性相談所	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとに、休日夜間緊急対応を実施する。 休日夜間緊急対応人員を確保する。	夜間宿直体制による対応を行った。また、休日日中の人員を増やし、緊急対応人員の確保に努めた。	夜間宿直体制による対応を行い、休日・夜間における緊急対応人員の確保に努めた。
172	再掲	24	県警察本部	人身安全対策課	休日夜間等、時間外の緊急相談の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもとに、被害者の緊急相談に対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。

施策の方向6 民間団体との連携、支援

主要施策① DV防止・被害者支援を行う民間団体との連携、支援

施策の内容(1) 民間団体との意見交換

173			福祉子どもみらい局	共生推進本部	取組みの充実に向け、被害者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と定期的な意見交換を実施する。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と意見交換会を開催した。(年2回)	被害者支援に取り組んでいる民間団体と意見交換会を開催した。
-----	--	--	-----------	--------	----------------------------------------------	----------------------------------	------------------------------------	-------------------------------

施策の内容(2) 民間団体と連携した啓発等

174			福祉子どもみらい局	共生推進本部	啓発資料等は、民間団体に蓄積された被害者支援のノウハウ等を踏まえて作成します。	被害者の支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携し、啓発資料等を作成する。	デートDVに関する支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携して作成した中学生向けデートDV啓発冊子を県内の中学校に配布した。 精神的暴力啓発まんがを作成するにあたり、被害者支援に取り組んでいる民間団体の意見を取り入れた。	デートDVに関する支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携して作成した中学生向けデートDV啓発冊子を県内の中学校に配布するほか、民間団体と連携して作成した各種啓発資料を県内に配布した。
-----	--	--	-----------	--------	-----------------------------------------	---------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
175			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	被害者への適切な支援の実施のため、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、職務関係者の研修を開催します。	弁護士、精神科医、大学教授等を講師とした研修を開催	弁護士、精神科医、大学教授等との協働により研修を開催した。	弁護士、民間団体スタッフ等との協働により研修を開催した。
施策の内容(3) 被害者相談における連携								
176	再掲	25	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携し、休日夜間等、時間外における被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。	週末ホットライン相談を実施して実施した。 週末ホットライン相談 393件	週末ホットライン相談を継続して実施する。 週末ホットライン相談 310件
177	再掲	16	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	民間団体と連携した多言語による被害者相談を実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。	外国籍被害者向け多言語相談を実施した。 多言語相談件数 638件	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施する。多言語相談件数 516件
施策の内容(4) 中長期支援施設の運営に対する支援								
178	再掲	104	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。	ステップハウスを運営する民間団体へ補助を行った。	中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。
179	再掲	105	福祉子どもみらい局	女性相談所	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体に対する支援を強化します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)	連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。(2回)	連絡会議を開催し、情報共有など連携に努めた。(2回)
施策の内容(5) 県、市町村、民間団体の協働による一時保護事業								
180	再掲	48	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護の充実に努めます。	県、市町村、民間団体による三者協働一時保護を実施する。	県内市町村と協定を締結して実施した。	県内市町村と協定を締結して実施した。 必要に応じて施設のメンテナンスを実施した。
施策の内容(6) 被害者支援を行う民間団体への支援								
181			福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託団体のスタッフを対象とした研修を実施します。	民間委託シェルタースタッフ研修を実施する。	民間団体職員を対象とした研修を実施した。(2回)	民間団体職員を対象とした書面開催研修を実施した。(2回)
182			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援する。	民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助)	民間団体に対して、団体の行う研修事業等に補助を行った。(メニュー補助)
183			福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託団体に出向き、ケースカンファレンスを実施します。	民間委託団体に対し、ケースカンファレンスへの助言を行う。	職員がケースカンファレンスに参加して、助言等を行った。	職員がケースカンファレンスに参加して、助言等を行った。
184			福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援の助言を行います。	民間委託団体の行う同伴児童の学習面に関する支援について、教育指導員による助言を行う。	同伴児童の学習面に関する支援について、助言を行った。(派遣件数は0件)	同伴児童の学習面に関する支援について、助言等の依頼はなかった。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
185			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。	被害者の自立支援活動等を行う民間団体を支援する。	民間団体に対して、団体の行う自立支援事業等に補助を行った。	・民間団体に対して、団体の行う自立支援事業等に補助を行った。 ・民間団体に対して、団体が新たに実施する先進的な取組への補助を行った。
186			福祉子どもみらい局	女性相談所	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理判定員による助言を行う。	心理判定員による助言を行った。	心理判定員による助言等の依頼はなかった。

施策の方向7 関係機関等との連携及び人材育成

主要施策① 関係機関等との相互の連携

施策の内容(1) ネットワークの充実

187			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	DV対策推進会議の開催や民間団体との意見交換会の実施により連携を強化する。	DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努めた。地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。民間団体との意見交換会を開催した。	DV対策推進会議を開催し、DV対策について議論するとともに、連携に努める予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。地域DV情報交換会議に出席し、連携の強化に努めた。民間団体との意見交換会を開催した。
188			福祉子どもみらい局	女性相談所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	女性相談所、福祉事務所、民間委託シェルターによるケースカンファレンスを実施する。	各種会議、カンファレンスにより、連携強化に努めた。	各種会議、カンファレンスにより、連携強化に努めた。
189			福祉子どもみらい局	児童相談所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	女性相談所と児童相談所との連絡会議の充実	女性相談所との連絡会に参加。互いの情報共有や事例を通しての意見交換などを通じて、連携強化を図った。	女性相談所との連絡会に参加。互いの情報共有や事例を通しての意見交換などを通じて、連携強化を図った。(コロナ禍であったため連絡会は書面開催となった。)
190			健康医療局	保健福祉事務所	DV防止と被害者の自立支援施策を充実するため、関係機関・関係団体の連携を強化します。	ケースカンファレンスへの参加	ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討した。	参加要請があれば、ケースカンファレンスに参加し、被害者の自立支援について検討した。
191			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。	医療、法律などの関係機関・関係団体との連携の強化を図る。	DV対策推進会議を開催してDV対策について議論するとともに情報共有を行い、医療や法律などの関係機関との連携を図った。	DV対策推進会議を開催して情報共有を行い、医療や法律などの関係機関との連携を図る予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。
192			県警察本部	人身安全対策課	通報制度や保護命令制度を活用した被害者支援のため、医療、法律などの関係機関・関係団体との連携を図ります。	関係機関等との連携	事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。	事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。
193			福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	被害者の子どもへの接近禁止命令が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。	保護命令制度について、周知を行う。	DV被害防止啓発冊子をホームページに掲載することなどにより、保護命令の内容等を広く周知した。	DV被害防止啓発冊子をホームページに掲載することなどにより、保護命令の内容等を広く周知した。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
194			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。	長期にわたる切れ目のない支援を行うため、民間団体との意見交換や自立支援活動への補助を実施する。	長期にわたる切れ目のない支援を行うため、DV対策推進会議や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。被害者支援を行っている民間団体に対して、自立支援活動への補助を行った。	庁内関係部署や民間団体との意見交換会を行い、関係機関等との連携を図った。被害者支援を行っている民間団体に対して、自立支援活動への補助を行った。
195			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	関係機関・関係団体が連携し、被害者が自立した生活を続けるための、長期にわたる切れ目のない支援に努めます。	長期にわたる切れ目のない支援のため、関係機関との連携に努める。	情報提供・情報交換の場として市町村等が主催する各種会議に出席するなど、必要な情報を関係機関と共有した。	情報提供・情報交換の場として市区関係課等が主催する各種会議に出席するなど、必要な情報を関係機関と共有を行った。

施策の内容(2) 広域における連携

196			福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者の支援に当たっては、必要に応じて、県外の婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。	被害者の円滑な広域支援を行うために、全国知事会の申合せに沿って、一時保護について他県との必要があれば連携、調整に努める。	都道府県を越えた連携、調整に努めた。	都道府県と連携が必要なケースはなかったが、都道府県をまたがるケースの調整に努めた。
197			県警察本部	人身安全対策課	関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携します。	関係場所が複数の都道府県にわたる事案への対応	事案に応じ、関係都道府県警察と連携し情報を共有して対応した。	事案に応じ、関係都道府県警察と連携し情報を共有して対応した。

主要施策② 支援者の育成と資質向上等

施策の内容(1) 職務関係者への研修等の充実

198			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員フォローアップ研修を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、勤続年数3年未満程度の初任女性相談員向けに、初任女性相談員研修(基礎)を実施した。
199			福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者への相談・支援に対応する職員の資質向上のため、被害者の状況に応じたきめ細かな対応を実施するための体制を強化します。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、人権男女共同参画課が開催する研修に職員を派遣する。	関係機関を対象とした研修を行うとともに、研修講師の派遣依頼に対応した。(各1回)	関係機関を対象とした研修の講師対応を行った。
200			福祉子どもみらい局	女性相談所	被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	福祉、警察、医療、法律、教育関係者、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者への制度の趣旨の周知、啓発、研修の実施	関係機関を対象とした研修を行うとともに、研修講師の派遣依頼に対して対応した。(各1回)	コロナ感染防止により、関係機関を対象とした研修や講師の派遣依頼はなかった。
201			教育局	行政課	被害者への適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	関係職員を対象とした研修の実施	各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(7校)	各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(3校)
202			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	県・市町村の被害者の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。	職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いた研修を実施する。	①女性問題研究会や事例検討会で研修を実施した。 ②DV被害者の相談支援を担当する新任行政職員、管理職を対象に支援に関する基礎知識を対象に支援に関する基礎知識に関する研修を行った。	①女性問題研究会や事例検討会で研修を実施した。 ②新任の行政職員、管理職を対象に支援に関する基礎知識やDVの理解に関して書面開催で研修を行った。

通し番号	再掲	再掲元通し番号	所管部署等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
203			①②③ 福祉子どもみらい局 ④県警察本部	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所 ④人身安全対策課	被害者支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。	情報管理等の危機管理に関する研修を実施する。	①県警と共同で行う「DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ」において、情報管理等の危機管理に関する研修を実施した。 ②かながわ男女共同参画センターで実施する研修において、必要に応じて情報管理等に関する研修を盛り込んだ。 ③行政職員向けの研修等の中で情報の取り扱い等について盛り込んだ。 ④各種研修会を実施した。	①県警と共同で行う「DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ」において、情報管理等の危機管理に関する研修を企画開催にて実施した。 ②かながわ男女共同参画センターで実施する研修において、情報管理等に関する研修を実施した。 ③行政職員向けの書面開催研修等の中で危機管理について、盛り込んだ。 ④各種研修会を実施した。
204			福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談所	県及び市町村における被害者支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。	被害者支援等に関するノウハウについて、会議等の場を活用した市町村との情報交換を実施する。	①県内市町村のDV対策主管課長会議等を開催し県及び県内市町村の情報交換を行った。 ②③会議や研修等を通して情報交換を実施した。	①県内市町村のDV対策主管課長会議等を開催し県及び県内市町村の情報交換を行った。 ②③会議や研修等を通して、書面も活用し情報交換を実施した。

施策の内容(2) 支援者への支援

205			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	被害者支援に携わる相談員等の精神的安定を図り、より良い被害者支援を実施できるよう、組織内でのスーパービジョンを実施するなど、メンタルヘルスキアの充実に努めます。	組織内での事例検討会を実施するなど、相談員等のメンタルヘルスキアの充実に努める	①相談員対象に事例検討会を実施した。(8回実施) ②SVを中心としたスーパーバイズを行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。	①相談員対象に事例検討会を実施した。(3回実施) ①②SVを中心としたスーパーバイズを行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。
206	再掲	146	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	市町村の相談窓口職員への支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。	相談員対象に事例検討会を実施した。(8回中3回は市町村拡大実施) 女性問題研修会を実施した。(4回)	市町村相談員を対象とした事例検討会【コロナにより中止】 女性問題研修会を実施した。(2回)

施策の方向8 課題解決に向けた調査研究と提案・苦情への対応

主要施策① 調査研究

施策の内容(1) DV防止及び被害者支援のための調査研究

207			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	配偶者暴力に関する意識調査や被害の実態調査などの調査研究を実施し、県内関係機関で共有、DV対策・被害者支援に役立てる。	精神的暴力等の相談事例を収集し、啓発まんがを作成した。	相談・一時保護の現状やアンケート結果を踏まえて、LINE相談窓口の充実等施策に反映させた。
208			福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談所	DV防止や被害者支援のための調査や研究を実施し、施策に反映させます。	より適切な被害者支援に向けて、精神的な課題など多様で複合的な課題を抱えている被害者等の実態について、把握する。	多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかな把握に努めた。	多様で複合的な課題を抱えている被害者が増えている現状について、きめ細やかに把握し課題解決に努めた。
209			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	国等の調査・研究の情報を収集し、調査研究に活用するとともに、関係機関へ情報提供します。	国等の調査・研究の情報を収集し、関係機関へ情報提供する。	加害者対策や通信機器の利用制限について、国等の調査・研究の情報を収集し、施策の検討に活用するとともに、関係機関へ情報提供を行った。	国等の調査・研究の情報を収集し、施策の検討に活用するとともに、関係機関へ情報提供した。

施策の内容(2) 国への要望

210			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性に対する暴力を未然に防止するための取組みの充実や、近年増加がみられる男性被害者に対する支援体制の枠組みの構築などについて、国へ要望します。	DV防止や男性被害者相談等に関する支援体制等について国へ要望する。	配偶者等からの暴力の防止や被害者支援に関する制度改正等について、国へ要望した。	DV防止や男性被害者相談等の支援について、国へ要望した。
211			福祉子どもみらい局	共生推進本部室	加害者更生に関する国の調査研究の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について、国へ要望するとともに、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等を把握するよう努めます。	加害者更生に関する調査研究の充実の国への要望と、他の地方公共団体及び民間団体における取組状況等の把握を行う。	加害者対策の具体化等について国へ要望した。 国の加害者対応に関する検討会にオブザーバー参加し、情報を収集した。	加害者対応プログラムなど加害者対策の具体化等について国へ要望するとともに、他団体等の取組状況の把握に努めた。

通し 番号	再掲	再掲元 通し 番号	所管部局 等	所管所属名	事業概要	事業の内容	2019(令和元)年度事業実績	2020(令和2)年度事業実績
212			福祉子 どもみ らい局	共生推進本 部室	困難を抱える女性達の自立に 向けた支援を適切に行うことが できるよう、売春防止法の抜本 的な改正または女性の保護に 関する新たな法整備につい て、国へ要望します。	売春防止法の抜本的改正また は女性保護に関する新たな法 整備について、国へ要望す る。	配偶者等からの暴力の防止や 被害者支援に関する制度改正 等について、国へ要望した。	売春防止法の抜本的改正また は女性保護の新たな法整備等 について、国へ要望した。

主要施策② 提案・苦情への対応

施策の内容(1) 関係機関における提案・苦情への適切な対応

213			各所管 部局・ 県警察 本部・ 市町村	全所管部 局・県警察 本部	県民等からの配偶者等暴力の 防止や被害者の支援に関する 提案、被害者からの苦情の申 出を受けた場合は、被害者の 置かれている状況に配慮し て、適切・迅速に対応するよ う努めます。	被害者の支援に関する提案や 被害者からの苦情の申出に対 する、適切・迅速な対応	県民等から被害者の支援に関 する提案や被害者等からの苦 情の申出に対して、適切・迅速 に対応した。	県民等から被害者の支援に関 する提案や被害者等からの苦 情の申出に対して、適切・迅速 に対応した。
-----	--	--	---------------------------------	---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------	------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

V 神奈川県男女共同参画審議会の審議状況

1 神奈川県男女共同参画審議会

(1) 設置目的

附属機関の設置に関する条例に基づき設置された機関で、男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）第14条第1項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理について、知事の諮問に応じて調査審議、結果の報告、又は意見を建議することを目的としています。

(2) 主な審議事項

- ア 男女共同参画社会基本法第14条第1項の規定による男女共同参画計画の策定、又は改定について
- イ 男女共同参画推進条例及び規則の重要な改正について
- ウ 男女共同参画に関する制度の創設、又は改善について
- エ 県民等から申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うにあたり、特に必要がある事項について

(3) 審議会委員の構成（令和4年3月現在）

- ア 委員数 12人（男性4人、女性8人）
- イ 選出区分の構成（学識経験者7人、事業者3人、公募1人、市町村1人）

2 開催状況

神奈川県男女共同参画審議会（第9・10期）の開催・意見聴取状況（令和元～3年度）

回	開催日	審議内容
第9期 第4回	令和元年 11月19日 (火)	① 神奈川県男女共同参画推進条例の見直しについて ② かながわDV防止・被害者支援プランの進捗評価について
第10期 第1回	令和2年 6月23日 (火)	① 会長及び副会長の選出 (書面開催)
第10期 第2回	令和3年 10月28日 (木)	① かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の改定について ② ライフキャリア教育かながわモデル発信事業の検証・見直しについて
第10期 第3回	令和4年 1月18日 (火)	① かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の2019及び2020年度の進捗状況の評価について ② かながわDV防止・被害者支援プランの2019及び2020年度の進捗状況の評価について ③ かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）の改定について

第 10 期 神 奈 川 県 男 女 共 同 参 画 審 議 会 委 員 名 簿 (令 和 4 年 3 月 現 在)

選出区分	分野・団体等	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
学 識 ・ 経 験 者	企業経営	いわた きみえ ◎岩田 喜美枝	住友商事株式会社社外取締役／株式会社りそなホールディングス社外取締役／味の素株式会社社外取締役
	社会学	しらかわ とうこ 白河 桃子	相模女子大学大学院特任教授
	ライフキャリア 教 育	すずき のりこ 鈴木 紀子	日本女子大学現代女性キャリア研究所客員研究員
	労働	のむら ひろこ 野村 浩子	東京家政学院大学特別招聘教授
	法律実務	はしもと ようこ 橋本 陽子	弁護士 (神奈川県弁護士会推薦)
	ワーク・ライフ・ バランス	まつだ まさき ○松田 正樹	男も女も育児時間を！連絡会事務局長
	福祉(DV)	もろはし たいき 諸橋 泰樹	フェリス女学院大学文学部教授
県 民 ・ 事 業 者 等	市町村	あいざわ たけし 相澤 武	南足柄市企画部市民協働課長兼女性センター所長
	女性団体等	いのうえ まさこ 井上 匡子	特定非営利活動法人かながわ女性会議副理事長 (特定非営利活動法人かながわ女性会議推薦)
	事業者団体	にへい じゅんいち 仁平 純一	株式会社横浜銀行人財部長 (一般社団法人神奈川県経営者協会推薦)
	労働団体	はぎわら ちかこ 萩原 周子	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会推薦)
	県民	はまだ あゆむ 濱田 歩	公募委員

(50 音順)

◎会長 ○副会長

任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日

<参考>2020年(令和2)年度審議会等の女性委員の登用状況

(「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」の重点目標1

目標値「県の審議会等における女性委員の割合」関係)

<局別>

局	委員 総数	うち女性委 員数	登用率	審議会数
政策局	165	69	41.8%	14
総務局	34	15	44.1%	5
くらし安全防災局	24	14	58.3%	2
国際文化観光局	82	39	47.6%	7
スポーツ局	16	6	37.5%	1
環境農政局	154	51	33.1%	11
福祉子どもみらい局	284	111	39.1%	17
健康医療局	497	148	29.8%	30
産業労働局	56	20	35.7%	5
県土整備局	83	29	34.9%	11
会計局	5	2	40.0%	1
企業局	6	3	50.0%	1
教育局	81	41	50.6%	5
合計	1487	548	36.9%	110

<審議会別>

局	No.	所管所属	名称	2020年度 (2021/3/31時点) ※計画対象外委員を除く		
				総数	女性	比率
政策局	1	総合政策課	神奈川県総合計画審議会	37	16	43.2%
	2	総合政策課	神奈川県科学技術会議	13	6	46.2%
	3	土地水資源対策課	神奈川県国土利用計画審議会	6	4	66.7%
	4	土地水資源対策課	神奈川県土地利用審査会	7	3	42.9%
	5	情報公開広聴課	神奈川県情報公開審査会	7	3	42.9%
	6	情報公開広聴課	神奈川県個人情報保護審査会	5	2	40.0%
	7	情報公開広聴課	神奈川県情報公開・個人情報保護審査会	10	4	40.0%
	8	NPO協働推進課	県指定特定非営利活動法人審査会	8	3	37.5%
	9	政策法務課	神奈川県行政不服審査会	9	4	44.4%
	10	市町村課	神奈川県固定資産評価審査会	11	4	36.4%
	11	地域政策課	神奈川県地方創生推進会議	29	8	27.6%
	12	統計センター	神奈川県統計報告調整審査会	8	4	50.0%
	13	かながわ県民活動サ ポートセンター	神奈川県ボランティア活動推進基金審査会	7	3	42.9%
	14	かながわ県民活動サ ポートセンター	かながわコミュニティカレッジ運営委員会	8	5	62.5%
	計		165	69	41.8%	
総務局	1	総務室	神奈川県職員等不祥事防止対策協議会	6	3	50.0%
	2	人事課	神奈川県特別職報酬等審査会	10	3	30.0%
	3	行政管理課	神奈川県行政改革推進協議会	7	3	42.9%
	4	行政管理課	指定管理者制度モニタリング会議	5	2	40.0%
	5	文書課	神奈川県公益認定等審査会	6	4	66.7%
		計		34	15	44.1%

局	No.	所管所属	名称	2020年度 (2021/3/31時点) ※計画対象外委員を除く		
				総数	女性	比率
くらし安全防災局	1	消費生活課	神奈川県消費生活審議会	15	10	66.7%
	2	消費生活課	神奈川県消費者被害救済委員会	9	4	44.4%
		計		24	14	58.3%
国際文化観光局	1	国際課	かながわ国際政策推進懇話会	14	6	42.9%
	2	国際課	外国籍県民かながわ会議	15	8	53.3%
	3	文化課	神奈川県文化芸術振興審議会	16	8	50.0%
	4	文化課	神奈川県立県民ホール及び音楽堂指定管理業務実績評価委員会	6	3	50.0%
	5	観光課	神奈川県観光審議会	16	7	43.8%
	6	観光課	新たな観光の核づくりアドバイザリー委員会	6	3	50.0%
	7	国際言語文化アカデミア	国際言語文化アカデミア外部評価委員会	9	4	44.4%
		計		82	39	47.6%
スポーツ局	1	スポーツ課	神奈川県スポーツ推進審議会	16	6	37.5%
		計		16	6	37.5%
環境農政局	1	総務室	神奈川県環境農政局公共事業評価委員会	6	1	16.7%
	2	環境計画課	神奈川県環境審議会	17	7	41.2%
	3	環境計画課	神奈川県環境影響評価審査会	18	8	44.4%
	4	大気水質課	神奈川県公害審査会	12	5	41.7%
	5	資源循環推進課	神奈川県美しい環境づくり推進協議会	11	5	45.5%
	6	自然環境保全課	神奈川県自然環境保全審議会	21	3	14.3%
	7	水源環境保全課	水源環境保全・再生かながわ県民会議	23	9	39.1%
	8	森林再生課	神奈川県森林審議会	15	2	13.3%
	9	農政課	神奈川県都市農業推進審議会	15	5	33.3%
	10	農地課	神奈川県中山間地域等振興対策検討委員会	6	1	16.7%
	11	水産課	神奈川県水産審議会	10	5	50.0%
		計		154	51	33.1%
福祉子どもみらい局	1	総務室	神奈川県社会福祉審議会	23	9	39.1%
	2	共生推進本部室	神奈川県男女共同参画審議会	12	7	58.3%
	3	共生推進本部室	かながわ人権政策推進懇話会	16	9	56.3%
	4	共生推進本部室	神奈川県DV対策推進会議	6	4	66.7%
	5	次世代育成課	神奈川県子ども・子育て会議	20	8	40.0%
	6	次世代育成課	かながわ子ども支援協議会	11	8	72.7%
	7	子ども家庭課	神奈川県児童福祉審議会	24	14	58.3%
	8	青少年課	神奈川県青少年問題協議会	10	5	50.0%
	9	私学振興課	神奈川県私立学校審議会	16	3	18.8%
	10	地域福祉課	神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会	12	6	50.0%
	11	地域福祉課	神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議	24	6	25.0%
	12	地域福祉課	神奈川県手話言語普及推進協議会	18	5	27.8%
	13	地域福祉課	神奈川県再犯防止推進会議	17	3	17.6%
	14	高齢福祉課	かながわ高齢者あんしん介護推進会議	10	7	70.0%
	15	高齢福祉課	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会 (かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会及び 神奈川県介護予防市町村支援委員会)	20	5	25.0%
	16	高齢福祉課	神奈川県認知症対策推進協議会	25	7	28.0%
	17	障害福祉課	神奈川県障害者施策審議会	20	5	25.0%
		計		284	111	39.1%

局	No.	所管所属	名称	2020年度 (2021/3/31時点) ※計画対象外委員を除く		
				総数	女性	比率
健康医療局	1	医療危機対策本部室	神奈川県感染症対策協議会	17	2	11.8%
	2	医療危機対策本部室	神奈川県災害医療対策会議	24	1	4.2%
	3	県立病院課	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立病院機構評価委員会	6	2	33.3%
	4	医療課	神奈川県医療審議会	20	3	15.0%
	5	医療課	神奈川県公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会	6	2	33.3%
	6	医療課	神奈川県保健医療計画推進会議	21	4	19.0%
	7	医療課	神奈川県医療対策協議会	17	3	17.6%
	8	医療課	神奈川県リハビリテーション協議会	22	9	40.9%
	9	医療課	神奈川県小児等在宅医療推進会議	15	7	46.7%
	10	医療課	神奈川県在宅医療推進協議会	30	8	26.7%
	11	医療課	神奈川県看護職員の確保及び資質向上推進委員会	9	7	77.8%
	12	医療課	神奈川県死因究明等推進協議会	13	3	23.1%
	13	医療保険課	神奈川県国民健康保険運営協議会	11	4	36.4%
	14	医療保険課	神奈川県医療費検討委員会	15	4	26.7%
	15	健康増進課	神奈川県生活習慣病対策委員会	18	3	16.7%
	16	健康増進課	神奈川県不妊治療支援検討委員会	10	4	40.0%
	17	健康増進課	かながわ食育推進県民会議	26	12	46.2%
	18	健康増進課	神奈川県たばこ対策推進検討会	12	5	41.7%
	19	健康増進課	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進協議会	19	9	47.4%
	20	健康増進課	神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会	18	3	16.7%
	21	がん・疾病対策課	神奈川県精神保健福祉審議会	15	6	40.0%
	22	がん・疾病対策課	神奈川県がん対策推進審議会	18	6	33.3%
	23	がん・疾病対策課	神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会	20	7	35.0%
	24	がん・疾病対策課	神奈川県ギャンブル等依存症対策推進協議会	27	5	18.5%
	25	生活衛生課	神奈川県食の安全・安心審議会	16	7	43.8%
	26	生活衛生課	神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会	9	4	44.4%
	27	生活衛生課	神奈川県動物愛護管理推進協議会	15	6	40.0%
	28	薬務課	神奈川県薬事審議会	19	4	21.1%
	29	薬務課	神奈川県献血推進協議会	16	4	25.0%
	30	薬務課	神奈川県後発医薬品使用促進協議会	13	4	30.8%
		計	497	148	29.8%	
産業労働局	1	産業振興課	神奈川県地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所評価委員会	6	3	50.0%
	2	中小企業支援課	神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会	13	4	30.8%
	3	商業流通課	神奈川県大規模小売店舗立地審議会	8	4	50.0%
	4	雇用労政課	神奈川県労働審議会	15	5	33.3%
	5	産業人材課	神奈川県職業能力開発審議会	14	4	28.6%
		計	56	20	35.7%	

局	No.	所管所属	名称	2020年度 (2021/3/31時点) ※計画対象外委員を除く		
				総数	女性	比率
県土整備局	1	建設業課	神奈川県宅地建物取引業審議会	8	3	37.5%
	2	用地課	神奈川県土地収用事業認定審議会	7	2	28.6%
	3	都市計画課	神奈川県都市計画審議会	9	3	33.3%
	4	都市整備課	神奈川県屋外広告物審議会	14	5	35.7%
	5	都市公園課	神奈川県公園等審査会	8	4	50.0%
	6	砂防海岸課	神奈川県港湾審議会	4	1	25.0%
	7	下水道課	神奈川県流域下水道経営懇話会	6	3	50.0%
	8	住宅計画課	神奈川県住宅政策懇話会	8	2	25.0%
	9	建築安全課	神奈川県開発審査会	6	2	33.3%
	10	建築安全課	神奈川県建築士審査会	7	3	42.9%
	11	建築安全課	神奈川県建築審査会	6	1	16.7%
	計		83	29	34.9%	
会計局	1	調達課	神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会	5	2	40.0%
		計		5	2	40.0%
企業局	1	経営課	神奈川県営水道懇話会	6	3	50.0%
		計		6	3	50.0%
教育局	1	高校教育課	神奈川県産業教育審議会	14	6	42.9%
	2	子ども教育支援課	神奈川県教科用図書選定審議会	20	16	80.0%
	3	学校支援課	神奈川県いじめ防止対策調査会	15	8	53.3%
	4	生涯学習課	神奈川県生涯学習審議会	15	6	40.0%
	5	文化遺産課	神奈川県文化財保護審議会	17	5	29.4%
		計		81	41	50.6%
合計				1487	548	36.9%

施策又は事業についての提案等をお寄せください。

神奈川県では、県民や事業者の皆さんとともに「一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる」男女共同参画社会の実現をめざしていきたくと考えています。

そのため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や事業への要望、制度の改善に関して皆さんからのご意見、ご提案等をお受けする専用の窓口を設置しています。

いただいたご提案については、該当する事業等を所管している部署から文書又は電話により回答します。

なお、場合によっては神奈川県男女共同参画審議会の意見を聴くことやご提案等の内容を県の刊行物等に匿名で掲載させていただくことがありますので、ご了承ください。

○ 提案できる人は、県内に在住の方、県内に事業所を有する事業者の方、県内に勤務又は在学する方です。

○ 受付窓口 神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室（県庁東庁舎3階）

あて先 〒231-8588（住所記入不要）

専用電話 045-210-3643

ファクシミリ 045-210-8832

フォームメール 神奈川県ホームページの共生推進本部室のページ

（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/danjo.html>）の「福祉子どもみらい局共生推進本部室へのお問い合わせフォーム」から送信いただけます。

* 2019 及び 2020 年度に、神奈川県男女共同参画推進条例第 14 条に基づく提案等として受け付けたものは 0 件でした。

2021(令和3)年版 神奈川県の男女共同参画 — 男女共同参画年次報告書 —

令和4年3月発行

編集・発行

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/danjo.html>

電話 045 (210) 3640 (直通)

ファクシミリ 045 (210) 8832

神奈川県

福祉子どもみらい局共生推進本部室

横浜市中区日本大通 1 丁231-8588 電話 (045) 210-3640 (直通)